

利用せしめるのである。

この制度は明治四十五年に制定されたもので、私設電話を施設し得ない者と雖も本制度により専用通信設備を設け得るので大いに利用されて居る。

三、市外専用電話（電話回線専用ニ關スル件）

市外通話區域に屬する地域に於て同一人（原則として）の専用にする爲政府の施設する電話を謂ふもので、明治三十九年に電話規則中に電話線を専用せしむることある旨の簡單な一條文を設けられたのが最初で、昭和十二年十月の電話規則改正の際には電話規則中より之を除き別に單行省令の制定を見たが、利用條件料金等に付ては依然許可の都度定めることとなつて居る爲明かではないが、從來許可されて居たものは大體に於て官廳とか新聞社、銀行等公共的事業の用に供せられるものに限定せられてゐる申請手續等は市内専用電話に準ずるものと見てよいであらう。

四、岸壁電話

岸壁又は棧橋に繋留する船舶と陸上との間の電話連絡の爲に船舶内に設置する電話を謂ふもので大正十五年に制定されたものである。この電話は一般の加入電話と同様市内通話市外通話も自由に出來、繋留中の船舶は本制度によつて多大の利便を享けて居るのである。目下本制度を實施して居る所は横濱、神戸、大阪、名古屋の四港である。尙本制度と略々同様の制度である浮標電話は、港灣内の浮標に繋留中の船舶と陸上との電話連絡を認め様とするものであるが、常時波浪や潮流の影響を受け浮標や船舶の位置が變轉するので海底ケーブルの敷設、接續其の他の装置上非常な困難が伴ひ未だ試験的通話の程度で一般の利用に開放される迄に至つて居ないが、然し其の實現も遠いことではない。

ロ、料金關係

電話料金制度は複雑多岐を極めてゐるが、電話料金の根幹をなす使用料と市外通話料とに付てその沿革を概観するに、先づ使用料は創業當時は都市別に定められたが、暫らく經過した明治二十五年から明治三十年迄は均一制を採用して居た。然し電話は都市の大小、加入数の多寡等によつて享便程度に差異があるので均一制は不適當と認め、明治三十年十二月よりは土地により段階を設け使用料額を異にすることとし今日に及んで居るのである。ただ段階を定める標準については當初は都市の大小、電話設備の程度及加入者数の多寡等を考慮することとしてゐたが、大正五年四月以降は加入数の多寡によるを原則として、例外的に設備の關係を考慮することとして現在に至つてゐる。市外通話料は事業創始以來一貫して距離主義によることとし均一制は全く採用されて居ない。

現行の電話料金は次の如くである。

| 局種別 | 一級局 | 二級局 | 三級局 | 四級局 |
|----------------|------|------|------|------|
| 基本料年額 | 四圓 | 三圓 | 三圓 | 三圓 |
| 加入料 | 三圓 | 三圓 | 三圓 | 三圓 |
| 度數料 | 一元 | 一元 | 一元 | 一元 |
| 市外通話 | 一元 | 一元 | 一元 | 一元 |
| 市外通話一度數毎に | 三錢 | 三錢 | 三錢 | 三錢 |
| 均一料金制施行局 | 五圓 | 四圓 | 三圓 | 三圓 |
| 加入區域設定なき局 | 七圓 | 六圓 | 五圓 | 四圓 |
| 別ニ關係電話線路百十米迄毎に | 二圓四錢 | 二圓四錢 | 二圓四錢 | 二圓四錢 |
| 別ニ關係電話線路百十米迄毎に | 二圓四錢 | 二圓四錢 | 二圓四錢 | 二圓四錢 |

局種別といふのは交換局の階級を局別に定められたものであつて、明治三十九年に始めて採用したときは土地種別と稱し甲乙丙の三種であつたが、四十一年に丁を追加し大正四年には戊己を加へて六種とし大正九年庚辛壬を加へて九種としたが、昭和十年更に二段階を追加するに際し十千による稱呼を廢して一級地より十一級地とし、昭和十三年一月より土地種別を局種別と改め更に一段階を加へ一級局より十二級局迄の十二段階

としたのである。

次に度數料金制度は大正九年四月に實施されたもので、それ迄は同一段階の加入者は同一額の料金を負擔したのであるが、加入數の増加すると共に料金の負擔が不公平となり電話サービスも低下し、従つて電話の普及發達上支障を及ぼすに至つたので、加入數の多い地には度數料金を施行することとしたのである。當初は六大都市のみであつたが昭和九年には廣島、福岡兩局に及び其の後金澤、札幌、岡山、函館、和歌山を逐次加へ、現在は十三局に達してゐる。

以上略述した通り電話使用料は其の時代に順應して幾多の變遷を見たが、尙此の外の加入電話に關する料金の主なものとしては、明治三十三年創設の加入料（昭和十二年迄は加入登記料と言ふ）電話線設備料（昭和十二年迄は電話線接續料と言ふ）機械移轉料、卓上電話機に對する附加使用料、同三十五年創設の私設電話接續に對する附加使用料、同三十九年創設の名義變更料（昭和十二年迄は電話名義書換料と云ふ）同四十年創設の電話番號簿掲載料、同四十五年創設の市内専用電話創設に對する附加使用料等がある。之等も電話制度の改變に隨伴して其の内容は漸く複雑化し料金額も幾度か變遷したが、昭和十三年一月より現行の如く改められるに至つたのである。市外通話料は通話區間の料程に應じ局別に定められるのであつて、現行規定に於ては最低は四料迄五錢で最高は二千四百料を超えるもの三圓七十五錢となつて居り、全部で三十一段階を置き各段階によつて五錢乃至二十五錢の差を設けて居る。

創業當初は市外回線が局部的であつた爲に、例へば東京横濱間、京都大阪間の如く一々區間別に定めて居たのであるが、市外回線の整備と技術の進歩に伴ひ漸次通話區域が全国的に擴大されるに至つたので、明治三十九年里程によつて段階を設ける制度としたのである。爾後多少の段階を追加したのと昭和三年の里程を料程に改正したのみで現在に至つたものである。

外地通話は朝鮮及樺太に對するものは、内地との連絡線が海底線であるのでこの海底線部分を連絡料（内鮮

間は一圓、内樺間は七十五錢）とし、陸地部分に付ては首尾料として内地は下關及稚内を朝鮮は釜山、樺太は大泊を基點とし、これより百料又は百二十料以内毎に二十五錢を増す所謂帶域料金制度を採用して居る。たゞ臺灣との通話は東京臺北間を無線連絡によるものであるので一通話時六圓の均一料金制によつて居る。

七、電話加入狀況

創業當時の電話加入數は東京電話交換局（東京中央電話局の前身）百七十九名、横濱電話交換局（横濱中央電話局の前身）四十五名に過ぎなかつたが、爾後電話の利用價值一般に認識されるに及び加入希望者は逐年増加し、殊に最近に於ては最も熾烈となり擴張に次ぐ擴張を以てしても之に及ばず、昭和十三年度の特別開通に於ける十日間の全國の申込者は九十六萬名と實に百萬に垂んとする狀況にある。

政府に於ても之等の熾烈な要望に副ふべく、第七十議會に於て昭和十二年度以降五箇年間の擴張計畫に於て加入者三十五萬名の増設を決定し、その實施初年度に於ては五萬五千名を増設し得たのであるが、第二年度の昭和十三年度に於ては支那事變の長期化に伴ひ擴張計畫が變更され、百萬に近い空前の電話加入申込も軍事上又は國家總動員上必要とするもの僅かに二萬五千名を開通せしむるの已むなきに至つたのである。昭和十四年度に於ても時局下國策に順應し、一般加入申込を抑制し前年と同じく軍事上又は國家總動員上電話を必要とするものみに限定した處、其の加入申込九萬三千餘に達したが、之に對し僅か二萬五千名（交換事務開始關係を含む）を増設したに過ぎない狀況であつて事變以來毎年の電話増設數は需要に伴はず、需要數は逐年積滞しつゝある現況にある。

現在（昭和十四年度末）加入數は約百三萬千余名で、大體單獨加入百一萬四千名、共同加入一萬八千三百名、連接加入千二百名である。而して共同加入、連接加入が新に設けられたのは明治三十九年のことであるが、連接加入は自動交換方式採用に伴ひ漸減し昭和十三年一月一日より廢止せられたが、工事上の都合にて前記

の如く約千二百の未整理加入を残し其の名残りを止めてゐるのである。

今電話の普及状況を府縣別に付てみるに、東京府の人口千人當加入數二八・六を筆頭に大阪府二七・二京都府二六・八で之に次ぎ、續いて兵庫縣二一・八、愛知縣一八・五、神奈川縣一七・〇の順で最も普及率の低いのは沖繩縣二・〇にして全國平均は一四・二である。(電話加入數統計三四九、四〇八、四八五頁参照)

八、電話利用狀況

イ、内地通話

我國の電話は明治二十三年十二月東京及横濱の兩地に交換業務を開始したのに源を發するが、當時此の文明の利器に對する世人に知識は意外に乏しかつた爲、加入者は僅かに東京百七十九名、横濱四十五名に過ぎず、一加入當平均一箇年間の市内通話利用度數も二千度内外にして、創始年度に於ける總度數は二十五萬餘度であつた。然し乍ら日清、日露、歐洲大戰及日支事變を経て我國は戦争の都度劃期的に飛躍し、政治、産業、文化等の發展に伴ひ電話の利用も漸次増加して來た。

創業以來昭和十四年度迄に於て、明治二十八、九年及大正九年以降大正十四年頃迄の間に於て稍利用度數の減少を見た以外はすべて増勢を辿り、昭和十四年度に於ては前年度に對し一割増加、一加入當り一箇年利用度數は五千二百九十二度(一日平均十四・五度)である。

最近十箇年間に於ける一加入當平均通話度數及對前年度増加割合は左表の通りである。

| 年 度 | 加 入 數 | 市内電話通話數 | 對前年度 増加割合 | 一加入當平均通話度數 | |
|-----|-------|---------------|--------------|------------|-----|
| | | | | 一箇年 | 一日 |
| 昭和五 | 九,五〇〇 | 三,〇七三,一七一,〇八一 | 〇・四 | 四,一三五 | 二・六 |

| | | | | | |
|----|-----------|---------------|-----|-------|-----|
| 六 | 七,七九,九四 | 三,一四六,二四,一三 | 〇・四 | 四,三三 | 二・八 |
| 七 | 七,六一,一六 | 三,二四三,八八七,四七六 | 〇・三 | 四,三六三 | 二・七 |
| 八 | 七,九六,五八 | 三,六〇一,四八六,三四三 | 一・一 | 四,五三一 | 二・四 |
| 九 | 八,三〇,四二 | 三,八二四,一九三,八九九 | 〇・六 | 四,六〇七 | 二・六 |
| 一〇 | 八,七〇,四七六 | 四,〇三九,〇五八,三五八 | 〇・五 | 四,六三九 | 二・七 |
| 一一 | 九,四三,三〇 | 四,四六四,二四,三五九 | 一・一 | 四,八八三 | 二・四 |
| 一二 | 九,八一,九三〇 | 四,七三九,一七四,六七八 | 〇・六 | 四,八三六 | 二・三 |
| 一三 | 一,〇〇六,四九八 | 四,九七七,三七五,七五五 | 〇・五 | 四,九五四 | 二・五 |
| 一四 | 一,〇三四,三八七 | 五,四七四,二六九,〇三二 | 一・〇 | 五,三九三 | 二・五 |

(備考)

市内電話通話數は加入者相互間發信、非加入者發信の有無料合計とす。

次に市外通話(時數)は明治二十二年東京熱海間に公衆通話が開始されてより相次いで東京横濱間、京都大阪間等に開始され漸次全國に普及したのであるが、其の利用は市外回線及通話局の増設或は即時通話、準即時通話等の新方式採用に伴ひ逐年激増し、明治二十三年度には僅に八千通話に過ぎなかつたものが同四十二年には九百三十七萬通話となり、二十箇年間に千倍以上の増加であり、更に次の十年後、大正九年には四千八百八十六萬通話、昭和五年には一億六千七百七十七萬通話と、十年毎に四倍以上の激増振りを示し、昭和十二年には實に三億六千萬通話に達し創業以來今日に至る迄五十年間終始増嵩の一途を辿り、一回も前年度より通話數の減退を見たことがなかつた。即ち大正九年は大戦景氣の反動を受け、凡ゆる經濟統計は前年より低下し、内外電報通數も亦急減したが、市外通話のみは八年度の三千九百萬通話に對し九年度は四千二百萬通話と増加してゐる。又大正十三年度は從來の一通話五分制を三分に改め實質上相當の値上げを行つたにも

拘らず、通話数は前年の六千二百萬通話より七千四百萬通話と約二割の増加を示してゐる。此の一事を以てしても市外電話の増進振りが容易に察知し得られる處である。尙最近十箇年間の市外電話の對前年度増加割合を示せば左の通りである。

| 年 度 | 市外電話通話數 | 對前年度增加數 | 同 上 割 合 |
|-------|-------------|-------------|---------|
| 昭 和 五 | 一六、一六、八五八 | 一一、五四、二九八 | 〇・七割 |
| 六 | 一八、〇三、六〇九 | 一一、八六、七五二 | 〇・八 |
| 七 | 一九、六五、三六八 | 一〇、六〇、七五九 | 〇・六 |
| 八 | 二二、六〇、四、五〇〇 | 三〇、九六、一七三 | 一・一 |
| 九 | 二五、七九、五、四〇〇 | 三五、八四、九七四 | 一・三 |
| 一〇 | 二七、七九、八、六三三 | 三七、〇〇、三、四九 | 一・六 |
| 一一 | 三〇、七三、三、四三九 | 三三、九四、三、七六 | 一・三 |
| 一二 | 三三、五〇、三、三三三 | 三四、八六、九、九三 | 一・一 |
| 一三 | 三六、七九、〇、三九九 | 一九、三〇、〇、一三七 | 〇・六 |
| 一四 | 四一、八〇、一、八〇三 | 五〇、〇一、四、三三四 | 一・三 |

(内地通話統計三六二、四一一、四九二頁参照)

口、外地通話

(一) 内 鮮 通 話

内地朝鮮間の通話は昭和八年一月十五日より開始せられ、其の通話状況は昭和八年度に於ては發著信總通話數八萬餘に過ぎなかつたが、昭和十二年度に於ては十七萬餘となり、更に今次事變の勃發以來大陸との關係密接の度を加ふるを反映して昭和十三年度には一躍二十七萬餘に上り、僅々五箇年間に三倍以上の躍進的

累増となつたが、昭和十四年度は更に激増し三十九萬餘を示してゐる。今累年の對前年度増加率を見るに昭和九年度三割四分同十年一割八分、同十一年度一割九分、同十二年度一割四分、同十三年度五割九分、同十四年度四割一分の増加となつてゐる。(外地通話統計三六五、四一三頁参照、以下内臺、内樺通話も同じ)

(二) 内 臺 通 話

内地臺灣間の通話は昭和九年六月二十日より開始せられ、昭和十年度に於ては發著信總通話時數二萬八千餘に達し、其の翌年には約七分を増加し三萬を突破した。昭和十二年度に於ては二萬六千餘となり前年度より約一割二分減少を示したが、昭和十三年度に於ては再び増勢に轉じ二萬九千餘となり、前年度に比し一割の増加を示したが昭和十四年度に於ては更に三萬二千餘約一割弱の増加を示してゐる。

(三) 内 樺 通 話

内地樺太間の通話は昭和九年十二月十二日より開始せられたのである。其の通話状況は昭和十年度發著信總通話時數四萬二千餘であつたが、昭和十一年度には六萬、同十二年度には七萬八千、同十三年度には十萬二千餘、同十四年度には十四萬四千餘と各年共三割乃至四割二分の激増を示してゐる。

九、電話收入狀況

電信收入狀況に於ても述べた通りであるが、大正十二年度以前の資料は關東大震災の際烏有に歸した爲、大正十三年以前は明らかにされないから大正十三年度以降につき述べることとする。
電話收入の科目別内譯は電信と同じく切手收入と現金で收納する電話收入とに大別され、電話收入は更に市内電話料、市外電話料、外國電話料、専用電話料、公衆電話料、加入料、請願電話費納付金及電話雜收に

細別される。昭和十四年度に於ける切手及現金収入の総額は一億八千八百萬圓に達し通信事業特別會計全収入四億一千萬圓の四割六分を占め、郵便事業の収入額一億四千六百萬圓を凌駕すること四千二百萬圓の多きに昇つてゐる。而して右の中市内電話料は一億七十一萬圓で電話事業全収入の五割三分五厘、市外電話料は八千四百八十萬圓で四割五分一厘、外國電話料は百二十九萬圓で七厘、電話雑收は六十九萬圓で四厘を占め其の他の合計は五十七萬圓で僅かに三厘に該當する。従つて茲では本収入の根幹を成す市内電話料及市外電話料に於て其の略述を試みることにする。

イ、市内電話料

本収入は切手収入の市内通話料、名義變更料、電話機移轉料並現金収入の電話使用料、度数料、公衆電話に依る市内通話料、市内専用電話料を合計したもので、年々電話加入者の増加及電話通話取扱局並に公衆電話所の増設に伴ひ累増するものである。されば大正十三年度の収入額は三千五百萬圓であつたが、翌年度特別開通制度の創始に因り加入者増設数は一躍五萬二千名に飛躍し、又關東震災の復興に因り漸次電話の開通を見た爲之に伴ふ収入額は前年度に比して七百五十萬圓増加した。其の後財政上の制肘を受け幾度か擴張計畫の縮小を餘儀なくされ収入割合を低下したとは云へ、収入額は毎年増加の一途を辿つて來たのである。而して昭和六年の滿洲事變以來産業の開發、貿易の股賑等を來し、又昭和十二年は支那事變突發の爲軍需工業の勃興生産力擴充の具體化を促し、且劃期的五箇年擴張計畫の實施初年度でもあつたので収入額は九千五百萬圓を算へ、前年度に對し五百六十萬圓、割合にして六割三分の激増を示したのである。斯の如き目覺しい増勢も支那事變の長期化に伴ひ事變下の財政關係や物資統制等の事情に因り昭和十三年途中に至り擴張計畫の縮小變更を餘儀なからしめた爲、収入額は前年度に對し二百四十萬圓、割合にして二分六厘しか増加しなかつた。次いで昭和十四年度は歐洲動亂勃發の影響を受け、度数料に於て二百四十萬圓、臨時電話料其

の他に於て百七十萬圓、合計四百十萬圓、割合にして四割二分を増加し、収入額は一億圓を突破するの盛況を示した。昭和十五年度九月迄の収入額は五千二百二十五萬圓で、前年同期に對し二百五十五萬圓、割合にして五分を増加してゐる。其の内譯は前年度と同じく度数料及臨時電話料が其の主なるものである。臨時電話料の増加は電話統制の結果電話の入手困難となつた爲非加入者の利用が増加したのに基因してゐる。(電話収入統計三七四、四一七頁参照)

ロ、市外電話料

市外電話料は切手に依る市外通話料並に現金収入の市外通話料、公衆電話に依る市外通話料、市外専用電話料を合計したもので、主として市外電話回線の増設に伴ひ年々増加するものであるが、市内電話料と異り景氣の變動に左右されることが多いのを特色とする。

大正十三年度の収入額は千七百萬圓で、それより毎年市外電話回線の増設に伴ひ經濟界の不況にも不拘收入は増加したのであるが、昭和五年頃迄は不振を免れなかつた。然し流石深刻な不景氣も昭和五年度を底として漸次活況を呈し始め且昭和六年度の滿洲事變以來産業の開發、軍需工業の股賑等に因り昭和十一年度迄は一年平均四百五十萬圓宛を増加したが更に昭和十二年度に至り今次の支那事變が發生した爲一層利用を昂め回線の増設五萬七千料と相俟つて収入額は六千八百萬圓に達し前年度に對し七百六十萬圓一割三分の増收となつたのである。超えて昭和十四年度は時局の進展と歐洲情勢を反映し經濟界は好況にあつたので發信通話時數も前年度に對し一割四分を増加し、収入額は一割八分即ち千二百八十萬圓を増加し八千四百八十萬圓となつた。増收額の主なものは市外電話料に於ける千八百八十萬圓、専用料に於ける四十五萬圓、切手収入に於ける四十萬圓等である。市外電話料の増加原因は回線の増設と相俟ち好景氣を反映した結果と稱すべく、専用料は時局産業方面の新規利用の増加に基き、切手収入は毎年電話通話取扱局數の増加に伴ひ非加入者の

利用が増大した爲である。昭和十五年度に入つても此の情勢に變化なく上半期に於ける収入額は四千七百二十萬圓で前年同期に對して六百九十八萬圓、割合一割七分を増加してゐる。之も主として既設加入者の利用増嵩したが、回線の増設之に伴はざる爲至急通話が相當増加した爲と認められる。(電話収入統計三七四、四一七頁参照)

一〇、官應用及私設電話

イ、官應用電話

官應用電話は官應用電信と同様明治三十三年八月制定された勅令「官應用ノ電信電話ニ關スル件」に基いて官廳が事務執行の爲(軍用電氣通信法に依るものを除く)に逓信大臣の定めた規定、即ち同年九月より施行の官應用電信電話規程に依り施設するもので、従つて施設目的に依る區別も電信の場合と同様である。而して我が國で電話が初めて實用に供せられたのは明治十年十二月本省と宮内省との間であるが、其の後間もなく鐵道警察等の官廳でも施設し、明治十八年電信條例を改正し之に電機私設の章を設け取締方針が明かとなるに及び漸次盛んとなつた。

扱て昭和十五年三月末現在に於て其の施設状況を見るに、回線數七〇、四二一、線路互長六〇四、四二六杆、電話機一一七、七二九箇であるが、線路互長を官應用電信の夫れに比べると約九倍の長さに當り、各施設の目的別に從ひ其の概況を掲げると次の通りで孰れも昨年より相當増加を示してゐる。尙括弧内は各總數に對する割合を示すものである。(官應用電話統計三七七頁参照)

(1) 事業專用

官應用電信電話規程第一條第三號に依り施設するもので、此の中には普通の施設の如く許可を要するものと鐵道線路に沿ひ停車場聯絡所又は信號所相互間に施設するもの、如く許可を要しないものがある。

るが、此の事業の中重要なものは鐵道が其の大半の九七%を占め、以下軌道、防火、營林、河川改修土木等であるが其の回線數は三七、三二八(五三%)、線路互長三五二、七〇一杆(五八%)、電話機六三、九八二箇(五四%)である。

(2) 警察事務並に刑事訴訟事務用

規程第一條第二號に依り内務省、警視廳、道府縣、裁判所等に於て施設するもので、之等は相互連絡され、鐵道事業用に次いで一大通信網を構成し、其の回線數三二、二一六(四六%)、線路互長二四〇、五二七杆(四〇%)、電話機五一、三二四箇(四四%)である。

(3) 電報送受用

規程第一條第四號に依り電信官署との間に電報送受の爲めに施設するもので、回線數は一三、線路互長五、七四七杆(一%)、電話機二五箇の僅かであるが、少い理由としては電報送受の爲めには此の外市内専用電話及一般加入電話に依り得る事情にも因るであらう。

(4) 近接地連絡用

規程第一條第五號に依り一市區町村内若は隣接市區町村間に施設するもので、回線數八六四(一%)線路互長五、五五一杆(一%)、電話機二、四〇八箇(二%)である。

ロ、私設電話

私設電話は私設電信と同一の制度に依り施設するもので、従つて其の施設目的に依る區別も電信の場合と同一であるが、此の施設に關する制度の始まりは明治十八年七月改正の電信條例中に電機私設の章を設け電氣の機器を以て通信傳話及號報を爲すものに付て規定されたに起る。而して同條例に基き私設電線規約の制定、明治二十二年には電信電話線私設條規の制定等あつたが、三十三年に至り現在の制度となつた。

扱て昭和十五年三月末に於て此の施設状況を見るに、回線数は二〇、八五二、線路互長は二七〇、一八〇杆
電話機は五三、一一五箇あり、此の線路互長を官廳用電話に比べると約二分の一弱であるが、私設電信に比
べると百四倍の長遠に達してゐて、以て如何に其の利用が普及してゐるかが窺はれる。次に各施設の目的に
従ひ（便宜上電氣工作物規程本則第九十一條に依り電氣施設の保安通信用として施設するものは事業専用と
區別す）其の概況を示すと左の通りである。（私設電話統計三七八頁参照）

(1) 事業専用

電信法第二條第二號に依り鐵道業其他電話の専用を必要とする事業の爲に施設するもので、其の事
業の主なものとは軌道（線路互長に於て八〇％）、鐵道（同一三％）、高壓電氣、水道、索道等で回線数は
七、一九五（三五％）、線路互長は一九〇、〇三七杆（七〇％）、電話機は二一、〇〇八箇（四〇％）である。

(2) 電氣施設の保安通信用

電氣工作物規程本則第九十一條に依り施設することを要するもので、施設上許可不要であるが、其の
回線数は七、三二九（三五％）、線路互長は七四、六一二杆（二八％）電話機は二〇、五八九箇（三九％）
である。

(3) 近接地連絡用

法第二條第五號に依り一市區町村内若は隣接市區町村間の如く近接地に於て一人又は一營業の爲の專
用施設であつて、回線数は六、〇七一（二九％）線路互長は四、六〇一杆（二％）電話機は一〇、九二四（二
一％）であるが、他の施設の如く線路互長に比較して回線數及電話機數が多いことは近接地相互間を結
ぶ施設であることを自ら物語つてゐる。

(4) 公共團體事務用

法第二條第三號に依り近接地に於て公共團體事務執行の爲に公署等相互間に於て施設するもので極め

て少く、回線數一四〇、線路互長八七八杆、電話機五五九箇である。

(5) 電報送受用

法第二條第四號に依り電信官署との間に電報送受の爲施設するもので、回線數僅か一七、線路互長五
二杆、電話機三五箇で、此の施設の少い理由は官廳用電話の場合と同様の事情に因るものと思はれる。

ハ、鑛業特設電話

鑛業特設電話とは、鑛業者の申請に依り同一人又は同一組合の經營に係る鑛業及其の直接附帶事業の専用
に供する目的を以て、逓信省の施設する特殊の電話利用制度である。本制度は明治三十八年の創設に係るも
ので、専用を許可せられた者は逓信省の指示に従ひ電話施設に要する機械線路其の他一切の物件を供給し、
其の設備維持を爲すもので、外形上は一般の私設電話と殆んど異なるところがない。然し一般の私設電話は
其の施設範圍は相當制限的である爲、鑛業の如き廣汎な地域に亘り施設を必要とする事業に付ては私設電話
では充分其の目的を達し得ない實情に鑑み、斯る特殊の制度が創設せられたのである。本制度に依る電話を
専用する者は、(一)原則として鑛業の爲に私設電話の併設が認められぬこと、(二)電話機一箇に付月額五十
錢の専用料を納付すること、(三)機械線路を濫りに連接又は撤去せざること、(四)施設全般に付逓信省の檢
査を受けること等の義務がある。

今其の施設の現況を觀るに、電話所數三二六、回線數一四、一四九、線路互長一〇七、二三六杆にして專
用料年額一〇九、〇〇〇餘圓に及ぶ状態である。

採鑛事業の大部分は交通々信に不便な山間僻地に於て行はれてゐる實情よりして、事務の連絡特に非常災
害の突發に際して避難、救護等の應急措置に關する連絡の爲には鑛業特設電話は必要缺くべからざるもので

本制度が鑛業の爲に貢献する所尠くないのである。特に最近鑛業の勃興に伴ひ鑛業特設電話施設も亦著増し昭和十二年十月(事變直後)より本年九月末迄の三箇年間に開設せられた電話所数は一〇五に及ぶ實況である。(鑛業特設電話統計三七九頁参照)

4. 無線電信

一、無線電信の起源

本邦に於て無線電信の研究に着手したのは明治二十九年(西曆一八九六年)であつて、即ち「マルコニー」氏が無線電信を發明した翌年である。當時遞信省に無線電信研究部が設けられ、鋭意研究の結果一の独自の方式を考案するに至り、明治三十年東京灣に於て海上一哩を距て、本邦最初の無線電信實驗に成功した。其の後種々改良工夫を施して遂に所謂「遞信省式」と稱する優秀な一方式を完成し、明治三十六年には長崎基隆間海上六百三十哩の長距離試驗通信に成功するに至つた。

一方陸海軍に於ても遞信省と相前後して研究に着手したが、明治三十三年には軍艦に無線電信機を装置して移動通信の試験に成功し、斯くて明治三十七年の日露の國交斷絶するに及び始めて實用に供せられ、殊に明治三十八年日本海々戰に於ては哨艦信濃丸が無線電信を以て「敵艦見ゆ」の通信を發して海戰の勝因を爲した。而して明治四十一年には海岸無線局及船舶無線局を設置して、船舶對陸地間に本邦最初の無線電信に依る公衆通信の取扱を開始するに至つた。

二、無線電信取扱局所

本邦に於ては當初無線通信事業は凡て之を政府專掌とした爲無線電信に依る公衆通信取扱局所も凡て官設のみとし、明治四十一年銚子に海岸無線局を、又東洋汽船所屬天洋丸に船舶無線局を設置して船舶對陸地間の公衆通信に利用したのを嚆矢とし、漸次海岸無線局及船舶無線局を増設したのであるが、其の後無線電信の進歩發達に伴つて船舶の航行安全上並に船舶對陸地間通信の必要が急激に増大したのに鑑み、政府は之が

普及を圖る爲、大正四年從來の無線事業の國營主義に幾分の修正を加へて無線電信法、私設無線電信規則及私設電信私設無線電信公衆通信取扱規則等を制定實施し、日本郵船所屬豐橋丸及若狹丸に本邦最初の無線電信取扱所を設置したが、其の後漸次普及するに至り、更に大正十四年船舶無線電信施設法の實施並に昭和九年船舶安全法の實施に伴つて船舶無線電信の施設は急激に増加した爲、公衆通信を取扱ふ局所も急増を見るに至つた。又昭和十三年には比較的小型の漁船及貨物船等に對し特に簡易な無線電信取扱所の設置を勸奨して其の普及を圖つた。之が爲船舶無線電信中公衆通信取扱所を設置しあるもの現在約六割に達し、更に漸次増加の趨勢にあるのであるが、未だ十分ではなく更に一段と之が普及を圖る爲對策考中である。又之等の船舶無線電信局所に對應する海岸無線局も漸次普及し、官設局の外私設、官廳用又は軍用の無線電信を供用したるもの等を設置し、更に漁業無線の發達に伴つて漁業通信専用の海岸無線局をも開設した。

陸上相互間の通信には有線電信の代用又は補助として國內主要都市連絡、小島嶼連絡、對外地連絡並對外連絡等に利用することとし、大正五年本邦最初の固定無線局として海軍軍用無線を供用して船橋無線電信局を設置し、又三重縣鳥羽、答志及神島に所謂小規模無線局を開設したが、越えて大正六年には本邦最初の陸上無線電信取扱所としてラサ島無線電信取扱所を設置し、又舞鶴海軍軍用無線を供用して本邦最初の軍用無線に依る陸上無線電信取扱所を開設した。又航空通信には昭和四年東京外六箇所に航空無線局を開設したのを始めとし、航空路の擴大に隨伴して漸次其の數を増加し、更に昭和十二年には内臺間定期航空の「ふじ」號及「にいたか」號に本邦最初の無線電信取扱所を設置した。航空機の無線電信取扱所の普及率が僅に一割程度に過ぎないのは蓋し船舶通信に比し航空通信の特異性に因るものである。而して昭和十五年九月末現在に於ては海岸無線局二十三（内官設十五、漁業専用三、その他五）、船舶無線局所千二百一十一（内官設二十一、船舶無線電信取扱所千二百九十）、固定無線局六十九（内官設二十三、小規模無線三十三、陸上無線電信取扱所十三）、航空無線局十九、航空機無線電信取扱所五の多きに達した。（無線電信局所統計二八七、三八五、四七三頁参照）

三、無線電信通信系統

無線電信に依つて公衆電報を送受する通信系統は次の通りである。

(1) 移動局との通信系統



(2) 國內主要都市相互間の通信系統

國內主要都市間有線通信の輻輳緩和並に非常災害による有線杜絶等の場合の萬全を期し、之等の土地所在の電信官署に夫々無線電信を装置し一定の連絡系統に従つて通信を爲す外、各航空無線電信局相互間に於ても航空關係通信の取扱を爲すと共に、非常災害時等有線連絡杜絶の場合には一般通信の疏通をも爲すことになつてゐる。

(3) 本土と小島嶼間及小島嶼相互間の通信系統

本土と小島嶼間には十四通信路、又小島嶼相互間には十四通信路があり、有線の代用又は補助として一般通信の疏通を爲してゐる。

(4) 外地との通信系統

内地と外地間に於て有線通信の補助又は有線連絡に代るものとして、主要地間無線電信連絡を爲し其の通信の疏通を爲し居る外、定期航空上の必要に基き兩地の航空無線電信局相互間に於ても關係通信の

疏通を爲してゐる。

四、無線電信機械

明治四十一年事業創始當初に於ける無線電信の機械は、送信機に火花式と稱する減幅電波送信機を用ひ、又受信機にはコヒラー又は水銀檢波器と稱する極めて幼稚なものを使用してゐたので、その通達距離も僅々百裡内外に過ぎなかつた。然し間もなく鑛石檢波器が發明され受信機の能率は著しく向上し、次いで大正二年瞬滅火花式送信機が發明されるに及び無線通信は急激な進歩を見るに至つた。その後電弧式、發電機式の如き持續電波送信機が發明されるに伴ひ、通信距離は愈々擴大し國際間長距離通信にも利用せられるに至つたが、更に無線通信に革命的發展を齎したのは三極真空管の發明に伴ふ真空管式送受信機の實用であつた。殊に放送無線電話の如きは真空管の出現に依て始めて實用の域に進んだと言つても過言ではない。水冷式真空管の發達は大電力送信の可能となり、商用通信に、放送に、受信品質は著しく改善せられ、無線通信の確實性は一段と増進した。次いで四極管、五極管と多極管の出現となり、高度の選擇性と増幅度とを有する優秀な受信機が製作せられるに至つた。更に水晶片を發振子とする水晶式送信機が發明されるに至り、發射電波の安定度、純粹性は愈々高度化された。

現在使用されてゐる機械及其の效用は大體次の通りである。

| 機 械 名 | 實用開始時期 | 摘 要 |
|--------|--------|---|
| 火花式送信機 | 明治四十一年 | 電氣振動回路の一部に間隙を作り之に對する電壓を或る程度以上に高め、該間隙に火花放電を起し、電氣回路に振動流を生ぜしめる。因に火花式送信機の使用は現在船舶に限られ且使用期限を附せられてゐるのみならず遭難通 |

| | | |
|-----------------|-------|--|
| 真空管式送信機 | 大正十二年 | 信等に使用する極めて小電力のもの以外は新に施設することを禁ぜられてゐる關係上其の数は漸次減少しつつある。 |
| 水晶制御式送信機 | 昭和三年 | 真空管の發振作用を應用して振動電流を生ぜしめる送信機で、之により發生する電波は持續電波であり自動式と主發振式とがあるが、前者は發振器を直接空中線に結合せしめたもので後者は發振器の後に更に増幅器を接続して發振周波數を安定且純粹ならしめた送信機である。 |
| オートダイニン式受信機 | | 水晶發振子と真空管とを組合せて高周波電流を發生せしめ之を増幅して純粹且安定なる持續電波を發射せしめる送信機である。 |
| スーパーヘテロダイニン式受信機 | | 檢波真空管自體で振動電流を發生せしめ、之と信號電流との間にビートを生ぜしめ之を檢波して持續電波を受信する受信機である。 |
| 超再生式受信機 | | 局部發振器により振動電流を發生せしめ、之と信號電波との間に生じたビートを檢波して生ずる中間周波數を幾段にも増幅して強大にし、之を再び檢波するもので混信分離及微弱な信號電波の受信に優秀な機能を有す。 |
| 無線方位測定機(方向探知機) | | 超再生檢波を行ひ受信するものであつて、三十一「メガサイクル」以上の(波長十米以下)の超短波の受信に適し比較的感度大なるを以て超短波の簡單なる受信に使用するものである。 |
| 緊急自動受信機 | | 空中線の指向性を利用して電波の來る方向を測る受信装置である。空中線としては棒型空中線、アドック空中線等があるが船舶、航空機等では前者を使用して居る。 |
| | | 受信装置と時計仕掛との組合せにより緊急符號を選択受信して警報を傳へる装置である。 |

(無線電信機械統計二九七頁参照)
次に無線電信、無線電話に使用せられる術語につき説明を加へることとする。

| 術語 | 解 | 説 |
|------------|---|---|
| 高調波 | 電波は基本波の外に其の二倍又は三倍といふ如き整数倍の倍数關係にある周波数の波を伴ふものとして、之を高調波と謂ふ。 | |
| 跳躍距離 | 送信「アンテナ」より放射された短波長電波は上空の「ヘビーサイド」層に衝突し反射し相當遠方の地點に達する。故に送信所に比較的近接した地點に於て送信所よりの直接波も又この反射波も到達しない受信不能の範圍を生ずる。此の範圍の外端迄の距離を跳躍距離と謂ふ。 | |
| 空中線電力 | 送信機から空中線に供給する電力を謂ひ、空中線に流れる高周波電流の自乗したものと空中線抵抗の積にして「ワット」或は「キロワット」にて之を示す。 | |
| 「フェーディング」 | 無線電信無線電話を遠距離で受信中送信側の電力、電波長が一定であり、受信側に於ても受信機の動作状態が一定なのに、其の受信音が時々微弱となることがある。之は「フェーディング」(視勢)現象と謂ひ上空の電離層の變動に基くものである。 | |
| 「デリンジャー」現象 | 無線電信無線電話の短波に依る遠距離通信中通信が突然に微弱になり或は消失することがある。之を「デリンジャー」現象と謂ひ米國物理學者 J. H. Dehinger 氏に依つて發見せられたもので上空電離層の急激な變化に基くものと考えられてゐる。 | |
| 「ボース」 | Voice Operated Device Anti-Singing の略で頭字をとつたもの。四線式の無線回路を二線式の加入電話回路に接続するのに用ひ受信音が再び送信回路に入る結果起る鳴音(Singing)を防ぐ爲に音響電流に依り繼電器を働かしめ受話中は自己の送話回路を、又送話中は受話側回路を遮断せしめる装置である。 | |
| 「コールドン」 | Carrier On Device Anti-Noise の略で、送話をすればその音響電流に依り繼電器が働き送信機より搬送波が出て同時に自己の受信機はその動作を停止し、送話を中止すれば搬送波は出なくなり受信機は動作状態に戻る装置である。送受信機が近接してゐるときに自己の送信による妨害を避け且電力經濟となる。 | |

無線電信に依る通信は電波の特性上深遠な學理と高等の技術を會得する通信従事者に依り行はれるのを必要とするのみならず、海上又は空中に於ける人命財貨の安全上重要な責務を帯ぶるものであるから、國際電氣通信條約附屬無線通信規則及我無線電信法規に於ても、當初から無線通信に従事する者は必ず所定の學術技能を有し、且一般私設無線電信の通信に従事する者は政府の交付する資格檢定合格證書を有する者たることを要求してゐる。

五、無線電信従事員

現在私設又は官廳用無線電信の通信に従事し得る者の資格等級は第一級、第二級、第三級、航空級及聽守員級であつて、夫々其の通信に従事し得る範圍を異にし、又船舶に於ては當該無線電信主任通信士となるには航路、旅客定員等に應じ一定の實務經歷を要することゝなつてゐる。

無線通信士の養成は官設無線電信の従事員に付ては當初より遞信官吏練習所に於て養成して來たのであるが、其の他の私設、官廳用無線電信の通信従事者に付ては、政府は大正八年以降社團法人電信協會をして無線電信講習所を設置せしめて無線通信士の養成に當らしめ、大正十四年以降毎年補助金を交付して之が事業を助成し、無線通信士の需給調節に資してゐるのである。又世界に誇る我國水産事業の發達を助成する爲漁船に對しては特に簡易な無線施設を極力奨励すると共に、之が通信従事者を各地に於ても養成せしむることゝし、之に對しては講師の派遣並に檢定試験の臨時施行等漁船無線通信士の需給調整には特別の措置を講じてゐる。

六、無線電信制度

本邦に於ては當初無線事業の國營主義を採用することゝし、明治三十三年電信法中私設に關する事項を除くの外、之を無線電信に準用する旨の遞信省令を公布して無線電信の政府專掌の趣旨を明にした。

次いで大正四年には無線電信法及私設無線電信規則（昭和八年私設無線電信無線電話規則となる）を制定して無線電信私設の制度を設け、更に大正十四年には船舶無線電信施設法を制定して一定船舶には無線電信施設を要することとし、更に昭和九年には船舶無線電信施設法を廢止して新に船舶安全法を制定し、船舶無線電信施設の強制範圍を擴大した。

之より先明治四十一年には無線電報規則を制定したが、爾來無線電信の利用範圍擴大に伴ひ漸次本規則に改正を加へ、或は船舶氣象觀測報告規則、無線方位測定規則等關係法令の整備を行ひ、又大正九年には一般電報料の値上と同時に無線電報料金制度をも相當改正して今日に及んでゐる。

(1) 氣象通信

船舶又は航空機の航行安全上氣象通信は特に重要なものであつて、海上ニ於ケル人命ノ安全ノ爲ノ國際條約」に依り各國は此の種氣象通信設備をなすを要するものである。本邦に於ては明治四十三年中央氣象臺より發する暴風警報を各海岸無線局より海上艦船宛放送したのを嚆矢とし、其の後中央氣象臺、海洋氣象臺其の他地方の支臺、測候所等の無線電信に於ても毎日定時に實況氣象報を放送することとなつた。而して又航行中の船舶は毎日定時に其の觀測した結果を中央氣象臺宛通報することとなつてゐる。

(2) 報時

明治四十四年東京天文臺より銚子の海岸無線局を通じて毎日日本標準時に依る午後九時の報時信號の放送を開始し、其の後東京無線局よりも同様の報時放送を開始することとなり、現在右兩無線局より長波、中波及短波の三周波數に依る同時放送に依り、日本標準時午前十一時及午後九時の二回に亘り日本式及學用式に依る報時信號を放送してゐる。

(3) 放送無線電報

大正十三年には航行中の艦船又は交通不便の離島に在る受信人に宛て、無線電信に依る「ニュース」放送を開始し、現在は長波及短波の同時放送に依り同盟通信社發信の内外重要「ニュース」を日本語及英語を以て一日五回放送してゐる。

(4) 航行警報放送

大正十五年には海上船舶の航行上の危險警戒に備へる爲、暴風警報及水路告示中緊急を要する事項を東京無線局より毎日定時に一般艦船宛に放送し、其の後各海岸無線局に於ても之を取扱ふこととした。又航空通信に於ても之に倣ひ實施してゐる。

(5) 無線方位測定通信

濃霧等に際して船舶又は航空機の航行安全に資する爲之等の無線施設より電波を發射し、此の電波の到來方向を無線方位測定機に依り探知して船舶又は航空機の位置を測定する無線方位測定通信は、本邦に於ては大正十五年試驗的に無線羅針業務を開始したのを嚆矢として漸次普及し、現在無線羅針局十三局に達してゐる。又一方無線標識業務は昭和二年の開始を嚆矢とし、漸次發達して現在其の數三十二局に達してゐる。又無線方位測定機を裝置する本邦船舶數は漸次増加して現在其の數四百隻に達して居る。

(6) 漁業通信

遠洋漁業の發達に伴ひ漁船又は道府縣水産事業指導船の無線施設は漸次増加し、現在其の數八百五十隻に達し、又之が對手たる陸上無線電信は道府縣水産試驗場及漁業組合等に於て施設するもの其の數二十五に達してゐる。

之等の無線電信は漁業氣象其の他一般漁獲に關する通信を行ひ水産事業の發達並に漁船の航行安全に資

するものである。

(7) 航空通信

昭和四年我國最初の商業定期航空の開始と同時に東京外六箇所に航空無線局を開設して航空無線通信の取扱を開始したが、更に昭和十五年には現在の發達せる航空事業の圓滑な運行に資し、以て特異性を有する航空通信の基礎的制度を確立する爲航空無線電報規則を制定した。尙現在に於ては航空無線局十九、航空機の無線電信施設五十八に達してゐる。

(8) 醫療無線電報

昭和十三年に創始した制度であつて、航行中の船舶内で船員、船客等に傷病者の發生した場合、船長は醫師の乗組んで居る他の船舶又は遞信大臣の指定した陸上病院に對し醫療手當上の指示を求めらるゝので、之が關係電報は特に優先順位と低額料金を以て取扱ふものである。

(9) 同報無線電報

昭和十五年に創始した制度であつて、同盟通信本社から全國主要都市に在る同社支社局に宛て發する「ニュース」並に中央官廳から全國地方官廳に宛て發する緊急指令通信等を取扱ふ爲、無線電信を以て東京より送信し之を全國同時に受信するものであつて、之が料金は其の特質に鑑み特に低額となつてゐる。

七、官應用及私設無線電信

イ、官應用無線電信

官廳が事務執行の爲施設するものであつて、大正九年官應用無線電信無線電話に付いては勅令第三百五十六號「官應用ノ電信及電話ニ關スル件」を準用する旨制定せられ、之に基き同年十一月省令を以て其の施設範

圍並に出願、届出方法等を規定したのであるが、現在主として鐵道事業、氣象事務、警察事務又は水産事業の監督若は指導の爲陸上又は船舶に施設するものが大部分を占め、大學又は専門學校等に於て學術研究の爲にする實驗用施設も亦相當多數ある。

現在其の數は事務用四十七、實驗用三十九、船舶施設のもの四十四に達して居る。(官應用無線電信統計三二二頁参照)

ロ、私設無線電信

大正四年無線電信法及私設無線電信規則を制定して私設を許可することゝして以來船舶に施設するもの漸次増加し、殊に大正十四年船舶無線電信施設法並に昭和九年船舶安全法等の實施に伴ひ其の施設は急激に増加して、昭和十五年九月末現在其の數千九百三十七に達し、又航空機に於ては昭和五年日本航空輸送所屬の「しらす」號外六機に施設したのを嚆矢とし現在其の數五十七に達してゐる。

一方陸上に於ては大正六年實驗用として許可したのを嚆矢とし、大正十年には事業用無線電信施設を許可した。而して現在事業用としては道府縣又は漁業組合等に於て施設する水産事業用のものを大多數とし、其の他は各種鑛工業用のものである。又實驗用の施設を許可せられてゐる者は無線機器製作者各種工業學校及一般素人研究者(無線機器製作者の従業員を大多數とす)等である。之等の施設は昭和十五年九月末現在に於て其の數事業用三十六、實驗用三百九に達してゐる。(私設無線電信統計三二二頁参照)

5. 無線電話

一、無線電話の起源

本邦に於ける無線電話は明治四十年頃より之が研究に着手したのであるが、鋭意研鑽の結果明治四十五年二月には逓信省電気試験所に於て鳥潟、横山、北村の三氏に依り所謂T・Y・K式無線電話機が發明せられ、海上三十哩の通話試験に成功するに至り世界の賞讃を博した。その後一層の改良工夫を施して大正五年四月之を伊勢灣口神島及答志とその對岸鳥羽とに装置し公衆電報の送受を開始したが、之こそ世界に於ける無線電話實用の最初のものであつた。

二、無線電話取扱局所

無線電話局所はT・Y・K式無線電話により大正五年四月始めて鳥羽、答志、神島に所謂小規模無線として設置し、相互間電報送受の目的に使用したのを嚆矢とする。

又對船舶通話は大正十二年神戸中央電話局と神戸灣内碇泊船舶との間に開始したのを嚆矢とし臺灣航路及鐵道省關釜連絡船との間に試験的に通話を取扱つたが、昭和三年之を制度化して無線電話に依る公衆通話の取扱を開始した。

又昭和八年には山形縣飛鳥酒田間に本邦最初の超短波無線電話に依る通話を開始した。

斯くて陸上及船舶に於ける無線電話取扱局所は漸次増加し、昭和十五年九月末現在其の數陸上に於ては固定業務十五局、移動業務三局、又船舶に於ては官設局十二局、取扱所(官廳用を供用せるもの)八に達してゐる。

(無線電話局所統計三一九、四〇五頁参照)

三、無線電話通信系統

無線電話によつて公衆通話を爲す通信系統は次の通りである。

(1) 移動局との通信系統

イ、船舶局——陸上局(有無線接續局)——電話加入者等
ロ、船舶局——船舶局

(2) 本土と小島嶼間及小島嶼相互間の通信系統

有線連絡に代へて無線電話を施設したものは全國に九回線がある。内六回線は同施設により電話通話と共に電報の取扱も爲してゐる。

(3) 外地との通信系統

内地と臺灣及關東州等との間に夫々無線電話連絡を有し、兩地各主要電話官署相互間に通話を行つてゐる。

四、無線電話機械

本邦に於ては明治四十五年所謂T・Y・K式と稱する無線電話機即ち特殊の火花間隙を利用した單信方式無線電話が發明せられたが、その後三極真空管發振器の出現を契機として無線電話装置は飛躍的進歩をなし我國に於ては大正十年神戸中央電話局に裝置し約一年半の實驗を行つた後、大正十二年先づ神戸灣内碇泊船と神戸市内電話加入者との間に通話の取扱を開始した。その後大正十五年頃より短波無線電話の實用を見るに及び、長距離無線電話業務の發達を促し、更に秘話裝置を附加することにより通話の秘密を保持し得る

に至つた。本邦に於ける短波無線電話の實用は、昭和五年頃より屢々對外中繼放送等に使用せられたことはあつたが、廣く公衆通話用としては國際電話株式會社の設立後である。尙小島嶼等の連絡用として超短波無線電話の實用を見るに至つたが、更に昭和十五年には青森函館間に海峽横斷超短波に依る搬送式多重無線電話を完成し、一裝置を以て有線電話回線六回路に相當する通信路を設定して多重通信を爲し得るに至つた。尙現今使用の機械及其の性能に付いては無線電信機械の項一六二頁及無線電話機械統計三四六頁を参照されたい。

五、無線電話従事員

無線電話に依る通信に従事し得る者は、無線電信に依る通信従事者と同様所定の資格を有する者たることを要し、其の資格等級は無線電信に依る通信従事者と共通資格たる第一級、第二級、第三級及航空級の外、無線電話に依る通信のみに従事し得る電話級の五種とする。(無線電信従事員の項一六七頁参照)

六、無線電話制度

大正三年電信法中私設に關する規定を除き、之を無線電話に準用する旨の省令を公布して無線電信と同様政府專掌の趣旨を明にし、又翌大正四年には無線電信法及私設無線電信規則を制定して無線電話の私設許可の途を拓いた。

一方無線電話に依る公衆通話は、大正十二年神戸中央電話局に無線電話を裝置して神戸市内加入者と同港内碇泊中の船舶との間に通話の取扱を開始したのを嚆矢とし、昭和三年無線電話通話規則を制定した。其の後遠洋航路の優秀船舶に無線電話が施設せられたのに伴ひ、昭和十一年新に船舶無線電話通話規則を制定して國際電話と同様の優秀なサービスを提供することとし、料金も陸地船舶間通話は有無線單一料金制とし、船

船の位置に依り一通話三圓、十二圓及二十一圓の帯域料金制を採り、船舶相互間は一通話三十五錢に改正した。次いで神戸、門司の兩無線電話局及近海航路以下の船舶に装置した中波無線電話設備を短波に改式し、之が通話料金に關し全面的改訂を加へるの必要を生じ、昭和十三年七月船舶無線電話通話規則を改正したのであるが、通話料金は原則として關係船舶の有する航行區域に依り遠洋、近海、沿岸各船舶通話に區別すると共に船舶の移動性を考慮し料金の合理化を圖つた。

七、官應用及私設無線電話

官應用及私設無線電話は、無線電信と同様大正四年無線電信法及私設無線電信規則の制定並に大正九年「官廳ノ電信及電話ニ關スル件」の勅令の改正に伴ふ官應用無線電信無線電話規則の制定等に依り、漸次増加した。而して官應用無線電話事務用としては主として鐵道事業、各種研究所又は警察事務等の爲に利用せられ、實驗用のものは各種學校又は研究所等に於て利用せられてゐる。私設無線電話は事業用としては主として水産事業又は各種鑛工業等の爲に利用せられ、實驗用のものは大體無線電信の場合と同様である。之等の施設（放送無線電話聴取用のものを除く）は昭和十五年九月末現在其の數陸上に於て官廳事務用十九、官廳實驗用三十八、私設事業用三十四、私設實驗用三百二十四、又船舶に施設するもの官廳用十七、私設五百三十、又航空機に施設するもの私設四十五に達してゐる。（官應用及私設無線電話統計三七九頁參照）

6. 放送無線電話

一、放送無線電話の起源

放送無線電話は西曆一九二〇年（大正九年）十一月、米國ピッツバーグ市ウエスチングハウス電氣會社がRDKA放送局より音楽、ニュース等を放送したのを以て濫觴とし、其の偉大な效用は忽ち各國の視聽を惹くに至り佛國、英國、獨逸等相亞で放送を開始するに至つた。我國に於ては大正十四年三月放送を開始した東京放送局を以て嚆矢とする。

二、經營主體

我國に於ては大正十年初頭より放送無線電話に關する制度及經營方法等の調査研究に着手したが、大正十二年民營を許可するの方針の下に放送用私設無線電話規則を制定公布したのである。然し乍ら放送事業の機能並に國家的使命に鑑み、營利會社の經營を排し之を公益法人に委ねると共に之が經營は飽く迄不偏公正ならしめ、公共的國家的使命を達成するに努めしむる必要よりして、之を政府の嚴重な監督の下に運營せしむる方針を確立し、大正十三年末より同十四年初頭にかけて社團法人東京放送局、同大阪放送局、同名古屋放送局に對し設立及施設の許可を與へ、同年三月より七月迄の間に於て夫々放送業務を開始せしめたのである。

事業創始の當時に於ては、一般にラヂオは娛樂機關視せられ其の經營は相當困難と思考せられたので、先づ地域、人口、文化の程度等を參酌し之を前記三都市に許可したのであるが、放送開始以來僅かに一年有餘の大正十五年九月末迄に聴取者數三十四萬五千餘人に達するの盛況を示した。而して之等聴取加入者の大部

分は放送局所在の大都市市民に限られ、放送局より遠く離れた各地方に對しては其の普及十分ならず、從つて之等各地方に在つては放送局設置に對する要望極めて熾烈なものがあつた。然し乍ら之等地方に對し各別に放送局の獨立經營を許すことは、經濟的に經營困難であるのみならず放送材料にも行詰りを生ずること明らかかなことであつたので、放送事業は之を全國的に統一し鞏固な基礎の下に經營せしめるのを適當と認め、大正十五年八月既設三放送局を合同し新に社團法人日本放送協會の設立を許可し、茲に内地に於ける放送事業は全く統一せられるに至り今日の隆昌の基礎を築いたのである。其後更に昭和九年五月業務運行に適正な統制を加へ且業務處理の正確と迅速を圖る爲、同協會の劃期的改組を行ひ以て事業の合理的運營を期して來たのである。

三、放送施設

放送無線電話は上述の如く大正十四年三月東京放送局の放送開始に引續き同年七月迄に名古屋及大阪放送局が夫々放送を開始したが、大正十五年八月社團法人日本放送協會の設立せられるや、同協會は内地孰れも地に於ても放送を聴取することの出来る放送設備整備に關する逕信大臣の命令に基き、放送局の増設、放送電力の増大、中繼連絡線の整備等の全國的放送施設擴張計畫を樹立して爾來之が達成に努め、昭和三年に廣島熊本仙臺及札幌の四主要局を開設したのを始めとし、續々と主要地に放送局を建設し、昭和十四年度末現在に於ては内地放送局數は三十五の多きに達した。又之が使用電力は最初「キロワット」以下のものを原則としたが其後鑛石式の如き簡易な受信機に依り聴取し得る様感度を増大する爲、昭和三年及四年中に東京大阪名古屋の三放送局の放送電力を一〇「キロワット」に増力すると共に新設の廣島、熊本、仙臺、札幌の各局は何れも一〇「キロワット」とした。更に二重放送實施のため昭和六年には東京中央放送局、同八年には大阪及名古屋中央放送局も夫々一〇「キロワット」の第二放送設備を増設した。然るに近時國際情勢の推移は尙

一段と放送電力の増大を緊要とするに至つたので大電力放送施設計畫を樹立し、既に東京中央放送局は昭和十二年十二月より百五十「キロワット」大電力二重放送を實施するに至り、昭和十四年度末現在に於て放送電力は總計三九五・六「キロワット」に達し、中繼連絡線の整備と相俟つて大放送網を結成してゐる。尙目下建設工事中にして昭和十五年度内に開設する地方放送局は青森外七局がある。又大電力放送施設擴張計畫として大阪及福岡の百「キロワット」二重放送設備は近く著工し、昭和十七年度初めには完成の豫定である。

次に放送事業の新分野を開拓する有線放送はラヂオ普及上且又無線放送が敵航空機の誘導を招來するといふ國防上の理由から其の急速實施が要望せられるに至つた。昭和十五年度に於ては重要都市地帯に數箇所を選定して電話回線を利用し試験的施設を行ふ豫定であるが、本格的の有線放送施設は逕信省、日本放送協會提携して目下具體的計畫に付調査研究中である。

又テレビジョンは歐米に於ても搖籃時代を脱せぬが、我が國に於ては日本放送協會が中心となつて數年前より鋭意研究に努めた結果、最近は歐米のそれに比肩し得る程度に進歩したものが出来るようになり、既に數度の公開實驗を試みた。本格的テレビジョン放送施設は著々準備中であるから遠からず之が實現を見ることであらう。(放送局施設統計三八一、四二一、四九五、五〇四頁参照)

四、聴取施設

聴取無線電話施設數即ち放送聴取加入者數は放送開始以來年によつて多少の消長があつたが逐年活潑な増加の一途を辿り、創業七年後の昭和七年二月には百萬に達した。其の後放送局の増設、聴取料の引下げ、受信機の改良等によつて、益々加速度的の増嵩を示し、十年四月には早くも二百萬を突破し、十二年五月には三百萬に到達した。更に支那事變勃發以來はラヂオの機能を最高度に發揚されると共に、積極的方策を講じて聴取施設の普及促進に努めた結果、益々急速に膨脹して、昭和十四年一月四百萬を超え、それより僅々一

年四月を經過した昭和十五年五月遂に五百萬を突破するに至つた。

然し乍ら聴取加入者五百萬と雖もその普及率は内地全世帯数の三割五分（都市五割六分、郡部二割二分）程度に過ぎず、時局下ラヂオの擔ふ重大使命に照し到底満足すべき状態ではない、依つて凡ゆる障礙困難を切り抜けラヂオの徹底的普及を圖ることが緊要である。

（聴取無線電話施設統計三八一、四二二、四九七、五〇四頁参照）

五、放送無線電話制度

イ、法令關係

大正十二年十二月無線電信法に基き放送無線電話の民營を許可する方針の下に、放送施設並に聴取施設に關する出願方法、使用機器裝置、運用方法及料金等を規定した放送用私設無線電話規則が逓信省令を以て制定施行された。其の後放送事業の發展と重要性に鑑み料金の減免、放送従事者の選任及解任、機器裝置の検査等に關する規定が追加せられたが、昭和十四年八月には公益に關する命令放送及標準受信機認定制實施に關する條項を加へた外、同年十一月に聴取施設に對する許可料の減額、施設願書の通信官署取扱、試聽の容認、掲出用許可章の新設等聴取普及獎勵を目的とする劃期的の改正が行はれた。

ロ、料金關係

（一）特許料

特許料は（放送無線電話施設者即ち社團法人日本放送協會が放送無線電話を施設することを特許せられたのに對し政府より課せられる所謂特許料である）創始當時は放送無線電話一施設に付一會計年度毎に五百圓の施設特許料を徴收したが、昭和三年四月より一會計年度毎に當該放送無線電話に對する聴取契約一箇に付二十錢の特許料を徴收することに改められて今日に及んでゐる。

（二）許可料

許可料は（聴取無線電話施設者即ち聴取者が聴取無線電話を施設することを許可せられるのに對し政府より課せられる所謂手数料である）創始當時一施設に付一會計年度毎に聴取特許料として二圓を課して居たのを其の後一圓に引下げた。更に聴取普及に資する爲昭和三年四月より之を改め許可料として施設許可の際一回限り一圓を課することとして來たが、時局に鑑み一層聴取者の普及促進に寄與する爲昭和十四年十一月より許可料を五十錢に減額し、且之は特殊のものを除き日本放送協會に於て負擔し代納することに改められた。

（三）聴取料

聴取料は（放送無線電話施設者即ち社團法人日本放送協會が聴取無線電話施設者即ち聴取者より徴收する料金である）創始當時は東京、大阪及名古屋放送局に於て各個に一定の聴取料を徴收して居た。其の後大正十五年八月日本放送協會の經營に移つてからは一律に聴取契約一箇に付き一圓を徴收して居たが、昭和三年四月より之を七十五錢に、更に昭和十年四月より現在の五十錢に値下げされた。

以上が料金制度變遷の概要であるが、ラヂオの公共性に鑑み一面不法聴取施設を嚴重に取締り公平な負擔と其の軽減を期すると共に、他面薄遇者其の他で公益上許可料及聴取料を免除するを適當なりと認められる者に對し、免除の方法を講じて之が施設を獎勵して居り、之等許可料及聴取料を免除せられるものは昭和十五年六月末現在に於て廿二萬二千六百四十四件、聴取料を免除せられるもの廿八萬七千六百六十九件に達してゐる。

六、放送事項

放送は其の創始當時單なる慰安機關視せられたが、今や報道機關として將又國民の啓發及教養の機關とし

て國民指導上重要な役割を演じつゝある。今次事變以來放送事項も大改革を加へられ、内容的には自由主義的色彩のものを排して國策的講演及演藝が大部分を占めると共に、形式的には從來の型を脱した新しい試みが實施されるに至つた。即ち事變以來設けられたものに早朝ニュース、ニュース解説、今日のニュース、天津及上海よりの定期連絡放送があり、更に昭和十三年七月ラヂオ時局讀本、同年九月時局演藝、昭和十四年七月時局談話を設けた。斯くして正確な戦況の速報、聖戦の意義、日本の使命を知らしめ國民の時局認識に貢献してゐるが、政府は最近其の政策の周知徹底を放送を通じて行ふに至つた。即ち昭和十一年林内閣の時から總理大臣がラヂオを通じて其の所信を披瀝することは新しい慣例となり、昭和十三年二月には政府の時間が設けられた。更に昭和十四年七月には精勤特報が設けられ、閣議や精勤委員會で決定された諸方策の趣旨を解説して精勤運動の周知徹底に協力してゐる。尙慰安放送も特に清新健全且つ明朗なるを期し、國民士氣の昂揚保持に當つてゐる。

以上の外種々の改革が行はれてゐる。昭和十三年十月開設された店員の時間は閉店後を利用して店員の慰安及智徳の涵養を目的としてゐる。昭和十四年七月放送を都市放送と全國放送に分け、都市放送には東京、大阪、名古屋の第二放送を充て、全國放送には從來の第一放送を充てることになつた。この改正は都市放送は都會竝にインテリ向とし、全國放送は地方竝に大衆を對象とするもので、この見地より全國放送と都市放送との間に内容の入れ替へが行はれたのである。

七、海外放送

海外放送は、海外に對する宣傳啓發並に在外同胞の慰藉といふ純然たる國家的使命に立つ、短波長に依る放送である。従つて本放送には相當巨額の經費を要するのであるが、聴取者には聴取料を課することなく、日本放送協會の手に依つて運営せられてゐる。

此の海外放送は國際無線電話用の二十キロワット送信機を利用して昭和十一年六月一日開設したのであつて、當時は布哇、北米西部方面向けに毎日一時間の放送に過ぎなかつたが、専用の五十キロワット送信機が完成し翌十二年一月より歐洲向、北米東部及南米向、海峽殖民地、ジャバ及濠洲向の三方面を増設し本格的放送の基礎を確立した。爾後支那事變勃發に際し放送機能を大いに發揮する爲放送時間の延伸、使用外國語の増加等極力擴充に努めたが、昭和十三年一月より北米東部及南米向を北米東部向と南米向とに分離した外、昭和十五年六月一日より布哇向及西南亞細亞向の二方向を増設した結果、現在は歐洲、北米東部、北米西部、南米、布哇、支那、南洋及西南亞細亞の七方面に對し日、支、廣東、英、獨、佛、蘭、西、葡、泰、ヒンズー、ビルマの十二箇國語を使用して毎日延十二時間の放送を行ひ、異色あるプログラムを以て國際電波戰に華々しい活躍を演じてゐる。

而して最近の國際情勢の進展と列國の宣傳戰の熾烈化に對處して、我が海外放送を一層權威あらしむべく根本的擴充の必要を痛感されるので、新に五十キロワット三臺及二十キロワット一臺の送信機を増設して現狀に數倍する大規模放送計畫を樹立し、昭和十六年夏までには完成の豫定を以て、目下著々取運中である。

八、放送無線電話收入狀況

放送無線電話收入は、ラヂオ受信施設の許可を申請する際に納付する聴取許可料と放送施設を特許された報償として聴取者數に應じ課せられる放送特許料との兩者から成つて居るもので、現在は何れも日本放送協會が納付することになつてゐる。

其の收入概況を略述すれば次の通りである。

イ、聴取許可料

大正十三年度は創業早々であつた爲收入額は僅かに一萬二千圓足らずであつたが、翌年度には一躍三十三

萬圓となつた。爾來逐年増加して來たが、昭和三年度に至り從來一會計年度毎に二圓宛納付を要した許可料が許可申請の際のみ一圓納付することに改められたので、新規聴取者数は前年度に對し約二倍半に激増したにも不拘收入額は却て三割を減じ三十萬圓に低減した。其の後昭和七年に一圓であつた聴取料を七十五圓に低減し、昭和十年には更に之を五十圓に改めたので一般的に相當利用を促したが、尙此の間放送局の増設も相次で實施せられた爲地方的にも聴取者の増加を招き相俟つて増收の原因を成したのである。就中昭和十二年度に於ては好景氣の反映と支那事變の發生とに依り前年度に對し十八萬圓即ち約三割を増加し八十九萬圓となつた。然し昭和十三年度は之の反動を受け七分の減少を示した。

次いで昭和十四年度は歐洲動亂の勃發及好景氣の影響を受けた爲新規許可件数は前年度に對し一割四分の増加を見たが、十一月に至り從來一件に付一圓であつた本料金を五十圓に低減され、且切手收入から現金收入に變更された爲收入額に於て十二萬圓の減收となつた。

昭和十五年度の上半期も前年度と全く同じで、新規許可件数は一割三分増加してゐるに不拘、許可料は十八萬圓の減少で三割九分を減じてゐる。(放送無線電話收入統計三八四、四二三頁参照)

ロ、放送特許料

創業當初は一會計年度毎に五百圓宛を徴收する規定であつたが、昭和二年度迄は假放送中であつた爲特に之を免除し、翌三年度より一會計年度毎に前年度末聴取者一名に付二十錢宛と改められ現在に及んでゐる。従つて本収入は昭和三年度に至り始めて生じたのである。而して同年度の收入額は七萬六千圓に過ぎなかつたが其の後聴取者の飛躍的増加に伴ひ躍進を續けてゐる。就中昭和十三年度の收入額は七十萬圓に達し前年度に對し十二萬圓、割合にして二割を増加した。之は聴取許可料の事項に於て述べた如き諸種の事情に因り右の如く増收となつたのである。超へて昭和十五年度の收入額は九十三萬圓となり前年度に對し十三萬圓割合にして一割六分を増加した。(放送無線電話收入統計三八四、四二三頁参照)

7. 日滿間電氣通信

一、日滿間電氣通信連絡の沿革及現状

日滿間電氣通信連絡は日露戰役中敷設した佐世保大連間海底電信線を以て嚆矢とし、爾來大正八年に至る迄日滿間通信は同海底線及朝鮮中繼に依る京城奉天線に依り取扱はれつゝあつたが、同年五月朝鮮經由の東京大連線を開設し、更に逐年激増する日滿通信の圓滑な疏通を圖る爲大正十年長崎大連間に海底線を、又其の後東京、大阪、下關の各地と奉天及大連との間に有無線連絡を設定し、我國と關東州及滿鐵附屬地相互間の通信は極めて緊密となつた。而して右地域以外の滿洲地方に於ける電氣通信は主として中華民國政府の經營にかゝり、同一地域に二箇の同種事業對立し制度及手續に格段の相違があり、公衆の不利不便甚だしいものがあつたが、昭和八年滿洲電信電話株式會社の設立に伴ひ爾後同社が滿洲國に於ける電氣通信を統一運營することとなつたので、逕信省會社間に於て、帝國政府通信系(日本内地、朝鮮、臺灣、樺太及日本委任統治南洋群島)又は芝罘日本電信局と、滿洲會社通信系(關東州及滿洲國)との間に於ける電信電話の取扱に關し協定を締結し、兩國間通信業務は一段と飛躍を見た。當時の連絡線は海底電信三條(芝罘大連線を含む)陸上有線電信四回線(鮮滿間を除く)及無線電信三回線(鮮滿間を除く)であつたが、其の後滿洲國の基礎確立するに伴ひ彼我間通信は増嵩の一途を辿り、之に對應せんが爲有無線電信の増設を圖ると共に東京新京間及東京大連間に無線電話連絡を開設し、更に今次事變勃發により兩國間の通信は激増を見たので、曩に昭和十一年度より建設中の日滿長距離ケーブルの完成により昭和十三年大阪奉天に待望の有線電話の開通を見、其の後逐次増設せられたが、昭和十五年九月日滿首都も直通有線電話に依り結びれることとなつた。尙日滿間ケーブルに搬送波を重疊する有線電信も昭和十三年十二月以來續々増設せられつゝあるのである。

二、日滿間電氣通信制度

イ、電 信

滿洲事變前に於ける滿洲の電氣通信事業は、關東州及滿鐵附屬地に於けるものは日本政府の、又右地域以外に於けるものは主として中國政府の經營下に在つたことは既述の如くで、前者と内地との間に發着する電報は日華電報と稱し、其の他は全て外國電報として各々異つた取扱をして來たが、昭和八年五月日滿兩國間に締結せられた「滿洲ニ於ケル日滿合辦會社ノ設立ニ關スル協定」に基き、同年九月一日以降滿洲全地域に於ける電氣通信の運営は同社に統一せられたので、遞信省は同社との間に於て帝國電氣系と會社通信系との間の電信取扱に關し通信線路、料金收得分、連絡線の保守費分擔等の事項を協定し、この通信協定に基き日滿電報制度を採用することとなり、別途省令を以て日滿電報規則の制定公布を見、同年九月一日より實施せられた。その根本的な點は課金制度に語數制を採用したこと、和文電報については三語の最低限語數を定めたこと、これら以外の取扱は原則として内國電報の例によることとしたのである。日滿電報の料金制度は當初普通私報和歐文とも一語十三錢とし和文は七文字一語制を採用したが、九年三月より和文八錢歐文十錢に低減し、和文は五文字一語、最低限語數を五語と變更して今日に及んで居る。今現行料金制度の概要を述べれば次の如くである。

(1) 本邦（朝鮮を除く）と關東州及滿洲國との間

| | | | |
|----|----|----|----|
| 私報 | 和文 | 一語 | 十錢 |
| | 歐文 | 一語 | 八錢 |
| 官報 | 和文 | 一語 | 六錢 |
| | 歐文 | 一語 | 八錢 |

(2) 朝鮮と關東州及滿洲國との間

| | | | |
|-----|----|----|----|
| 新聞 | 和文 | 一語 | 三錢 |
| | 歐文 | 一語 | 四錢 |
| 官私報 | 和文 | 一語 | 六錢 |
| | 歐文 | 一語 | 八錢 |
| 新聞 | 和文 | 一語 | 二錢 |
| | 歐文 | 一語 | 三錢 |

尙從來我國と在芝罘日本電信局との間に發着する電報をも本制度中に包含せしめて居たが、昭和十四年一月一日より右は日華電報として取扱はれることとなつた。

次に寫眞電信についてあるが、日滿「ケーブル」の竣工に伴ひ日滿間に寫眞電送が可能となつたので、昭和十四年九月一日より日滿専用寫眞電信制度を、同月一日より日滿公衆寫眞電信制度を夫々創始實施することとなつた。日滿専用寫眞電信は臨時専用と短期及長期専用とに區別し、臨時専用は公衆用電話線を使用し「ポータブル」寫眞電送機に依り、短期及長期専用は日滿専用電話線に依る電送を許容するもので、之が利用者は特に許可を受けた新聞通信社に限られ、料金は臨時専用は使用時間に應じ普通通話料の三倍とし、短期及長期専用は月額又は年額の特定期間料に依ることとなつて居る。

日滿公衆寫眞電信は差向き大阪奉天間電話線を利用し、左の條件を以て本邦滿洲間の寫眞電報を取扱つて居る。

(1) 取扱時間

| | |
|---------------|--------------|
| イ、受付時間 | 一般電報の受付時間に同じ |
| ロ、大阪奉天間寫眞電送時間 | 毎日午後六時より同十時迄 |

(2) 料

| | | |
|-----|---|------|
| イ、甲 | 號 | 四十三圓 |
| ロ、乙 | 號 | 二十五圓 |
| ハ、丙 | 號 | 十五圓 |
| 口、電 | 話 | |

日滿間の電話に付いては昭和八年締結の遞信省會社間通信協定中に原則規定が設けてあるが、取扱方法の細部に付いては隨時兩當事者間に協定することゝなつて居り、昭和九年八月東京新京間に無線電話連絡開設の際、連絡時間を本邦時午前八時より午後十一時迄料金を普通通話一通話時七圓、至急通話一通話時十四圓とし、其の他は大體國內電話と同様の方法に依り取扱ふことに申合せ今日に及んで居る。尙日滿「ケーブル」の竣工に依り有線電話線の作成容易となつたので日滿間に専用電話制度を創設し、昭和十四年十月一日社団法人同盟通信社、株式會社滿洲國通信社間に福岡奉天電話線の専用を認許した。

三、日滿間電氣通信利用狀況

イ、日滿電報

日滿電報制度は昭和八年九月創設、同月一日より取扱を開始した。同年度中に於ける有料電報取扱通數は發著合計約二百萬通であつたが翌年早くも四百八萬通に達した。

其の後滿洲國の基礎確立と日滿兩國關係の緊密化に伴ひ兩國間通信は毎年一割程度の増加を示したが、昭和十四年度に於ては七百九十九萬餘通の取扱があり平均一箇月六十六萬餘通に上つた。之を前年度に比較すれば一躍二割五分六厘の激増であり本制度創始以來僅々數年にして當時の約二倍の通信量に達したのである。滿洲に於ける産業五箇年計畫は今や其の半ばを完成し、對日重要資源供給地として我戰時經濟に多大の

貢獻をしつゝあり、邦人の滿洲への進出亦目覺ましく之を昭和八年に比較すれば約二倍に達するの盛況を示し、東亞新秩序建設の下、文字通り日滿一體の實を擧げつゝあるを以て、斯る情勢が兩國間通信に反映し右の如き著しい増加を來したものと考へられる。

最近の利用狀況を見るに、本年四月以降七月迄の四箇月間の取扱數は前年同期に比し更に一割八分の増加を示し、東亞共榮圈の擴大進展と共に兩國間の紐帶益々鞏固となり、従つて通信量も亦増嵩の一途を辿るものと思はれる。(日滿電報統計三〇八、三九五頁参照)

ロ、日滿通話

日滿通話は我國最初の對外電話として昭和九年八月取扱を開始せられた。同年度中に於ける取扱通話時數(發著信)は一萬五千であつたが翌年早くも三萬二千に達した。其の後滿洲國に於ける政治、經濟、産業等各方面に於ける急速な發展と日滿兩國關係の緊密化に伴ひ毎年著しい増加振を示したが、昭和十四年七月一日日滿間長距離電話回線の増設に伴ひ更に一層の利用増加を來し、昭和十四年度中に於ける取扱通話時數は十二萬五千に達した。之を前年度に比較して五割三分、創始の翌年即ち昭和十年度に比較し二十九割六分と云ふ驚異的增加振りである。

最近の利用狀況を見るに本年八月中に於ける取扱通話時數は前年同期に比し約二割の増加を示し兩國間通話の利用は我が大陸政策の進展と共に益々増加を見ることであらう。(日滿通話統計三六八、四一四頁参照)

8. 日支間電氣通信

一、日支間電氣通信連絡の沿革及現状

日支兩國間に始めて電氣通信連絡の設定を見たのは明治四年のことで、丁抹大北電信會社の長崎上海間海底線を以て嚆矢とする。明治の初年度政未だ充分整はなかつた時代に既に斯る高速度通信機關が出現し、單に支那一國のみならず歐米各國に對しても電氣通信の途が開けたことは我國政治、經濟、文化の發展上甚大な影響を齎したことは云ふ迄もない。然し乍ら其の後同社は英國大東電信會社と提携して東亞の對外電信を獨占し、日支兩國の自主的通信網建設を不可能ならしめた結果日支通信關係は何等進展を見ず、漸く明治三十一年に至り清國電報公司所有の淡水川石山線買収に成功し對支通信の一部を自營するに至つたのである。其の後明治四十二年には大連芝罘線、大正三年には長崎上海線、更に其の翌年には佐世保青島線を敷設し對支通信は稍改善せられたが、之等は何れも局部連絡に過ぎず而かも大北大東兩社の掣肘を受け充分其の機能を發揮し得なかつたのである。仍て我國は昭和五年支那に於ける前記外國會社の獨占權終了を機とし、之等各海底線の將來に關し支那政府と種々協議を重ねたが、支那側の事情に因り遂に正式調印に至らず暫定的に従前の状態を維持することとなつたのである。然るに昭和十五年五月我國は大北電信會社に對する特許狀の更改を行ひ、同年六月一日より會社海底線の長崎端を遞信省に於て運用すること、會社海底線に依る日滿支相互間電報の取扱は同年末迄を限り之を廢止すること、會社海底線の長崎に於ける陸揚權を昭和十八年四月三十日迄に限ることとし、我が對外通信に一新紀元を劃した。

他方無線通信に付いては昭和九年日支間無線連絡協定成立し、昭和九年六月東京上海國際電臺間及昭和十一年六月東京天津間（後本邦側連絡局を大阪に變更）の直通無線電信連絡並に昭和十一年二月東京上海間無

線電話連絡を開始し、日支間電氣通信は漸く自主獨立の域に達したのである。

尙今次事變の勃發に伴ひ長崎上海線を除くの外總ての有無線連絡は一時通信を中絶するの已むなきに至つたが、支那に於ける皇軍の進出に伴ひ通信連絡の應急的復舊に努め、更に北中支蒙疆の各地域に新政權の樹立せられるに及び之等各地域に於ける通信關係機關と協力し日支間通信の整備擴充に邁進しつゝある。即ち本邦と北支方面との通信に付いては滿洲、蒙疆及華北の各業者と協力し、昭和十二年九月一日以降本邦と北支及蒙疆間に發着する電報を日滿間連絡線經由に依り取扱ひ得ることゝしたが、翌十三年二月大連芝罘線を、次いで四月佐世保青島線を何れも復舊し、同年七月には東京北京間に、翌十四年一月には大阪天津間に夫々無線電信回路を新設又は復舊し、更に七月には東京張家口間に無線電信回路及大阪天津間に有線電話回路を、十一月には東京天津間に有線電信回路を、十二月には大阪北京間に無線電信回路を開設し、尙十五年十月には天津中繼に依り内地蒙疆間の通話取扱を開始する等激増する對北支蒙疆通信に備へ、又本邦と中支方面との通信に付いては昭和十三年四月大阪上海(日本電信局)間無線電信回路を新設、同年五月には大阪上海間無線電信連絡及同年十月には東京上海間無線電話連絡を復舊し、翌十四年十二月には東京上海間に無線電信回路を、十五年六月には大阪上海間無線電話連絡を開始し、同年八月には大阪上海間に歐文専用無線通信回路を増設する等、以て對中支通信疏通の迅速を圖り、更に又南支那方面に對しては廣東、厦門(鼓浪嶼を含む)、汕頭、海口との間に通信連絡の途を開設したのである。

二、日支間電氣通信制度

イ、電 信

從來日支間の電報は芝罘日本局に發着する僅少の例外を除いては總て外國電報として國際電信規則に依り取扱はれ、其の料金も「フラン」建となつて居り、和文電報の取扱はれる地域は上海、青島、芝罘、天津及北京に限定せられて居たのであるが、支那事變の勃發に伴ひ劃期的一大變革を見るに至つたのである。即ち北支那に於ける主要都市が新に皇軍占領下に置かれるに及んで、昭和十二年九月一日先づ北支軍用と本邦との間に日滿電報制度に類似した暫行制度に依る和歐文電報の取扱を開始し、逐次之を蒙疆、南支方面にも擴大し、一方上海方面の電報に付ても料金の低減を行ふ等、事態の變遷に對應し漸次其の態様を改めて來たのであるが、昭和十四年一月一日を期し、對北支、蒙疆、中支、南支を通じ日華電報制度なる新制度を實施したのである。

日華電報制度の主要な特色を挙げれば左の如くである。

- (1) 日華電報は和文及歐文を骨子とし華文の電碼は和文、歐文の孰れに依るも差支へない。
- (2) 和文は五字を以て一語とし、歐文は大體外國電報と同様十五字迄を一語とする。
- (3) 日華電報一通の最低限語數は和歐文共五語とする。
- (4) 無線電報は船舶、航空機等の移動體に發着するものに限る。
- (5) 料金は日本圓建とし原則として左の通りである。

一 般 電 報

| | | | |
|-------|----|----|-----|
| A、官私報 | 和文 | 一語 | 二十錢 |
| | 歐文 | 一語 | 廿五錢 |

但し日滿支官報に限り和歐文共五錢を減額する

| | | | |
|--------|----|----|----|
| B、新聞電報 | 和支 | 一語 | 六錢 |
| | 歐文 | 一語 | 九錢 |

無 線 電 報

A、無線料

| | | | | |
|------|-----|----|----|----|
| 新聞電報 | 官私報 | 和文 | 一語 | 五錢 |
| | 歐文 | 一語 | 七錢 | |
| 新聞電報 | 和文 | 一語 | 二錢 | |
| | 歐文 | 一語 | 三錢 | |

B、有線料 該電報陸上に於ける傳送區間に従ひ一般電報の料金に同じ

尙昭和十四年七月本邦北支那間に日華有線電話開通を機として日華間に専用寫眞電信制度を設定、新聞社又は通信社に於て携帯用寫眞電信機に依り、新聞紙掲載用の寫眞ニユースに限り前記電話線を利用して臨時的に寫眞電信の専用を行ひ得ることとした。電送區間は當初は北京又は天津と大阪との間であつたが、昭和十五年九月十一日より北京又は天津と東京との間にも電送を許可することとした。専用料は日華電話(普通)通話料の三倍である。

之等の専用寫眞電信業務に對して昭和十五年二月二十六日より東京上海間に無線連絡に依る公衆寫眞電信業務を開設し、差向き上海發東京著の新聞通信社宛寫眞電報の取扱を開始した。料金は寫眞の大きさに従ひ一通に付五十二圓(甲號)、三十圓(乙號)及十八圓(丙號)の三種とした。

口、電話

日華間の電話通話は昭和十一年二月國民政府交通部を對手方として創始せられたもので、其の取扱は國際電話とし料金は日本國建で三分時十五圓となつて居た。後昭和十二年八月日支事變の爲一旦休止となり、昭和十三年十月二十日華中電氣通信株式會社を對手方として復舊するに及んで、日華電話通話制度なる全く新たな装ひを以て再開せられたのである。又昭和十四年七月一日内地北支間及朝鮮北支間に電話通話の取扱が開始せられるに當つても其の制度は均しく日華通話制度に依ることとした。最近開始を見た内地蒙疆間の電話通話も亦本制度に依る。

日華電話通話制度の主な特色は左の如くである。

- (1) 番號通話の外指名通話をも取扱ひ、電話番號の代番號を指定し得る外に通話者の代人をも指定(指名通話の場合に限る)し得る。
- (2) 指定させた通話者呼び出す爲めには、他の電話を呼出す等種々努力する。
- (3) 通話料に付いては三分時以上は一分毎に三分時料金の三分の一を加へることとする。
- (4) 指名通話に對しては通話一回毎に一定額の料金を附加する。

A、通話料(最初の三分時に付)

| | |
|---------|-------|
| 内地——北支間 | 八圓四十錢 |
| 内地——上海間 | 七圓五十錢 |
| 内地——南京間 | 九圓 |
| 朝鮮——北支間 | 五圓四十錢 |
| 朝鮮——上海間 | 八圓四十錢 |
| 内地——張家口 | 十圓二十錢 |

B、指名料(通話一回に付)

| | |
|---------|-------|
| 内地——北支間 | 二圓 |
| 内地——上海間 | 二圓五十錢 |
| 内地——南京間 | 二圓五十錢 |
| 朝鮮——北支間 | 一圓五十錢 |
| 朝鮮——上海間 | 二圓五十錢 |

イ、日華電報

三、日支間電氣通信利用狀況

日支兩國は政治上、通商上或は文化上甚だ密接な關係に在るは今更多言を要しない處で、従つて我對支通信の利用も極めて多數に上り對外電信創始以來常に諸外國中最も優位を占めつゝあるの狀況である。今昭和元年以降に於ける對支通信の利用狀況を概観するに、元年は百萬通を突破し、同年の外國電報總數二百三十萬に對し約四割三分強に當つてゐる。其の後日支兩國の外交關係惡化の影響を受け毎年一萬五千乃至八萬を減じ、五年後には八十六萬三千餘通に減少した。次いで六年九月には滿洲事變勃發し爾來通信數は激減の一途を辿り、他方昭和八年九月新に日滿電報制度制定せられ、滿洲國に發著するものは總て該制度に依ることゝなつた爲、九年は五十六萬となり、十年は稍増加して五十八萬七千となつたが十一年は又も五十四萬八千に減少し、僅々十年間に約二分の一の激減振である。

更に十二年には今次事變の影響に因り各直通連絡線は一時中絶の已むなきに至つたが、同年九月より滿洲經由に依り北支との間に低料金による取扱の途を開いた爲、之が取扱數十二萬を加へれば十二年中の取扱數は合計六十一萬通となり、前年に比し稍活況を示すに至つた。次いで十三年に入るや皇軍占領地域の擴大と治安の恢復に伴ひ、邦人の進出日甚しく通信利用頗る激増し、同年の總通數は直通線經由のもの八十萬通、滿洲經由のもの六十六萬五千通、計百四十六萬五千通を算し、一日平均約四千通に上り事變前の約三倍に達するの狀況であつた。之等通信が事變勃發以來軍事上、政治上乃至經濟上貢獻した處は蓋し大なるものがあるであらうが、他面第一線將士への激勵、慰問或は銃後への報道等各般に亘り演じた役割も亦決して輕視し得ない處である。

斯くの如く日華間に於ける通信の需要はまことに熾烈なものがあつたのであるが、電報制度の上にては或は外國電報制度によるものあり、或は日滿電報制度に準ずるものあり、加之其の料金も比較的高額で而も區々に亘つて居た爲、日滿支間電信は凡ゆる角度から之が整理統合の必要急なるものがあつて、遂に昭和十四年一月一日日華電報制度の制定を見るに至つたのである。爾來日華間通信は外國電報制度より離脱し統一した新制度の下に極めて低料金に依り取扱はれることゝなつた爲取扱數量も急激に増加を見るに至つた。

之を昭和十四年中の實績に徴するに總通數は別表の通り二百五十八萬通で此の中發信は百十六萬通、著信は百四十二萬通、發著一日平均は約七千通に達し之を前年の一日平均四千通に比較すれば約八割増に當る。尙語數は發信一千八百八十三萬語、著信一千四百五十三萬語、計二千六百三十六萬語で之が一日平均は約七萬語に上り前年の約六割五分増をなしてゐる。此の外目下外國電報の例外として取扱れて居る大北會社線經由本邦上海間通信數を加ふれば十四年中の日華間通信は更に増加を見ることゝなる。次に目を轉じて本年一月の取扱狀況を觀察すれば、通數二十三萬通、語數二百三十二萬語で、之を十四年一月に比較すれば約五割の増加となり、右増勢は最近頗る顯著なるものあるを如實に物語つてゐる。

今後南北中支に於ける新秩序建設工作の進展と東亞共榮圈の擴大強化に伴ひ日華間通信は愈々重要性を加ふるに至るべく、之が通信量も更に増嵩の一途を辿ることであらう。(日華電報統計三〇九、三九九頁參照)

ロ、日華通話

日支間通話は昭和十一年二月十五日日本邦上海間無線連絡に依り取扱開始、翌十二年八月十三日今次事變が上海方面に擴大されるに及び本連絡は中絶の止むなきに至つたが、翌十三年十月再び同方面との間に從來の國際通話より分離して日華通話なる新制度の下に通話の開通を見るに至つた。昭和十三年度中の利用は接續度數二千七百回、通話時分一萬五千であつたが、十四年七月大阪天津間並に京城天津間に長距離電話回線新設され、北支方面との通話開始されるに至り十四年度中の利用は接續度數一萬八千六百回、通話時分十萬に

達した。今右の中上海方面通話のみを一箇月平均通話時分に依つて前年に比較すれば七割四分の利用増加となりその増加振りには驚嘆すべきものがある。

尙最近の利用状況を見るに本年八月中の利用は前年同期に比し二割六分の増加を示してゐるが、今後日華通話は我が東亞政策の進展に伴ひ益々著しい利用増加を來すものと謂へる。(日華通話統計三六九、四一五頁参照)

9. 國際電氣通信

一、電 信

イ、對外電信連絡の沿革及現状

我國の對外電信連絡は、明治三年丁抹の大北電信會社が帝國政府の免許を受け、長崎上海間及長崎浦鹽間に各一條の海底線を敷設して本邦と諸外國との間に發著する電報の取扱を開始したのに其の端を發して居る。其の後明治十六年に至つて右の兩海底線は各二條に増加せられ爾來三十年間我國唯一の對外電信連絡線であつたが、領臺後の三十二年には清國電報公司より淡水川石山間海底線を買收し、又明治三十九年に至つては小笠原島及グロム島を經由する日米間海底線連絡の開通を見、茲に本邦對外通信は一方の活路を見出すに至つた。同線は米國商業太平洋海底電信會社との協定に依り、同社が有する桑港より布哇、ミッドウエー、グロムを経て馬尼刺に至る海底線と、東京より小笠原島までの本邦敷設の海底線とを小笠原島及グロム間を接ぐ前記の海底電信會社の海底線に依つて連絡するものである。

次いで明治四十一年の日清電信協約に依り明治四十二年芝罘大連間海底線、大正三年朝鮮及樺太國境に於ける日ソ連絡陸線の開設を見たが、對支通信に於ては別項に於て詳しく述べるが如く、大北電信會社が日本及支那に於て享有する對外電信の獨占權に妨げられ我國獨自の連絡線建設の機を得ず、永年外國會社の羈絆を脱することを得ざる状態に在つた。然るに明治四十五年大北電信會社へ付與した獨占權が消滅するのを機とし、先づ長崎上海間に政府の海底線を敷設し大正四年より通信を開始した。又同十四年には佐世保青島間海底線の開設に依つて有線連絡に依る對支電信業務は漸次改善せられるに至つたのであるが、世界各國との

自主的通信網の設定は未だ容易に實現の運びに至らなかつたのである。

然るに無線電信の發明發達は別項記述の如く、各國を驅つて此の有力な新通信方法に依る自國電信系の建設に邁進させ國際電信界に一大革新を招來したのであるが、我國も此の機運に乗じ大正四年落石ベトロバプロウスタ間に最初の國際無線連絡を開設し、次いで大正五年海軍所屬の船橋無線局を利用して布哇との間に無線連絡を開き、之を通じて日米間に新たな通信連絡を設定した。其の後大正九年五月より翌十年三月にかけて、福島縣原ノ町を送信所とし同富岡を受信所とする大規模の磐城無線電信局を新設して對米無線電信を充實し我國對外電信事業は之に依り劃期的躍進を見たのである。

其の後政府は世界の大勢に鑑み、大無線局を建設して我國独自の國際通信系統を組成し對外通信自主權の伸長を企圖したのであるが、之には巨額の經費を要し、當時の財政状態を以てしては實現困難とせられたので民間資本に依り此の目的を達する方策を樹て、遂に大正十四年特別法に依り日本無線電信株式會社を設立し無線電信設備は同社をして建設せしめ、政府が之を使用して必要な諸國との間に無線連絡を開始することとした。而して同社は政府の命令に基き創立以來對米、對歐、對極東南洋の通信に充つべき無線設備を建設し政府亦之に並行して諸外國との無線電信連絡開設に努力した爲、今や我國の對外無線電信連絡は對米八回路對歐九回路、對極東南洋十一回路（對滿支通信回路を含まずこれに付ては別掲日滿、日支間電氣通信の項一八五及一九一頁に述べてある）の直通通信路を有するに至り、國際電信界に於て確固たる地位を占むるに至つたのである。

尙昭和十四年九月勃發を見た第二次歐洲大戰は國際電氣通信界に相當深刻な影響を及ぼし、各國共電信電話の取扱に對し嚴重な制限を適用した外、戰禍に因る通信回線の杜絶したるものも尠くなく、我國の對歐回線中にも一部中絶の止むなきに至つたものもあり時に疏通上の圓滑を缺くが如きこともあつたが、蓋し戰時に於ける當然の現象であつて、當局としては常に適宜の措置を怠らず戰禍を最小限に止めんことを期し諸種の對策を講じ來つた次第である。

以下之等對外有無線電信連絡線別に其の概況を述べることとしよう。

(一) 有線電信

有線電信連絡としては現在對滿支關係（別掲一八五、一九一頁に述べてある）を除き大北電信會社の長崎浦鹽斯德間海底線、朝鮮國境及樺太國境に於ける日ソ連絡線、東京グアム間海底線がある。其の各連絡線別の概況は次の通りである。

(1) 大北會社の長崎浦鹽斯德間海底線

本線は丁抹國大北電信會社が帝國政府及露國政府より各別に免許を受け、明治四年十月五日敷設を了し同年十一月二十一日より通信を開始したものである。

本海底線は浦鹽斯德に於てロシア橫斷線と連絡し、レニングラードに於て更に同社の海底線と連絡して英國其他歐洲諸國に通ずるもので、歐洲方面と本邦及日支間電氣通信事項に於て述べた中華民國（長崎上海間海底線經由）との間の通信に對する最も古い歴史を有する連絡線の一つである。尤も本線は昭和十五年五月締結の遞信省及大北會社間の約定に基き同年六月一日より長崎端の運用は我が方の長崎電信局に於て行つてゐる。

(2) 朝鮮國境及樺太國境に於ける日ソ連絡線

本連絡線は大正三年五月一日の各電信連絡に關する日ソ間約定に依り、朝鮮國境に於ける連絡は朝鮮慶興と沿海州ノウオキエフスクとの間に造里山及ボドゴルノエを經由して建設せられ、又樺太國境に於ける連絡は敷香（ナイロ附近）とオノールとの間に建設せられたもので、大正三年十二月一日より通信の取扱を開始した。

日露戰役後の協商に依り兩國間の國交は親密の度を加へ、殊に鐵道の連絡存在する關係上兩國間に發

著する電報の數も漸次増加し來り、大北電信會社の長崎浦鹽斯德線及支那經由キヤクタ線の外に更に滿洲、朝鮮及樺太等の國境に於て日露陸線の連絡を設け、低廉な料金で通信の出来る途を開くことの必要を痛感するに至つたので、先づ以て露國の免許を有する大北電信會社を説得して其の同意を得た上、露國政府と協議し前記電信連絡に關する日露約定の締結を見た次第であるが、滿洲に於ける連絡に付ては支那政府に於て同意しない爲め遂に實現するに至らなかつた。

(3) 東京グアム間海底線

本線は明治三十八年九月十二日附帝國政府と米國商業太平洋海底電信會社との間の協約に依り、政府は東京より小笠原群島中の父島迄、商太會社はグアムより父島迄夫々海底線を敷設し、父島に於て兩線を接続して東京グアム間直通と爲すものであつて、明治三十九年八月一日より通信の取扱を開始した。本線の開通を見るに至る迄は日本は、對外電信連絡としては僅に大北電信會社の長崎浦鹽斯德線及長崎上海線を有したのみ、而も日露戰役中長崎浦鹽斯德線は不通となり、我對外電信の生命は一に懸つて長崎上海線に存したが、若し不幸にして同線も亦不通となるが如きことあらば我國は全く對外通信の途を失ひ孤立無援の状態に陥るべきにより、他に通信線路を開設するの必要を痛感し、最初の計畫としては東京グアム線を日本の手にて敷設せんとし、グアム島に於ける陸揚權に付米國政府の意嚮を探つた處開戦中の日露兩國は孰れも米國と友好關係に在るので、米國は右の陸揚權を日本に付與することは其の宣言した嚴正中立と一致しないと言ふ點がある爲右計畫實行の可能性なく、遂に之を變更して本線の開設を見るに至つたものである。

本線は主としてアメリカ通信を取扱ふことを目的とし其の大部分は本線を通じた處、日米間無線連絡の開設並に特に最近には本邦側の無線利用宣傳施設の徹底化により大打撃を受けた。本線の施設に關する協約の有効期間は三十箇年で、昭和十年九月十一日限り満期となるので同年八月三十日更に追加協約

を締結し五箇年の延長を爲した。

尙本線は毎日一定時間東京父島間の通信を取扱ふ爲其の時間中日米直通を休止してゐる。

(二) 無線電信

無線電信連絡としては現在左表の通り多數の直通回線を有して居るが、之等回線の大部分は國際電氣通信株式會社の提供する設備を政府に於て運用して居るものであり、設備及運営共に政府の手に依るものは地方的一部回線に過ぎない。(左表※印を附したのは設備運営共政府の手に依るものである)

| 方面別 | 對手局所在地 | 本邦局所在地 | 通信開始年月日 |
|--------|----------------|------------|-------------|
| 亞米利加方面 | 桑港(RCA通信會社) | 東京 | 昭和三年九月一日 |
| | 桑港(マツケイ無線電信會社) | 東京 | 昭和九年十一月十五日 |
| | 桑港(プレスワイヤレス會社) | 東京 | 昭和十三年十月一日 |
| | ブエノスアイレス | 東京 | 昭和七年十二月一日 |
| | メキシコ | 東京 | 昭和九年十月二十四日 |
| | リオデジャネイロ | 東京 | 昭和十年三月三十日 |
| | サンチアゴ | 東京 | 昭和十二年九月二十五日 |
| | リマ | 東京 | 昭和十五年七月一日 |
| | ※ 桑港(RCA通信會社) | 東京 | 昭和十五年四月十五日 |
| | 倫敦 | 大阪 | 昭和五年一月二十六日 |
| 巴里 | 大阪 | 昭和五年三月一日 | |
| 伯爾 | 大阪 | 昭和四年四月二十二日 | |
| ワルソ | 大阪 | 昭和四年四月十五日 | |

- らず増大せられ、従前に比し兩地間通商貿易の發展に多大の貢獻を爲しつゝある。
- (6) リオデヂャネイロ線
本連絡は本邦とブラジル間通信は勿論其の他南アメリカ各地發着電報をも取扱ふ。本連絡の開設に依り南米通信は一層速達することゝなつたと共に電報料金も相當低減せられたのであつて、對南米貿易の發展に資するところ尠くない。
- (7) サンチアゴ線
本連絡は本邦とチリ國及ペルー國間に發着する通信を取扱ふ。
- (8) リマ線
本連絡の開設は他の南米各線に比し遙に遅く、昭和十五年七月開設せられたのであるが、電報の取扱範圍は南米回線中最も廣く、南アメリカ地方に發着する通信は勿論中央アメリカ及西印度諸島發着の通信をも取扱ふ。本連絡の開設に依り本邦とペルー、コロンビア、エクアドルとの間の電報料金は約二割方低減せられ我對南米通商貿易の伸張に一層の寄與をすることゝなつた。
- (9) 倫敦、巴里、伯林、ワルソーの各歐洲線
倫敦線は昭和五年一月二十六日、其の他は何れも昭和四年四月十五日より双方通信を開始したもので主として歐羅巴各地との間の通信を取扱ふ外アフリカ方面に發着する通信をも取扱ふ。之等直通回線の開設前に於ける歐羅巴及亞弗利加方面通信は大部分浦鹽線又は香港線經由にて開通せられた爲我が國は政治、經濟上多大の不利益を被つて來たのであるが、之等各回線の開設に依り、右不利益は克服せられ、本邦と歐羅巴及アフリカとの通信は大いに改善せらるゝに至つた。
- 尙今日では東京伯林間及東京倫敦間に寫眞電信の取扱をも開始してゐる。
- (10) 壽府線

- 本連絡は滿洲事變に關して國際聯盟の華かであつた昭和七年二月に開始せられたもので、爾來本邦瑞西國間の通信を疏通して來たのであるが、昭和十五年八月より佛蘭西に發着する通信をも取扱ふことゝなつた。
- (11) アムステルダム線
本連絡は本邦と歐羅巴各地及蘭領西印度との間に發着する通信を疏通して居る。
- (12) オスロ線
本連絡は主として本邦と諾威其他北歐諸國との間に發着する通信を取扱つて居る。
- (13) モスコー線
本連絡は本邦と歐羅巴露西亞との間に發着する通信のみを取扱つてゐる。
- (14) マニラ線
本連絡は本邦とヒリツピンとの間の通信の外本邦シアム間通信並にフィリツピンと歐羅巴及西部亞細亞諸國通信の中繼をも取扱つて居り、連絡状態は甚だ良好である。
- (15) バタヴィア線
本連絡は昭和四年開設以來バンドン線と稱せられて來たが、昭和十五年六月バタヴィア線と改稱されたものである。その通信取扱の範圍は本邦と蘭領印度及濠洲との間の通信である。昭和六年五月双方の施設を根本的に改善、以來通信成績は著しく良好となり、其の經過時分の如きも三、四十分となつた。南洋方面に於ける本邦貿易の發展目覺しいものがあるのは本連絡が興つて力あるものと言ふことが出来る。
- (16) サイゴン線及バンコック線
兩線共開設以來本邦と佛領印度支那及泰國との間の通信を取扱て居るが東亞共榮圈の確立せられるに伴ひ、前記バタヴィア線と共に其の活躍が期待せられてゐる。

(17) ボンベイ線

本連絡は本邦と英領印度及アフガニスタンとの間の通信を取扱つて居る。英領印度との通信は從來海底線經由の一途のみで且數中繼を要した爲電報の誤謬率及經過時分の如きも尠くなかつたのである。而も本邦と同地との通商關係特に密接なるに鑑み、本連絡の開始は日印通商貿易に貢獻するところ多大なものがあつた。尙連絡状態頗る良好で常時高速度通信に依り活潑なる取扱をしてゐる。

(18) ベールート線

本連絡は昭和八年一月對ボンベイ連絡と同時に開始したもので、主として本邦と西部亞細亞及アフリカ諸國との間の通信を疏通して居る。其後大いに設備を改善し益々良好な通信成績を擧げてゐるので、エジプトを足場として同方面へ發展せんとしつゝある本邦通商貿易に寄與する所尠くない。尙現在では歐羅巴各地發フイリツピン宛通信、歐羅巴各地發中華民國宛通信、シリヤ、レバノン及エジプトと中華民國との通信等の中繼取扱をも行つて居る。

(19) カブール線

本連絡は本邦アフガニスタン間に發著する電報のみを取扱つてゐる。通信量は未だ些して多くはないが本連絡の開設に依り日ア間通商關係の發展を促進するものと豫想され、従つて電報も漸次増加すべく又一面列強勢力の觸手が近東方面に伸びつゝある際本連絡の開設は一の政治的な意義を有するものと謂へやう。

(20) 其の他の無線連絡

落石とベトロパウロフスク、臺北と香港及マニラ、南洋トラツクとラバウルとの間の無線連絡は何れも地方的のものであるから取扱電報數は多くないが、當該地方の電報利用者に対しては相當の便益を與へて居る。

以上の如く本邦と世界各國との間に發著する電報は大部分無線電信に依つて送達せられるが、唯アフリカの一部、香港等は海底線に依らなければ到達しない状態に在り、其の他本邦と通商關係深い白耳義、瑞典、中部亞細亞諸國、カナダ並にアルゼンチン、ブラジル、チリ及ペルーを除く南米諸國とは、全經過の一部が無線電信により送達せられるのみであるが、之等各地に對しても無線電信直接連絡を設定すべく交渉中である。

ロ、對外電信制度

外國電信に關する法令制度としては當初海外通信の取扱を大北電信會社に委ね、會社局と各地の發受信人との媒介を爲す程度に止つたが、明治十二年には正式に萬國電信聯合に加盟し萬國電信條約及附屬業務規則を施行するに及んで海外信の取扱は完全に政府の手に收めることとなつた。萬國電信條約は西曆一八七五年即ち明治八年露都聖彼得堡に於ける會議に於て締結せられたもので、爾後明治四十一年のリスボン會議に至るまで六回の會議に我國も參加して其の都度附屬業務規則に修正變改が加へられたが、條約については何等改正を見なかつたが、やがて大正八年ヴェルサイユ條約作成の際に於ける「主たる同盟及聯合國は速に國際會議を召集して陸上電信、海底電信及無線電信の國際的狀態を審議し、併せて全世界に對し公平に均等通信の利便を供給する趣旨の勸告を提議すべし」との決議に基き、その準備會議が翌大正九年華盛頓に開催せられ萬國電信條約及無線電信條約を併合した萬國電氣通信條約案を決定して各國に配付し、その後大正十四年巴里の萬國電信會議、昭和二年華盛頓の國際無線電信會議に於て、何れも兩條約の併合統一を考慮すべき旨の希望を表明し、次いで昭和七年マドリッドに開催の萬國電信會議及國際無線電信會議に於て兩條約を統合して國際電氣通信條約を決定すると共に、從來の電信聯合及無線電信聯合を解消して新に國際電氣通信聯合を形成し、これに依つて國際電信電話及無線通信の國際統制を完ふることが出來たのである。かくて同條

約及附屬電信規則等はその中至急電報及書信電報に關する規定を昭和八年四月一日より、その他を昭和九年一月一日より實施した。

我國の外國電報規則は明治四十二年に制定せられ、その後國際業務規則の改正の都度小改正を行つたが、大正十五年巴里改正の國際業務規則實施に當り外國電報規則を改定し、更に昭和九年一月から國際電氣通信條約及同附屬電信規則等が實施せられることゝなつたので、在來の外國電報規則を廢止し新に外國電報規則を制定した。之れが現行の外國電報規則である。尤も昭和十三年二月埃及國カイロに於て開催せられた國際電信、電話會議及國際無線通信會議の結果前回のマドリッド會議に於て制定せられた附屬電信規則等が全般的に改正せられたのと、又支那事變勃發以後大陸に於ける新事態に即應して從來の外國和文電報制度が廢止せられ、新に日華電報規則を制定して昭和十四年一月一日より實施せられることゝなつたので、外國電報規則等にも必要な改正を加へられ同じく昭和十四年一月一日實施せられることゝなつた。

又外國電報料金は當初は外國會社の獨占到禍され極めて高額であつたが、機會ある毎に其の低減を圖り殊に無線電信に依る直通連絡の開設に當つては常に二、三割程度の減額が行はれてゐる。又其の告示方法は當初邦貨を以てしたが、昭和八年からは金フランを以て告示し、實際に料金を納付する場合別に定むる換算割合に依り邦貨に換算することに改められ、金フランに對する邦貨換算額は毎年三箇月毎に告示せられることゝなつた。

次に外國電報の特別電報の沿革を觀るに、外國新聞電報規則が明治三十年に制定せられて對外新聞通信の料金を低減し、大正二年後廻電報の取扱を開始し、大正四年には長崎上海間海底線により外國和文電報の取扱を開始し、又大正十一年には青島との和文電報取扱方法を制定し、大正十五年にはクリスマス及新年祝賀の特別外國電報を創始して低減料金を以て取扱ひ、昭和四年には後廻新聞電報を設けて特別低減料金を課し又翌昭和五年には書信電報の制度を開いて後廻電報よりも更に料金を低減し、昭和十年から復活祭祝賀電報

の特別取扱を開始して居る。又昭和十五年三月から寫眞電報の制度を創設し獨逸、米國及英國に發著する寫眞電報を特定の料金を以て取扱つて居る。

次に船舶又は航空機に發著する外國電報即ち外國無線電報に關する法令制度としては、明治三十九年伯林に於て開催せられた第一回國際無線電信會議に於て締結せられ、明治四十一年六月公布せられた國際無線電信條約及同附屬業務規則の施行に伴ひ、始めて外國無線電報規則の制定を見たのであるが、其の後明治四十五年倫敦に開催せられた第二回國際無線電信會議及昭和二年華盛頓に開催せられた第三回無線電信會議に於ける條約並に附屬規則の改正に伴ひ、相當の改正が加へられたのであるが、其の後電信聯合と無線電信聯合との合併實現と同時に締結せられた國際電氣通信條約並に同附屬一般無線通信規則及追加無線通信規則の施行に伴ひ、昭和九年一月外國無線電報規則の全文改正が實施せられ、更に昭和十四年一月施行のカイロ改正に伴ふ大改正を経て今日に及んで居る。尙米國ラヂオマリン・ユーボレーション・オブ・アメリカ・マツケイ・ラヂオ・エント・テレグラフ會社及トロピカル・ラヂオ・テレグラフ會社との特別協定に依り、之等各社所屬海岸局經由帝國船舶とアメリカ及歐洲各國との間に交換する、例文クリスマス及新年祝賀無線電報取扱の爲、昭和八年十二月外國祝賀電報規則が制定實施せられ今日に及んでゐる。

最後に國際電信放送に付いてあるが、近年國際間に於けるニュース報道の有力な手段として無線電信放送が盛んに行はれ、各國は其の情報政策遂行の爲強力な無線電信設備を專有し情報の頒布及蒐集に努めてゐる。本邦に於ても此の強力無線電信設備を利用し我國の事情を正確に海外に知らしめる目的で、大正十四年對外放送電信制度を創設し、電通、帝通、東方通信等の新聞通信社に利用せしめたが、近時我國の政治的、經濟的國際地位の向上に伴ひ此種情報頒布の徹底を期する必要一層切實となつたのに鑑み、昭和十年十二月國際放送電報規則を制定すると共に翌昭和十一年一月一日より新に設立せられた同盟通信社の提供するニュースに限り放送することゝなり、斯くて本國際放送業務は一層充實擴張せらるゝことゝなつた。

而して昭和十二年七月支那事變勃發するや國際宣傳戰に對應する爲、我國の正確なニュースを急速に海外に頒布する必要を益々痛感し、同年八月より放送回数を一躍倍加し四六時中間断なく情報を送ると共に放送設備の改善を断行し今日に至つた。今其の概要を示せば左の通りである。(昭和十五年九月末現在)

(1) 對外放送電報(送信)

| | | |
|--------------|--------|-------|
| 羅馬字綴日本語 | 一日二十七回 | 五千九百語 |
| 極東南洋及北米西岸各地向 | 二十五回 | 四千九百語 |
| 華盛頓向 | 一回 | 二百語 |
| 歐洲各國向 | 一回 | 八百語 |
| 英語又は佛語 | 一日二十五回 | 八千八百語 |
| 北米南米向 | 四回 | 二千語 |
| 北歐南歐向 | 四回 | 二千語 |
| 支那向 | 十三回 | 二千八百語 |
| 太平洋沿岸向 | 四回 | 二千語 |

(2) 外國放送電報(受信)

| | | |
|-----------------------|------|-------|
| 發送地 | 一日九回 | 一千八百語 |
| ナウエン、パリ、ローマ、ロンドン、サイゴン | | |

ハ、外國電報利用狀況

明治四年八月大北電信會社に於て敷設した長崎上海間海底電信線に依り歐羅巴以遠と通信を開始したのが外國電報の嚆矢である。然し之は會社の長崎電信局に於て受付配達をなし日本國內は郵便に依つたのであるから、我國電政上外國電報の取扱は明治六年四月國內傳送を帝國電信線に依り長崎に於て大北會社線と連絡した時より始まる。

當時外國との交渉は極めて少く、貿易も五千萬圓内外であり、殊に外國電報に日本語の取扱をしなかつたこと、國內の電信連絡が甚だ不充分であつたこと等が外國電報の利用を阻害し、創業以來數年間は發信通數一萬に満たない狀況であつた。其の後國內電信網は漸次整備せられ、他方明治十二年には萬國電信條約に加盟し、翌十三年には外國電報に羅馬字に依る日本語使用が認められる等外國電信の基礎漸く定まるに及び、其の利用も漸増の一途を辿り明治二十年には發著合計五萬通を算するに至つた。

爾來日清、日露、日獨等各大戰の結果我國の國際界に於ける政治的、經濟的地位は飛躍的發展を遂げ、之に伴ひ對外通信の利用も亦非常な躍進を見たことは勿論である。特に滿洲事變を契機とする我國の國際的地位の向上と我商權の目覺ましい海外進出は愈々對外通信の發展を促し、今次支那事變勃發第一年目たる昭和十二年に於ては其の取扱通數は實に二百四十六萬餘に上り、我對外通信創始以來の最高記録を樹立するに至つた。

然し乍ら昭和十三年に入るや漸く支那事變の影響を受け、外國貿易の不振等に因り取扱數は漸減し、他方同年九月以降本邦中國間通信中滿洲經由のものは日滿電報に準じ取扱はれることとなつた爲、外國電報の増加率は愈々緩慢となり、更に昭和十四年に入るや同年一月一日日華電報制度の創始に伴ひ、右滿洲經由信は元より對中華民國通信は總て外國電報より分離し新たに日華電報として登場することとなつた爲、外國電報通數は著しき減少を見るに至つた。而して右日華電報通數は十四年に於て二百五十萬通の多數に上つたのであるから之を加算するとせば事實上約百七十萬通の増加を示したものと云ふことが出来るが、茲には右は一應考慮の外に置き純然たる外國電報に付同年中の取扱狀況を概観することとする。

昭和十四年中に於ける外國電報總數は、別表の通り通數百六十萬九千通、語數三千五百三十九萬四千語で前年に比し通數三割一分一厘、語數六分二厘の減少を示したが、之は主として右制度の改正に因るものである。通數の減少にも不拘語數の減少輕微に止まつたのは、同年九月歐洲第二次世界大戰勃發に伴ひ、長文の

情報通信増加した一方、暗語の使用禁止又は制限等に因り普通語電報の増加したのに起因するものである。右取扱状況を月別に観察すれば一月以降八月迄は通数十二、三萬臺、語數二百萬臺に過ぎなかつたものが大戦勃發の九月に於て一躍通數十五萬臺へ、語數四百萬臺へと飛躍し十月以降は多少衰勢を示したが、尙戦前に比較すれば遙かに増勢を辿り居ることは今次大戦の影響として注目し得る。次に十四年中の通數を發著別に比較すれば發信四・八五割、著信五・〇二割と略同數である。尙同年中の總語數を有線別に比較すれば、無線七・二六割、有線二・七四割と極めて好率を示し、之を五年前の昭和九年の有線六割、無線四割に對比すると全く隔世の感がある。海外拂の節約を急務とする現下の情勢に照し洵に慶すべき現象である。

今や世界の現状は日獨伊軍事同盟の結成を契機として一大轉換をなさんとして居る。政治、經濟、貿易等と密接不可分の關係を有する對外通信はこれ等情勢の變轉に應じ利用の趨勢に相當の變化を見るであらうことは想像に難くない。(外國電報統計三一、三九五、四七八、五〇〇頁参照)

二、電 話

イ、對外電話連絡の沿革及現狀

國際間の電話通信は西曆一八九一年早くも英佛兩國間に開始せられ、其の後歐洲内主要國に於て各隣接國との間に所謂國境通信を開設したが、一九二四年歐羅巴主要國間に長距離電話通信諮問委員會設立せられ、各國電話組織の統一を目的とし長距離國際電話の發達に努力することとなり、其の結果歐洲内電話業務は著しい進歩發達を遂げたのである。一方アメリカに於てはベル電話系に依り民營形式の經營の特長を巧みに利用して其の發達見るべきものがあり、一九一五年に於て紐育桑港間米大陸橫斷電話連絡を完成した。然るに世界的規模たる國際間の電話通信は、經濟的技術的理由に依り電信に比し發達稍遅れたが、一九二

| 方面 | 別 | 對手局所在地 | 本邦局所在地 | 通信開始年月日 |
|-------|-----|----------|--------|-------------|
| 歐羅巴方面 | 倫敦 | 桑 港 | 東 京 | 昭和九年十二月九日 |
| | | ブエノスアイレス | 東 京 | 昭和十二年四月十日 |
| 亞米加方面 | 伯 林 | サンテイアゴ | 東 京 | 昭和十三年六月二十一日 |
| | | リオデジャネイロ | 東 京 | 昭和十五年六月一日 |
| 歐羅巴方面 | 倫敦 | ホノルル | 東 京 | 昭和十三年三月二十六日 |
| | | ホノルル | 東 京 | 昭和十三年三月二十六日 |
| 歐羅巴方面 | 倫敦 | 倫敦 | 東 京 | 昭和十年三月十三日 |
| | | 倫敦 | 東 京 | 昭和十年三月十三日 |

七年歐米兩大陸を結ぶ大西洋橫斷無線電話の開設せられるに及び、右は諸大陸長距離電話通信設定の導火線となり爾後數年ならずして國際間の無線電話は急激な増加を見るに至つた。斯く無線電話の長足な進歩は遂に世界を打つて一丸とする國際電話網を形成せんとするの情勢に立ち至り獨り、本邦のみ此の通信圏外に置かれることになつたので、本邦に於ても國際電話の急速實現を策し、無線電話設備は民間の資本を以て建設し、電話業務は政府之を運用する方針の下に準備を進め、昭和七年此の目的の爲に國際電話株式會社の設立を見たのである。昭和九年會社の無線設備の竣工と共に政府は先づ國際電話の魁として同年八月滿洲國との間に電話連絡を開始し、次いで九月比律賓との間に國際電話連絡を開始したのを始めとし以後蘭領印度、アメリカ合衆國、獨逸、英國、上海、佛領印度支那、泰國、アルゼンチン、ハワイ、チリ、伊太利と順次直通電話連絡を設定した。尙國際電話は海上航行中の船舶の領域にも及び、現在郵船鎌倉丸及靖國丸が前者は米國、布哇及比律賓方面と後者は歐洲アフリカ方面と通話を行ひつゝある。而して政府が國際電氣通信株式會社の設備を以てする國際電話連絡等の對手地及連絡開始年月日等に就ては左表の通りである。

| 方 面 別 | 對 手 局 所 在 地 | 本 邦 局 所 在 地 | 通 信 開 始 年 月 日 |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------------|
| 南 洋 極 東 方 面 | マニラ | 東 京 | 昭和九年九月二十七日 |
| | バンダ | 東 京 | 昭和九年十月二十六日 |
| 南洋極東方面 | サイゴン | 東 京 | 昭和十一年五月一日 |
| | パンコック | 東 京 | 昭和十二年三月十一日 |
| 船 舶 通 話 | 鎌倉丸 | 東 京 | 昭和十一年八月八日 |
| | 靖國丸 | 東 京 | 昭和十二年八月十五日 |

今前記對外無線電話連絡を連絡線別に述べれば次の通りである。

(1) 桑 港 線

本連絡は本邦桑港間の無線電話連絡に依り本邦内地とアメリカ合衆國、カナダ、メキシコ、キューバ諸國との間の通話を取扱ふ。無線電話連絡時間は本邦時午前七時より午後四時迄(桑港時午後二時より午後十一時迄)とし、料金は昭和十一年十一月一日より平日二割、日曜四割方の低減を行つたが昭和十五年八月一日より更に約三割五分の低減を行ひ現行料金は三分間桑港四十五圓(日曜三十六圓)紐育六十圓(日曜五十一圓)等である。

(2) ブエノスアイレス線

本連絡は本邦ブエノスアイレス間の無線連絡に依り、本邦各地とアルゼンチン國、ウルグワイ國パラグワイ國及ブラジル國との間の通話を取扱ふ。無線電話連絡時間は毎日午後七時より同九時迄及午後八

時より同十時迄(アルゼンチン國側は午後六時より同八時迄及午後七時より同九時迄)とし、料金は三分間百圓である。

(3) サンチャゴ線

本連絡は本邦サンティアゴ間無線連絡に依り本邦各地とチリ國との間の電話通話を取扱ふ。無線電話連絡時間は毎日本邦時午前七時より同九時迄及午後八時より同十時迄とし、料金は三分間百圓である。尙昭和十四年七月十五日よりサンチャゴ中繼に依り、本邦とペルー國及コロンビア國との通話を開始した。

(4) リオデジヤネイロ線

本連絡は本邦とブラジル國との間の電話通話を取扱ふ。抑々本邦とブラジル國との間の電話通話は、昭和十一年四月伯林中繼に依り開始されたが、更に昭和十二年十月よりブエノスアイレス中繼に依つても取扱ふこととなつてゐたもので、料金も高額であつたが、直通連絡の開始に依り料金は大いに低減された。即ち三分間百圓とし、取扱時間は毎日午前七時から同九時迄又午後八時から同十時迄である。

(5) ホノルル線

本連絡は本邦ホノルル間の無線連絡に依り本邦各地とハワイ諸島との間の電話通話を取扱ふ。無線電話連絡時間は本邦時午前七時より午後二時迄とし、料金は三分間四十五圓である。

(6) 倫敦及伯林線

本連絡は本邦倫敦間及本邦伯林間の兩無線電話回路に依り最初本邦と英吉利國及獨逸國各地との間の通話の取扱を開始したが、昭和十年七月一日より對手側通話區域を歐洲内二十七國に擴張し右各國へは倫敦、伯林其の孰れを経由しても通話が出来ることとなつた。尙昭和十一年四月十日より倫敦經由で本邦南阿聯邦間同年四月十五日より伯林經由で本邦ブラジル間通話の取扱を開始した。而して無線電話連

絡時間は東京倫敦間本邦時午後五時より午後九時迄、東京伯林間本邦時午後四時より午後九時迄とし料金は三分間八十圓である。

(7) 羅馬線

本連絡は、本邦羅馬間の無線連絡により本邦各地と伊太利國との間の電話通話を取扱ふ。無線電話連絡時間は本邦時午後六時迄とし料金は三分間八十圓である。

(8) マニラ線

本連絡は、東京マニラ間の無線電話連絡に依り本邦内地とフィリッピン群島ルソン島内各地との間の通話を取扱ふ。無線電話連絡時間は本邦時午前九時より午後十時迄（フィリッピン時午前八時より午後九時迄）とし、料金はマニラ迄三分間三十一圓である。

(9) バンドン線

本連絡は、東京バンドン間の無線電話連絡に依り本邦内地とジャバ、スマトラの各地及ボルネオの一部との間の通話を取扱ふ。無線電話連絡時間は本邦時午前九時三十分より午後十時迄（但し歐洲戦亂の余波を蒙り昭和十五年五月より連絡時間は午後一時三十分より同三時三十分迄に制限されたが、同年九月より稍々擴張され午前九時三十分より午後三時三十分となつて居る）とし料金は日本ジャバ間三分間六十圓である。

(10) サイゴン線

本連絡は、本邦サイゴン間の無線連絡に依り本邦各地と佛領印度支那との間の電話通話を取扱ふ。無線電話連絡時間は午前十時より午後二時迄とし料金は三十六圓である。

(11) バンコック線

本連絡は、本邦バンコック間無線連絡に依り本邦各地とバンコックとの間の通話を取扱ふ。無線電話

連絡時間は毎日午前十時より午後十時迄（泰國時間午前八時より午後八時迄）とし、料金は三分間三十六圓である。

(12) 對米船舶通話

昭和十一年十月三十一日より桑港航路鎌倉丸（當時の秩父丸）と桑港電話局、又同年十二月三十日ホルルとの間に夫々無線電話連絡を設定し、太平洋航行中の鎌倉丸とアメリカ合衆國、カナダ、メキシコ、キューバ及ハワイとの間に通話の取扱を開始した。通話取扱時間は午前九時より午後十時迄の海岸局時間で、料金は對米は船舶の距離に依り二段に分れ、鎌倉丸は桑港より五〇〇哩以内の海上に在るときは桑港へ三分間十四圓、一五〇〇哩以内の海上に在るときは桑港へ二十八圓、紐育へ五十一圓、又一、五〇〇哩以遠の海上に在るときは桑港へ五十六圓、紐育へ七十五圓で、布哇は船舶の位置に拘らず二十八圓である。尙靖國丸が南米西岸線航路に就航することとなりたるに伴ひ、昭和十五年一月ホルル及桑港との間に臨時船舶電話業務を開始し今日に及んで居る。

(13) 對歐船舶通話

昭和十二年九月二十一日歐洲航路靖國丸と倫敦、ノルドグイヒ（獨）、巴里及羅馬との間に無線電話連絡を設定し、歐洲各國及南阿聯邦印度方面との通話の取扱を開始した。通話取扱時間は概ね毎日午前九時より十時迄（海岸局時間）で料金は經由海岸局及船舶の位置に依り異つてゐる（靖國丸の航路變更に伴ひ本業務は目下休止中）

(14) 對比律賓船舶通話

昭和十四年五月十八日より郵船鎌倉丸とマニラとの無線電話連絡を開始し、ルソン島各地との通話取扱を開始した右は船舶が神戸香港間を航行中に限り業務を行ふもので三分間十五圓である。

(15) 對智利船舶通話

昭和十五年二月十日より靖國丸とサンチャゴとの間に無線電話連絡を開始し、智利國一圓との通話取扱を開始した。三分間の料金は、船舶が海岸局より千軒以内にとるとき二十一圓、千軒以上にとるとき四十六圓五十錢である。

ロ、對外電話制度

電話通信に關する國際上の規定としては、西曆一八八三年（明治十八年）柏林に開かれた萬國電信會議に於て萬國電信條約附屬細目規則（後に國際業務規則と稱す）中に電話通信に關する規定を挿入せられたのを以て嚆矢とし、爾來一九三二年マドリッド國際電信電話會議に至る迄條文中多少の改正を見たのみで依然として上述の國際業務規則中に包含せられて來たのであるが、一九三二年國際電氣通信條約の附屬規則として電信規則及電話規則が夫々獨立して今日に及んだのである。本電話規則は一九三八年のカイロ國際電信電話會議の結果再び改正せられ、昭和十四年一月一日より實施を見ることゝなつたが、其の内容は主として歐羅巴各國相互間の國際電話業務に關する規定であつて、我國の如き歐羅巴外の諸國に於ける業務に付ては關係國間の協定に依ることゝなつてゐる。

本邦に於ては昭和九年九月フイリッピンとの國際通話業務開始と同時に省令を以つて國際電話通話規則を制定し其の後昭和十一年十月船舶通話開始に伴ひ船舶國際通話に關する條章を挿入せられた外、カイロ會議改正に伴ふ一部改正の上今日に及んで居る。尙昭和十年十二月には別にクリスマス及新年祝賀國際通話規則を制定し、又昭和十一年八月以降歐洲アメリカ方面へは土曜日、日曜日等に特に低料金通話の取扱を開始した。

ハ、國際通話利用狀況

我國に於ける國際通話は昭和九年九月對比律賓無線連絡の開設を以て嚆矢とし同年中の取扱通話時分は二千三百に過ぎなかつたが、其後毎年對米、對歐並に對南洋方面との間に連絡の開設を見、之が利用は漸次増

加しその取扱通話時分は十年度には一萬一千、十一年度には二萬六千、十二年度には八月以降對支連絡が中絶したに拘らず三萬を突破するの狀況であつた。

十三年十月對支通話は日華通話制度の下に復活したが國際通話より分離することゝなつた爲、十三年度中の取扱通話時分は二萬一千で對支通話を除きたる前年度取扱數と大差なき狀態であつた。同年度中その利用増加を見ざりしは對智利及對伊太利通話の連絡開始並に對獨通話の増加にも拘らず對英及對蘭印通話の減少したるに因るもので之は外國電報に於けると同様我が對外貿易の不振に基因するものと思はれる。

十四年度中の利用は九月以降對英及對佛印通話が中絶したるに拘らず通話度數三千回、通話時分二萬七千に達し、前年度に比較し三割の利用増加となつて居る。之を各回線別に見れば依然として對米通話が第一位で全通話の五十三%を占め前年に比し約五割の増加となつて居る。之に次ぐ對獨通話は全通話の十六%を占め以下對比律賓、對蘭印、對泰國、對英、對伊、對布哇等の順序となつて居る。

尙注目すべきは對伊通話が前年に比し五十一割の激増を示したことである。最近の利用狀況を見るに本年八月中の取扱通話時分は三千四百二十三分で之を前年の二千七百八十分に比し二割二分の増加を示して居る。國際情勢は今尙之を豫斷し得ざるの狀況なるも將來之が安定し現在休止狀態にある對英、對佛印、對和蘭通話の復舊と我が對外貿易の隆盛を考ふる時國際通話の利用は益々増加の一途を辿るものと大いに期待される所である。（國際通話統計三七一、四一五頁參照）

第三編 外地及滿蒙支並に外國に於ける
電氣通信事業の概況

内 容

一、外地電氣通信事業

- ① 朝鮮電氣通信
- ② 臺灣電氣通信
- ③ 樺太電氣通信

二、滿蒙支電氣通信事業

- ① 滿洲電氣通信
- ② 蒙疆電氣通信
- ③ 華北電氣通信
- ④ 華中電氣通信

三、外國電氣通信事業

第三編 外地及滿蒙支並に外國に於ける

電氣通信事業の概況

はし が き

第一編及第二編に於て遞信省主管にかゝる内地電氣通信事業の全般に亘り之が解説を試みたのであるが、本編に於ては朝鮮、臺灣、樺太の各外地及滿洲、蒙疆、華北、華中並に其の他の外國に於ける電氣通信事業の概況につき説述することとした。蓋し最近に於けるが如く、帝國が世界新秩序の一環たる東亞新秩序建設の大業達成を目ざし、國內對策の確立に或は大體政策の遂行に國家總力を擧げて勇往邁進しつゝある秋に當り、之等諸活動の基本的要素をなす電氣通信事業の東亞を一丸とした有機的結合と其の綜合的發達を必然的に要請されて來るのである。而して之が要請を充足せしめる上に於て幾多の施策のあるべきは言ふまでもないが、先づ何より第一に之等各地域に於ける斯業の實體を把握することこそ先決要件である。此點よりして獨り内地の電氣通信事業を詳かにするのみに止まらず、之と最も密接な關係を有する外地及滿蒙支に於ける電氣通信事業の概況をも明かにし、更に其の他の諸外國に於ける斯業の趨勢に付ても認識を深め置くことが肝要である。

茲に本第三編を設けた所以である。

一、外地電氣通信事業

1. 朝鮮電氣通信

(統計に付ては第四編中朝鮮電氣通信統計四二五頁参照)

一、電 信

朝鮮に於ける電信は明治十七年二月帝國政府に於て釜山に電信分局を設置し内地と通信を開始したのを以て嚆矢とする。其の後京城及仁川に電信局を設置したが、當時内地釜山間の海底電信線は大北電信會社の所有に屬してゐた爲、其の取扱の如きは一、二の例外を除くの外は總て萬國電信の規定に依つてゐた。然るに明治四十三年遞信省は前記海底線を買収し、爾來朝鮮内地間發著電報は之を内地電報として處理することゝなつたものである。

其の後、大正十四年迄十數年間を閲したのであるが、當時の電報規定等は制定後既に十五年餘を経過し時代の推移進展に伴はないので、大正十四年十月及同十五年十一月之等内外電報の規定を改正して時代に適應せしめたのである。爾來昭和六年六月の朝鮮船舶通報規則の改正、昭和八年の日滿電報規則の實施、更に昭和十年の年賀電報、昭和十一年の慶弔電報制度の創設等を経、最近に於ては日華電報規則を制定實施して蒙疆、北支、中支發著電報を同一制度に統一し料金の低減及取扱方法の改善を爲す等、終始内地電氣通信事業と密接な關聯を保ちつゝ、事業の發達に努めて來たのである。

以上の如く電報諸制度の改廢進歩を圖ると共に、之が取扱機關たる電報取扱局所の増設普及にも努め、電報取扱局所は明治三十八年通信事業合同當時僅かに四十四箇所に過ぎなかつたが年々増加し、昭和十二年度末九百五十三局所、昭和十三年度一千二百局所、昭和十四年度末に於ては一千三十四局所(外分室九、出張所八)に達した。又明治四十四年七月より鐵道停車場に於ける電信取扱所以外の電信局所をして總て諺文電報

を取扱はしめ、更に翌四十五年より主要鐵道停車場の電信取扱所に於ては歐文電報をも取扱はしめる等施設の擴張充實を行つた結果合同當時に比して著しく内外電信の利便を増進したのである。而して明治三十九年度の電報發著通數は二百三萬餘通であつたが、昭和十二年度二千五十七萬通、昭和十三年度二千三百二十萬通、十四年度は二千七百七十四萬通と年々果増してゐる。

電信回線は通信機關合同前雜然として統一を缺いてゐたのを合同後地況の變化、通信狀態、回線の良否等を調査して、或は中繼線を廢して直通線を設け或は印字機通信を音響通信自働通信又は印刷通信に改め、又通信の數量に依つて電話機を音響機に改装する等回線の整理をすると共に、鮮内主要各地間は勿論朝鮮と内地及滿洲に於ける樞要地との直通又は浦潮斯德間國際連絡回線の新設及増設を行ひ、通信の敏活な疏通を講じたのである。

二、電 話

舊韓國政府の經營した電話は明治三十五年京城及仁川間に通話事務を開始したのが始まりであるが、同三十八年通信機關の合同に際し交換事務を取扱つた局は僅か四局、其の加入者六十五人に過ぎなかつたのである。又帝國政府の經營に係るものは明治三十五年京城及仁川の兩郵便局に交換事務を開くと同時に兩地間の通話を開始し、爾後事業を擴張して明治三十八年合同の際には加入者一千三十七人を數へた。而して合同後も漸次通信機關は擴充せられ、合併當時の交換及通話取扱局所五、通話取扱局所一より昭和十四年度末に於て前者は二七六、後者は五九九、外に交換取扱局所六となり、電話加入者は合併當時の一、〇六五人より昭和十四年度末に於て五五、五四〇人となつてゐる。

合同當時に於ける電話通話區間は京城龍山間、釜山草梁間等僅に十六區間に過ぎなかつたが、其の後明治四十年の京城平壤間、同四十四年の京城釜山間を始めとし、毎年新增設を行ひ通話區域を擴張したのである。

而して昭和十二年關係法規の改正に依り長距離通話を特別市外通話と改め、自働式並に共電式交換局の加入者に於ては、從來の長距離電話の装置は不必要となり、之が爲在來の長距離通話區域たる京城、清津間外四十區間を普通々話區域と爲し右局電話加入者の利便を計つたが、昭和十三年度に於ては普通々話區域七百九十九區間、特別通話區域四十六區間に達し、又昭和十四年度に於ては普通々話區域三百八十四區間特別通話區域十一區間を擴張した。

次に朝鮮外の各地域との通話連絡に付て、あるが、朝鮮滿洲間は大正十三年度に於て平壤、奉天間外三區間の通話を始めたのが最初で逐次之を増加したが、滿洲國の發展に伴ひ諸般の關係緊密の度を加へて來たので此の需要に應ずる爲昭和九年度以降殆ど毎年増設した。内地朝鮮間に於ては昭和七年度に内鮮電話連絡の第一期として京城大阪間、釜山大阪間外十四區間の通話を開始し、其の後毎年通話區域を擴張し、更に昭和十四年度に於て支那事變發生以來中國との交渉愈々密接の度を加へて來たので京城對北京、天津或は仁川、平壤對天津又は京城對上海間等北支及中支との通話をも相次いで開始した。昭和十四年十一月一日より京城と世界各國を相手とする國際通話をも開始したが之は朝鮮としては劃期的な施設である。

右の如く鮮内、對内地、滿洲、支那各地間に於ける通話區域の擴張をした結果、通信引繼當時に於て普通區間十六に過ぎなかつたのが、昭和十四年度末には普通一萬二千六百九十七區間、特別五百八十九區間と爲り其の面目を一新したのである。

三、無線電信

無線電信は明治四十三年總督府設置に前後して仁川月尾島黃海道小青島及木浦の各燈臺及當時の官有汽船光濟丸等に装置したのを以て嚆矢とし、次いで翌四十四年全羅南道港門島燈臺にも之を装置したが、之等は未だ公衆通信用に供するに至らず、一般公衆通信の用に供する施設としては大正十二年京城陸軍無線電信所

を遞信局に移管し京城無線電信局と改稱し、公衆通信取扱を開始したのが始まりである。然し乍ら其の設備並に通信方式等總て舊式に屬し且遠距離通信に適しなかつたので、大正十四年度より二箇年繼續事業として在來の無線局舎を送信所とし別に受信所を設け、別に中央通信所を置いて其の通信方式を中央操縱式とし、昭和二年八月之が竣工を見ると共に内地又は國境、燈臺、船舶、其他との通信を開始し、其の後逐次装置の増備、通信路の改廢を行つたのである。又最近滿洲國の成立及北鮮地方の開發とに因る北鮮對内地滿洲間電報激増に對處して、昭和七年九月清津無線電信局の設備の改善を加へたのを初めとし此の方面の整備にも努め、着々之が實現を見つゝあるのである。

次に曩に鮮滿定期航空路の設定に伴ひ、昭和五年七月蔚山に航空無線電信局を設置すると共に京城無線電信局に於て航空業務をも取扱はしめ又新義州郵便局内に無線設備を爲し航空機發着通報及天候通報を取扱はしめてゐたが、昭和十一年一月設備の擴張を行ひ之を無線電信局として獨立せしめた。次いで昭和十二年六月には大邱に、同十四年十一月には平壤及咸興にも同様無線電信局を設置した。尙京城北鮮間定期航空路の實施、東京新京間直通航空路の開設に依り清津無線電信局に於て航空業務、無線標識業務の取扱を開始し、之に依り一層航空機航行の安全を保持することゝした。

尙濟州、木浦、釜山、鎮南浦、清津、江陵、鬱陵島にも無線電信局を設置し、朝鮮近海航行船舶と通信を行ひ航海運輸及水産業等に多大の貢獻を爲しつゝある。

以上の外陸地島嶼間通信連絡に當らしめてゐるのである。

四、放送無線電話

大正十五年十一月京城放送局設立を許可され昭和二年二月より電力一「キロワット」の單一裝置を以て内鮮兩語の放送を開始したが、其の後内地其他に於ける放送業界の異常な發展を遂げつゝある狀況に鑑み、

規模を擴大し、昭和八年四月より電力十「キロワット」の二装置を以て内鮮兩語の二重放送を開始し、更に昭和十二年九月より京城中央放送局第二装置の電力を五十「キロワット」に増大した。

而して全鮮的に聴取施設を簡易化せしめる目的を以て放送無線電話網計畫を樹て左の放送施設をした。

| | | |
|-------|---------|-------------------------|
| 釜山放送局 | 一五〇ワット | 昭和十年九月放送開始 |
| | 二五〇ワット | 昭和十一年六月電力増大 |
| 平壤放送局 | 五〇〇ワット | 昭和十一年十一月放送開始 (二重放送装置とす) |
| 清津放送局 | 一〇キロワット | 昭和十二年六月放送開始 |
| 裡里放送局 | 五〇〇ワット | 昭和十三年十月放送開始 |
| 咸興放送局 | 二五〇ワット | 昭和十三年十月放送開始 |

尙昭和十四年度末現在に於ける聴取者總數は十六萬七千四十九人にして、前年度に比し三萬八千九百七十六人の増加である。

2. 臺灣電氣通信

一、一 概

(統計に付ては第四編中臺灣電氣通信統計四三三頁参照)

臺灣の通信事業は軍政時代には總督府陸軍局に屬して居たが、明治二十九年四月民政が布かれ臺灣總督府民政局官制の制定を見るに至つた爲、野戰郵便電信の制度は廢止せられ、その業務は民政局之を引繼ぎ同局通信部の司掌するところとなつたが、之が今日の臺灣電氣通信事業の中央機關としての發祥である。其の後官制の改廢に依り民政局通信課、民政部通信局、民政部遞信局、臺灣總督府遞信局の所管となつたが、大正十三年十二月臺灣總督府交通局官制制定せられ今日に及んで居る。交通局は總務課、道路港灣課、鐵道部、遞信部に分れて居り、遞信部は庶務、監理、爲替貯金、保險、工務、海事、電氣、航空の八課と監察、水力調査、渉外の三係に分れ電信、電話、放送に關する事務は監理課に於て掌理してゐる。

次に地方機關としては明治二十九年三月臺灣總督府郵便及電信局官制が制定せられ、同四月臺北、臺中及臺南に一等局を設置し、電信は兵站電信部より引繼を受け、更に同月基隆外二十二の二等局及二支局を設置して夫々事務を開始したが、更に明治三十一年六月郵便及電信局官制改正と共に十六箇所に三等郵便電信局が設置されたのである。

又電話に付ては明治三十三年三月臺灣總督府電話交換局官制が制定せられ、同年七月より臺北、臺南の兩電話交換局に於て電話交換の業務を開始し、三十五年郵便及電信局官制改正と同時に電話交換局官制廢止せられ、電話業務は臺灣總督の特に指定した郵便電信局に於て之を兼掌することとなつた。

明治四十年五月從來の郵便電信局を郵便局と改稱し、次いで大正十年八月郵便局官制廢止せられ、臺灣總

督府通信官署官制が制定せられ更に大正十三年十二月現在の臺灣總督府交通局官制の制定に伴ひ通信官署官制は廢止せられて今日に及んで居る。

現在電氣通信事業の現業機關として郵便局、電信局、電話局、無線電信局、電信取扱所、無線電信取扱所があり、郵便局は一、二、三等に分れ、出張所を有してゐるものもある。局所も事業創始當時は僅か二十七箇所であつたが逐年増加し現在は二百六箇所となつてゐる。

二、電 信

臺灣に於ける電信事業は光緒八年（明治十五年）安平、打狗（現在の高雄市）間の線路竣工を以てその嚆矢とし、帝國の領有前既に本島西部の主要地間の電信連絡成り、又本島福建間、安平澎湖島間の二海底線も光緒十三年（明治二十年）完成し、公私の通信を取扱つてゐたものであり、大體電信の形容が整つてゐたのであるが、帝國の領有する前後に於ては線條、機械の破損甚しく用をなさぬものが多かつた。然し乍ら明治二十八年六月より野戰電信隊に於て島内主要地に通信所を設け、又福州電報局（福建省）とも通信を開始したのを第一着手として其の後鋭意その整備改善に努めたのである。而して明治二十九年三月末に於ける通信所数は二十七箇所、線路延長は百九十七里余であつた。

電信取扱局所としては明治二十九年民政創始當時一等局三局、二等局二十二局及二支局が設置され、次いで明治三十一年始めて三等郵便電信局が設置されたが、明治四十年從來の郵便電信局は郵便局と改稱された。而して局所数は民政創始の際は二十七局であつたが、逐年増加して大正十五年末に於て百六十二局を數へ現在は二百六局である。

電信線路は民政創始當時に於ては陸線百九十里海底線五十一哩であつたが完全ではなく、年々改修、移築、増設をなすと共に重要都市間の直通線を増加し、地理的事態に依り最も困難であつた東部の各地とも迂餘曲折の後大正八年四月連絡成りこゝに全島を一周する線路が完成したのである。

次に電信制度であるが、明治廿九年民政が施かれると同時に電信條例中一部分を除いて之を本島に施行されて以來大體遞信省に於て發する省令、告示、公達等は總て之を本島に準用する立前を持して居り、従つて内地の制度と大體似てゐるが、臺灣の特殊事情に因り内地のものをそのまま悉く準用出来ないもの或は又本島に於て別に制定したものもあるのである。

その主なるものを擧げれば次の通りである。

(1) 同報電信規則を適用してゐないこと

本島には未だ株式取引所の設置なく不必要である。

(2) 電報料金豫納及後納の制度を設けてゐること

常に多數の電報を出す官廳又は會社等の便利をはかる爲に或る條件の下に本制度を明治四十五年七月より實施した。

(3) 取次電報制度を設けてゐること

市内に在る無集配局にて電報を受付置き電報を配達するに取集め發信局に到着の時を以て受付時刻とする。尤も一時間以上配達のない時は特に集配人を派するといふ制度で利用する者も甚だ多い。

本制度は本島獨創的な制度で内外地にも其の例がない。

次に電報の利用状況に付てゝあるが、局所及回線の増設に伴ふ利用増加によるの外、本島の交通文化の發達或は産業の勃興、商取引關係の煩繁化等に因り年々増勢を辿り、殊に大正八、九年度は一般經濟界の活況に因り電信事務は繁忙の極に達したが、大正十年度よりその反動による不況のため一時稍々低下した。其の後漸次回復し順調に發達しつゝあつたところ、昭和十二年七月支那事變勃發し事變關係信及經濟界の活況による電報の通數は増加の一途を辿り、加ふるに厦門、廣東、海口、汕頭の南支主要地の通信機關を本府に於て運營

するに及んで、昭和十三年度に於て通數七百八萬七千四百五十五通、料金百拾八萬六千五百十圓、昭和十四年度に於て通數九百四萬三千六百五十一通、料金百九十五萬九千九百一圓と未曾有の増加を示した。明治三十年創業當時の通數百三十三萬七千四百九十五通、料金十六萬二千四百九圓に比するときは洵に隔世の感がある。

又外國電報は改隸當時淡水川石山海底線に據り支那電報局と通信して居たが、明治三十二年十月我が國にて買収し、在川石山東方擴張電信會社の電信局と通信する様になつたが、昭和五年同會社と支那政府間の海底線陸揚運用權に關する協定期間が満了したので我が方は支那主管廳と種々折衝の結果、福州支那電報局と通信を爲すこととなり、自然其の取扱範圍も南支方面に限定されるに至つた。

昭和五年十月臺北香港間、昭和七年三月臺北マニラ間の無線連絡が出来たが、從來川石山線又は内地を經由してゐた、南洋方面に發受する電報の本線の開始により受ける便益は大きなものがある。

而して取扱通數及料金に於ても大體内國電報と同様の經過を辿りつゝあつたが、今次事變以來日華電報の制定、歐洲戰亂に因る種々の制限其の他國際關係等の影響を受け、島内に於ける外國電報は低調を示しつゝある。

三、電 話

領臺以前には電話の施設がなかつたのであるが、明治三十年三月に至り澎湖島守備隊各部相互間及澎湖島郵便電信局媽宮西嶼燈臺間に架設されたのが臺灣に於ける電話の濫觴である。其の後各官廳に於ては適宜種々の名稱の下に架設して遂に無牽束な一種の交換法が生ずるに至つたのであるが、斯くては國家通信機關統一の本旨に悖るので、茲に電話制度確立の必要を認め、明治三十三年三月電話交換局官制を定め次で電話交換規則、電話交換支局規程等を制定した。而して同年臺北、臺中、臺南に電話交換局を、又斗六、基隆に電話交換支局を設置して各業務を開始すると同時に、前記の各種電話をも概ね之に加入せしめ茲に始めて臺灣に

於ける電話業務の組織が確立されたのである。爾來長足の進歩發達を見たが、業務の擴張複雜を來した結果從來の規則規程に不備の點が尠くないので大正六年四月臺灣電話規則を制定して電話業務に關する法規類の改廢統一各種料金並に制度の整理等大改正を斷行したのであるが、本規則は爾來一部の改正を行ひ今日に至つてゐる。其の外大正十年七月に船舶電話使用規則、昭和七年五月に臺灣電話特別開通規則を制定實施したが、更に昭和九年六月内臺電話通話規則を制定し同月内地臺灣間無線電話連絡に依る通話業務を開始するに至り、業務は劃期的躍進を見た。又島内各局に於ける市内交換機は手働式を採用してゐたが、主要局に於ける自動式の必要を認め、昭和七年以來高雄、臺北、嘉義の各局を自動式に改裝、士林局を小自動式局とした。次に電話取扱局所に付てゝあるが、明治三十三年始めて電話交換局官制が制定されたときは、交換局數は五局、加入者數四百三十一名(臺灣人加入者なし)に過ぎなかつたのであるが、昭和十四年度末現在に於ては、電話事務取扱局所數は百八十五(内交換事務を併せ取扱ふもの百二十三)を數へ、加入者數に至つては實に五十二倍の二萬二千四百六十八名(内臺灣人加入者七千二百五十六名)を算するに至つた。

電話線路は明治三十三年の創業當時は各官廳が建設したものと交換局所屬市内線、市外線を合せて其の延長一五〇〇軒に過ぎず市外通話の可能地域は臺北基隆間のみであつたが、現在に於ては島内何れの地とも自由に通話し得るに至つてゐる。而して近時一般通信力の向上並に加入電話の逐年増加に因り市外通話數は遞増の一途を辿り負擔過重のもの不尠を以て、回線の構成變更及市外線の新設を圖り銳意之が對策を講ずると共に、昭和十二年以降基隆屏東間主要幹線のケーブル化を計畫し工事實施中である。

次に電話制度に付ては前にも述べた通り明治三十三年電話交換局官制を制定して以來、逐次電話諸規定改廢を見て今日に至つてゐるが、電信と同様に大體内地の制度と大差はない。

電話料金は幾度かの變遷を経たが大正六年制度の大改正を斷行し、土地の狀況、加入者の多少に依つて土地種別を甲乙丙丁戊に別ち一面加入者の利便を考慮し料金を區別して月額とした。而して大正十年歐洲大戰

の余波を受けた物價勞銀の昂騰を見るに及び多少の引上を行つて今日に至つてゐる。現在加入電話の料金として主なものは基本使用料、附加使用料、加入登記料、電話帳掲載料、名義書換料、工事料及通話料等である。

次に電話の利用状況に付て、ある。

加入者数は明治三十三年創業當初に於ては僅かに四百三十一名に過ぎなかつたので、一加入當平均一箇年間の市内通話利用度數も一千五百度内外で創始年度に於ける總度數は六十五萬餘度であつた。其の後一般社會の進展と加入者の増加に伴ひ電話の利用も漸次増加して來た。而して昭和十四年度に於ては前年度に對し六分増加、一加入當一箇年利用度數は六千四百七度（一日平均十八度）である。

又市外通話は明治三十三年臺北基隆間に初めて開始され同年度には其の通話度數僅かに七千餘度に過ぎなかつたのであるが、昭和十四年度に於ては四百萬度を突破し昭和十三年度に對し四十七萬六千度（一割二分）の増加を示して居るのを見ても其の増進振りの著しいことが容易にわかるのである。

電話收入總額は明治三十三年度に於て四萬四千餘圓に過ぎなかつたのであるが、昭和十四年度に於ては實に百倍以上の四百六十八萬七千餘圓の實績を收めてゐるのである。右の電話收入中大體二百二十萬六千圓が電話使用料で百八十三萬八千圓が通話料殘餘は其の他の收入となつてゐる。

四、無線電信

本島に於て無線電信を採用したのは明治四十三年十月富貴角に淡水郵便局富貴角無線電信支局を設置したのを以て嚆矢とする。

而して開設當時主として同局圈内に入るべきものは内地臺灣間、上海香港間或は香港シンガポール、マニラ間を航行する内外船舶で、一日平均七、八隻の入圏船があり取扱通數一箇月約八百通であつた。大正八年同

支局が暴風のため破壊され通信不能となり、總督府構内に假廳舎を設け無線裝置をなし富貴角無線支局として業務を開始したが不便尠からず、基隆無線電信局の設置を見るに至つたのである。大正十二年六月鳳山海軍無線所に無線電信取扱所を設置し基隆無線電信局と同様一般公衆報をも取扱ひ、又同十四年十二月本島の南端鶯鑿鼻に無線局が設置せられ、歐洲印度及南洋方面へ往復する船舶の最終又は最初の通信を取扱つてゐたのであるが、昭和十二年四月臺南無線電信局設置と共に一切を同局に引繼いたのである。

昭和十五年三月末無線電信局所は固定局六（内郵便局附置のもの四）、海岸局四（内郵便局附置のもの二）、陸上無線電信取扱所三、船舶無線電信取扱所九である。

尙無線は有線と共に内臺間電信連絡及國際電信連絡に使用せられてゐる。

以上の外官廳用無線として水産事業の監督、指導のため臺北州知事に所屬する基隆漁業無線取扱所及高雄州知事に所屬する高雄州漁業無線所の二がある。又私設無線電信は臺東廳火燒島漁業組合施設にかゝる火燒島漁業無線取扱所がある。

五、放送無線電話

臺灣に於ける放送無線電話は大正十四年臺北に開催された臺灣總督府始政三十年記念展覽會場に於て、交通局遞信部が五〇「ワット」放送機を据付け同年六月試験放送を試みたに始まる。其後島内に於けるラヂオ熱の勃興に伴ひ昭和三年十二月二十二日遞信部廳舎に於て一「キロワット」實驗放送開始の運びとなつたが、之と同時に府令を以て遞信省令たる放送用私設無線電話規則の一部聽取無線電話に關する規定を臺灣に準用することとし、許可料、聽取料に付ては之を無料とした。

而して遞信部廳舎からの實驗放送は其の後益々好調で聽取者も九千を突破する有様であつたが、「キロワット」の小規模設備である爲其の恩恵に浴するものは北部區域に限られて居た。従つて全島民衆をして洽く

ラヂオと親ませる爲には強力な恒久的施設を必要とするので、御大典記念事業として經費六十六萬圓を以て臺北十キロ放送局設置を計畫し、昭和五年十二月完成、翌昭和六年一月十五日より愈々放送開始の運びとなつたが、之と同時に従來交通局遞信部に於て一切を經營して居たのを同年二月社団法人臺灣放送協會が設立せられ放送業務の一部を之に委託經營せしむることゝなつた。即ち施設及技術に關する業務は官に於て行ふが、聴取者の増加勧誘放送番組の編成實行等の業務は同協會に委託し、同時に月額一圓の聴取料徴収を許可し其の經費に充當せしむることゝなつた。其の後昭和七年四月一日臺南放送局（一キロ）の設置を見、更に昭和十年五月十一日臺中放送局（一キロ）が開設されて今日に至つてゐる。

臺南、臺中の兩放送局は臺北の放送を主として中繼して居る。此の中繼も以前は無線中繼に依つて居たのを臺中放送局開局と同時に三局を連絡する搬送式有線中繼に改め島内中繼の完璧を見るに至つた。又臺北放送局は地元放送の外内地よりの中繼に依存する所極めて大であるが、之も當初は熊本（中波）を中繼して居たが臺灣近海は特に夏期に於て空電多く中繼成績が非常に悪かつた爲昭和九年國際無線電話會社中繼、觀音送受信所の完成によつて短波中繼を行ふことゝし、爾來季節に關係なく完全に近く内地中繼をなし得るに至つた。

更に本島放送事業最近に於ける劃期的な施設としては昭和十五年九月二十八日より放送を開始した民雄一〇〇「キロワット」放送所の完成である。この完成により島内聴取の改善は勿論のこと對南支南洋海外放送にも一大偉力を加へ、更に本施設を利用しての二重放送の實現へも大きく一步を進めたことゝなつた。二重放送は右の民雄放送所及既設放送局を利用して更に適當な施設を行ひ全島に之を實現せんとするもので、昭和十六年度中には完成の豫定である。一方臺灣放送協會では大電力放送、二重放送の實現に呼應し臺北に一大演藝所建設の計畫を樹て目下進行中である。

放送番組の編成と實行とは臺灣放送協會が行つて居ること前述の通りであるが、其の編成方針としては内地よりの中繼の外帝國最南端にあつて活躍する放送局として且又常夏の國臺灣としての特色のある番組の編成にとめて居るが、殊に今次事變勃發以來は時局認識の徹底國策の周知宣傳に其重點を置き、ニュース回数の増加、時局講演、國策講演、官廳ニュースの外各種の講座、子供のニュース、青年の時間等を新設し又右の外に國語を解しない臺灣人の爲には福建語ニュースを海外放送の反射作用として與へて居る。

又放送事業創始以來十年其の間放送設備も漸次擴充せられてゐるのであるが、ラヂオ施設者数は、六百萬に垂んとする本島人口に比し其の普及遅々として進まず、この原因は種々あるも其の最たるものは言語風俗を異にする内臺二様の住民に對し内地人向の一元放送を以て臨む結果であつて、この點二重放送施設の完成と共に對本島人放送の擴充が待たれる所以である。昭和十五年三月末に於ける聴取者数は全島を通じて五二、二九五である。但し右の内、内地人は三五、四九四で内地人在住戸數百戸當り四〇・〇を算へ、人口千人當り一一・四・九で内地に比し敢て遜色ないが、一方本島人は總數一六、八〇一に過ぎず、戸數百戸當り一・九、人口千人當り三・一で本島人方面の聴取者開拓こそ今後に於ける最大の問題であらう。

最後に臺灣の放送事業中特色をなすものは、南支南洋向の海外放送である。本放送は在南支南洋方面華僑土着人、歐米人及邦人に對し正確なニュースを基礎とする啓發放送を行ふもので、昭和十二年七月十六日夜の福建語ニュースを最初として、同二十日には北京語ニュース、二十九日の英語ニュース、八月十六日の國語再放送ニュース（海外同胞に對し當日の主要ニュースを特輯再放送す）、續いて昭和十三年八月八日廣東語ニュース、同年十月一日馬來語ニュースを開始し、越えて十四年十二月一日よりは安南語ニュースを追加した。現在では左の時間割で毎夜臺北放送局より放送して居るが之に對しては臺北、臺中、臺南各中波の外短波を送出し、南支南洋方面に於て多大の効果を擧げて居る。

| 内 容 | 時 刻 | 使 用 電 波 |
|----------|------------------|--|
| 安南語 ニユース | 自後 九、三〇—至 九、四五 | 九六九五「キロサイクル」 |
| 馬來語 ニユース | 自後 九、四五—至 一〇、〇〇 | 同 右 |
| 福建語 ニユース | 自後 一〇、〇〇—至 一〇、二〇 | 〔七五〇、六七〇(臺北)、七二〇(臺南)、五八〇(臺中)各〕キロサイクル「九六九五」キロサイクル |
| 日本語 ニユース | 自後 一〇、二〇—至 一〇、五〇 | 同 右 |
| 廣東語 ニユース | 自後 一〇、〇〇—至 一一、一五 | 〔六七〇「キロサイクル」 九六九五「キロサイクル」〕 |
| 英語 ニユース | 自後 一一、一五—至 一一、三〇 | 同 右 |
| 北京語 ニユース | 自後 一一、三〇—至 一一、四五 | 同 右 |

尙最近の國際情勢の進展に伴ひ且東亞共榮圈内に於ける臺灣の地位重要化と共に本海外放送の擴充強化を要すること論を俟たない。

3. 樺太電氣通信

一、一 般

樺太に於ける交通機關は近來稍整備されたとは雖も未だ内地のそれに比し著しく遜色があり、且本島特有の現象として冬期間は風雪の襲來と沿岸結氷等の爲交通杜絶することは稀ではない。勢ひ郵便物の遅延は免れないので自然電信電話を利用せんとする傾向が顯著である。中には葉書代用に不念のものでも電報を出す例さへ少くない。加之時局産業の原動力たる石炭鑛業の勃興と拓殖の進展とは彌が上にも其の利用率を高めつゝある。此の特殊事情に鑑み電信電話の普及と之が改善には繼續事業として數年前より多額の豫算を支出して鋭意之に當り、地方に於ける通信機關の設置に付ては郵便局の外最も容易に開始得られる電信電話取扱所を設けて島内電氣通信機關の整備に努めてゐるのである。

二、電 信

現在郵便局九十二局中「野寒」を除き他は悉く電信事務を扱ひ、外に電信電話取扱所二十五箇所、電信取扱所(驛)十一箇所が置かれてある。東海岸は豊原、西海岸南部は眞岡、北部は恵須取を中心として回線を構成し各局所を連絡してゐる。又一方北海道との間に回線を設定し内地との連絡を圖つてゐるのである。

近時電報の取扱數が急激に増加したのに反し、従業員の殷賑産業方面又は大陸方面に轉出する者多く、爲に有技者の補充には不尠苦心の存するところであつて電報遅延の一原因を爲してゐるは甚だ遺憾である。尙豊原より内路を経て北樺太亞港に達する日蘇連絡電信回線は、昭和十二年秋北樺太に於ける無線電信利用を

(統計に付ては第四編中樺太電氣通信統計四三九頁参照)

禁止されてよりは唯一の連絡回線として重要視され毎日相當の取扱がある。

三、電 話

電話も電信同様其の利用率極めて高く、海馬島及野寒の二局を除く全局に於て通話事務を取扱ひ、外に二十五箇所の取扱所があつて全島殆んど聲の届かぬ所なしと云ふも過言ではない。電話交換業務取扱局は五十四局全郵便局の半数以上に及び加入者も六千五百名を數ふ。交換方式は豊原は自働式他は直列復式又は單式である。

昭和九年十二月内地樺太間通話の開始を見てより其の通話範圍擴大されて一般の利便増大された爲一層取扱數の増加を見てゐる。

四、無線電信

無線電信局は大泊及惠須取の二局であつて固定局陸上局及海岸局の一般業務を取扱ふ。近來石炭の輸送、木材、海産物の積取の爲來航する船舶頗る多く、之等の陸上との連絡航海の安全を保つ爲、大泊は宗谷海峽亞庭灣及オホツク海方面の船舶と、惠須取は日本海北部樺太西海岸及北樺太方面の船舶と専ら交信してゐて、夏季繁忙時には一局一日四十艘位を對手とし百二、三十回の交信である。

五、放送無線電話

本島には未だ放送局の設置がない爲ラヂオを聴取せんとするものは總て札幌中央放送局と契約して樺太廳の許可を受けて居るが、遠距離用の相當高級の受信機でなければ聴取困難な爲普及遅々として、現在一萬二千餘の聴取者に過ぎない。而して樺太は地理的關係上ソ聯の放送が強烈に感受されるのであるが、斯くの如きは島民の思想上に及ぼす影響と且又現今國策上より見るも島内に放送施設の必要を痛感せられるので數年前より日本放送協會と接衝の結果近く豊原放送局の開設を見る運びに至り目下建設工事中である。

二、滿蒙支電氣通信事業

1. 滿洲電氣通信

一、一 般

滿洲國成立當時に於ける電氣通信事業は、關東州及南滿洲鐵道附屬地に於けるものは日本政府の經營にかゝり、右地域以外の滿洲國領域に於けるものは主として滿洲國政府の經營にかゝり、同一地域に二箇の同種事業相對立してゐたので、資本二重投下の弊害あるは勿論、施設及制度にも格段の相違がある等種々遺憾の點が多く、利用上尠からぬ不便があつた。日滿兩國政府は此の點に鑑み、滿洲に於ける各地の電氣通信施設を統一し、合理的に經營すると同時に民間資本をも加へ、以て内容充實した組織たらしめるの緊急なるを認め昭和八年三月二十六日日滿合辦に依る會社設立の協定を了し、同年九月一日滿洲電信電話株式會社が設立せられた。

爾來同社は滿洲國內電氣通信の一元的經營に乗り出し、施設の整備擴充に努めて來たのであるが、昭和十年三月北鐵買収に依り同鐵道沿線の通信施設は同社の經營となり、又昭和十一年四月朝鮮總督府と協定して間島地方の通信施設も同社が經營することとなり、他方民營の所謂地方電話の買収も殆ど完了した結果、公衆通信の一元化は完成の域に達してゐる。以下各項に述べるものは同社の事業概況であるが、同社の資本金、組織等に付ては附録電氣通信事業關係法人の概要（五七四頁）及電氣通信事業關係機關の組織一覽（五九五

頁)を参照ありたい。

二、電 信

従來滿洲の電信は其の取扱制度と料金が非常に複雑で、土地によつて料金が異なり、特に北滿地方の施設は實に不完全なものであつた。會社は設立以來銳意之等の施設を改善し、全滿通信網の一元化と料金の合理化に努力し着々その實を擧げて來たのであるが、之等に付てその現状を述べれば次の通りである。

會社創立當時日滿兩國より繼承した電報取扱局所數は三六三局であつたが、其の後滿洲事變以後の休止局の復活、新興各地の事務開始、朝鮮側施設の讓受、北鐵の讓受等の外、鐵道總局管下の國鐵沿線主要驛に電報取扱所を設置する等取扱局所は漸次増加し、昭和十四年末に於ては前年に比し六〇局を増加し八〇二局となつた。

電信線路は會社創立の年たる昭和八年に於ては鐵路總局、滿鐵沿線及熱河省内に於ける新增設に努め、更に第二年度たる昭和九年以降に於ては滿洲各地に於て大量の新增設計畫を樹て着々進捗しつゝあり、昭和十四年末現在電信線路互長約一萬六千杆、同延長三萬四千餘杆に達し、有線電信回線數は前年末に比し四五回線を増加して四六一回線となつた。

又會社設立當時滿洲國より繼承した電信機械は舊式のモートルス印字機が大多數を占めてゐたが、漸次之は音響機、自動機、印刷機等に替へられ、昭和八年末印字機三一八箇が同十四年末一五箇に減じ今や當時の面目を一新してゐる。昭和十四年末現在有線電信機械座數は前年末に比し一一七座を増加し一、一七八座となつてゐる。

電報取扱通數は、會社設立以來常に増嵩の一途を辿りつゝあつたが、北邊振興計畫、開拓國策、産業五箇年計畫の強行、更に今次支那事變に於ける新生支那建設工作の目覺しい躍進等現下非常時局の進展を反映

し、昭和十四年に於ては其の通數は更に一段と飛躍的增加を示した。即ち一箇月平均取扱總通數は昭和十二年に於て二百四十萬通、同十三年三百萬通、同十四年三百八十萬通であつて、十四年の通數を十三年に比すれば一・七割、十二年に比すれば實に五・八割の増加に當る。

電信收入は電報通報の増加に對應して激増し、昭和十四年に於ては七百三十六萬餘圓にして、前年の五百五十四萬圓に比し三・三割、更に昭和九年の約四百五十萬圓に比し六・三割の増加になつてゐる。

尙日滿間の電信連絡は、兩國關係の緊密化に伴ひ有線共に漸次擴張せられてゐるが、昭和十四年に於ては日滿無裝荷ケーブル完成に依り更に一段と整備せられるに至つた。(第二編内地電氣通信事業中日滿間電氣通信の項一八五頁参照)

對中華民國電信連絡は今時事變勃發以來大連芝罘間海底線を除き一時杜絶したが、華北に於ける治安の回復と相俟つて漸次復舊し、更に對支通信の膨脹に對應する爲新連絡線を開設して其の需要に應じてゐる。又國際連絡線としては新京と伯林、巴里、桑港間の無線三回線がある。

三、電 話

滿洲に於ける電話事業の經營形態は滿洲國成立前は甚だ複雑で、國營の他縣營、民營、官民共營等の地方電話があつた。會社は創立當時電話事務取扱局所二四八局を引繼いだが、其の後毎年各種電話の買収、休止局の復活、新規開局等を爲し、昭和十四年末に於ては電話交換取扱局二二二局、通話取扱局四八六局合計七一八局となり、前年末に比し合計に於て六四局の増加となつてゐる。

電話線路も毎年新增設せられ、昭和八年末現在市内線の線路互長二千杆、線路延長二萬一千杆であつたが、昭和十四年末に於ては線路互長五千餘杆、延長四萬三千餘杆に達して居る。

市外回線は昭和十四年末に於て六一七回線で、昨年比し六一一回線を増加し、その互長約一萬六千杆、延

長約七萬四千軒に達してゐる。

加入者数は會社創立當時三〇、七六四名であつたが、十年末五萬餘名、十三年末八二、六三〇名と飛躍的に増加し、十四年には更に一萬餘名を増加して九三、三一四名となつた。これを國籍別に分類すると日人五五、〇六二名、滿人三七、一三一一名、外國人一、一二一名で、日人五九%、滿人四〇%、其他一%の比率で、滿人の占むる割合は昭和八年度末の三四%より遙かに向上しその増加率は日人のそれと比肩し得るに至つた。昭和十五年六月末に於て一千以上の加入者を有する都市は、大連、奉天、新京、哈爾濱の四大都市を始め合計十三都市あり、其の加入者總數は全加入者の六八%に當つてゐるが、之は今尙電話の普及が偏してゐることを示すものである。

次に電話制度であるが、會社の電話事業開始に際し制定せられた電話規程は、僅かに日本行政權下に於ける地域にのみ施行せられ、滿洲國行政權下に於ける地域は依然として電話規程の範疇外にある「滿洲國行政權ノ下ニ在ル地域ニ於ケル電話局ノ電話取扱制限ニ關スル件」なる特殊規定に依つてゐた。故に滿洲國より引繼いだ各地電話局の電話制度に會社が其の後買収統合した縣民營電話局の電話制度は、従前の儘之が不統一性、不合理性をも併呑して承繼せざるを得ず、従つて特殊電話規定が多數雜然として存立してゐたのである。加之新に電話交換事務を開始し、當該地に適用すべき規定制定の必要を生じた土地或は買収した縣民營電話局にして新規定制定の必要を認めたる土地に於ては前記繼承した特殊電話規定以外に又新に特殊電話規定の制定を餘儀なくされたのである。而して之等の規定は何れも非組織的、非文化的であり、電話サービスの基準及範圍を異にし、又料金體制の基礎を異にし、通話制度に根本的缺陷を有する等無統制な實狀にあつたのである。されば之が改正は焦眉の急務とされてゐたが、昭和十四年六月一日を期し二百に垂んとする地方的特殊規定を廢止すると共に、之等の特殊事情を考慮して従來日本行政權下の地域に施行された電話規程に大修正を施し、茲に滿洲電話制度の一大改革が斷行せられた。其の改正要旨を列擧すれば次の通りである。

る。

- (1) 加入者數を基準として土地種別を決定したること。即ち毎年九月一日現在に於ける當該地の加入者數を標準として決定し之を翌年一月一日より實施する。

| | | | | | | | | | |
|------|----------|----------|---------|---------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 級地別 | 一級地 | 二級地 | 三級地 | 四級地 | 五級地 | 六級地 | 七級地 | 八級地 | 九級地 |
| 加入者數 | 10,000以上 | 10,000以上 | 5,000以上 | 2,000以上 | 800以上 | 400以上 | 200以上 | 100以上 | 9以下 |

- (2) 三級地以上の大都市に度數料金制を、四級地以下の中小都市に従前通りの均一料金制を施行したること。

- (3) 基本料(度數制施行地)若は使用料(均一制施行地)並に加入者數に關係ある加入電話料金(即ち加入申込登記料、電話架設料、電話番号簿掲載料、機械移轉料、名義書換料)に付段階別料金制を採擇したること。

- (4) 南北滿の事情の相異を基本料(度數制施行地)若は使用料(均一制施行地)に加味したこと。之は事業經營の相異に因由する料金負擔の不公平を是正せんとするもので、一般地域と特殊地域とに區別し、後者に於ける基本料若は使用料を前者の約一割高として賦課せんとするものである。

市外通話は昭和九年發着合計度數四、一一七、六三三より同十三年八、五九一、五一五となり同十四年十月末迄には九、〇五九、六五〇と躍進してゐる。

収入状況は回線及加入者の増加に伴ひ増加し、昭和九年七、九五四、六〇一圓より同十三年一六、四七九、〇七七圓となり十四年十月迄には一七、九四四、六三二圓となつてゐる。

尙日滿間連絡電話は從來無線に依り疏通してゐたが、其の後有線を新増設し、現在に於ては兩國間電話連絡網は一先づ整備されるに至つた(第二編内地電氣通信事業中日滿間電氣通信の項一八五頁参照)。又支那方面

との通話に付ては昭和十年より滿華連絡が開始され、北京、天津等と滿洲主要都市との間に通話し得ることとなり、支那事變後一層著しい利用増加と共にその重要性を加へてゐる。

四、放送無線電話

會社設立當初たる昭和八年八月に於ける放送設備は、舊施設を繼承した大連、奉天、新京、哈爾濱の四局に過ぎず且極めて小規模のもので聴取者も僅かに五千八百餘であつた。爾來同社は鋭意舊施設の改修擴充と増設に努め、昭和十二年に於ては安東、牡丹江、承德の三局、十三年に於ては齊々哈爾、佳木斯、延吉、黑河、海拉爾の五局、同十四年に於ては營口、錦縣、富錦の三局が開設せられ合計十五局となり、其の内二重放送を實施するもの大連、新京、奉天、安東、齊々哈爾、海拉爾、營口、錦縣の八局であつて、新京の百キロ電力を第一に十五局の合計電力は一一七、九八キロワットである。此の外に對外放送用として新京の二十キロ短波放送がある。

滿洲に於ける放送番組編成の基調は日滿蒙鮮露の各民族の分布を考慮して之に即應した放送をなすにある。此の爲には一局一波長では不充分で二重乃至三重放送が必要となつて來る。而して放送用語は日本語滿洲語の外、住民の用語を考慮して朝鮮語、露西亞語、蒙古語を使用してゐる。

滿洲の放送に特異のものは廣告放送である。廣告放送は昭和十一年十一月より實施されたもので、昭和十二年に於ては五〇、五八六圓（件數二、八二五）同十三年は六九、五〇二圓（件數四、七七七）の收入を齎したが、昭和十四年に於ては十二萬餘圓（件數七、五二三件）に上り前年に比し約三割七分の増加を示し、利用者の地盤も略固まりつゝある。然し乍ら時局の緊迫化に鑑み、放送制度にも現時局下の國策的要求を徹底せしめる見地より、自發的に廣告放送の運用を制限することになつた。

聴取者數は昭和八年末八、〇四三人、同十年末一九、七六四人、同十三年末一二七、四一七人と激増し、更

に昭和十四年末に於ては日人一二六、九六五人、滿人九六、四八八八人、外國人二、四三六八人、合計一二五、八八九人に達した。昭和八年に於ける國籍別に依る比率は日人八九％、滿人五・二％、外人五・八％であつたが、昭和十四年末に於ては日人五六％、滿人四三％、外人一％と滿人の増加が注目される。

日語番組の約五十％は日本放送協會よりの入中繼に依つて編成されてゐるが、他方全滿放送局よりは講演、演藝、實況等を日本に對し送出し、滿洲國の實相紹介、滿洲國に對する認識向上と日滿一如の助成に資してゐる。

滿洲華北間交換放送は昭和十二年九月六日滿洲よりの第一聲を皮切りに、爾來月曜日は滿洲から金曜日は華北から交互にプログラムを交換することになつた。放送内容は當初は治安宣撫を主要目的として編成されてゐたが、其の後北京中央廣播電臺の開設、華北放送網の確立に依りいよいよ文化交流の新しい段階に入りつゝある。尙右定例放送の外臨機に相互の交換は屢々行はれてゐる。

對外放送は今支那事變に際し蔣政權の逆宣傳に對抗する爲に生れた大連短波放送が最初である。其の後支那に於ける新政府の確立に伴ひ防禦的體勢より積極的體勢を執り、放送施設は擴充されて現在に於ては前記大連放送局は廢止され新京の二十キロ短波を以て放送し、歐羅巴向、北米西部向、極東一圓向、南洋向の四放送あり、使用國語は日本語、支那語、獨語、佛語、蒙古語、露語で放送時間は合計三時間四十五分である。

2. 蒙疆電氣通信

蒙疆の電氣通信事業は昭和十二年八月皇軍占據と同時に軍管理の下に運営されて居たが、昭和十三年四月蒙疆政權の手に復し茲に蒙疆独自の通信として發展し來つたものである。

一般に電氣通信事業は國家活動の手段である以上通信政策に於ても將亦經營形態に於ても蒙疆の通信が蒙疆の有する特殊性に合致する様指向されるのは當然である。従つて各種の點に特異なものが多い。

其の尤なるものは高度國防國家の要請により國防治安を第一義とし、公衆通信を第二、第三義とした點である。即ち所謂不生産施設たる軍用、警備用の通信施設を主とし、公衆通信施設を従とし、而も之等を一體的に建設運営し和戰兩様に備へると共に軍警通信は凡て優先的取扱をして居るのである。

次に事業の經營形態を見るに之亦大陸に於ける通信事業としては異例に屬するものである。即ち郵政、電政の兩事業を合同して官廳經營とし、而かも電氣通信事業に在つては民有國營の形態を採つて居るのである。郵電總局は郵電兩政の經營官廳であり、蒙疆電氣通信設備株式會社は電氣通信設備を建設、維持、所有して之を郵電總局の使用に供して居るのである。(蒙疆電氣通信株式會社に付ては別項電氣通信事業關係法人の概要五七六頁參照)

蒙疆の電氣通信事業が今日まで歩み來つた足跡を顧みるに昭和十三年二月蒙疆聯合委員會は郵電總局を開設して郵便、電信、電話、放送の運営に當らしめ通信事業の有機的且經濟的運営を期したのである。

一方電氣通信施設の高度資本性に鑑み蒙疆法人たる日蒙合辦の特殊會社蒙疆電氣通信設備株式會社を設立し、蒙疆地域内に於ける一切の電氣通信設備の建設維持を爲し之を所有して所要の使用に供せしめることにしたのである。即ち蒙疆電氣通信設備株式會社は公衆通信は勿論鐵道事業用、警備用等其他一切の電氣通信

設備を建設維持所有し、之を郵電總局、鐵道會社及其他の者の用に提供して居るのである。

郵電總局及蒙疆電氣通信設備株式會社は昭和十三年四月察哈爾作戰軍よりその業務の一切を繼承して各種通信施設の改良擴充をなして來たもので、その主要なる業績を挙げば次の通りである。

先づ第一着手として引繼當時殆んど腐朽状態に在つた一切の施設を應急的補強をなし、次いで京包鐵道沿線の電線路の改築工事、張家口、大同、厚和の市内電話改式工事をはじめ、市内電話の新増設工事、對日本及對滿洲の無線電信施設の新設或は張家口に放送局の擴充等、業務の擴張、設備の整備等之を引繼當時に比較すれば事業の發展は隔世の感がある。即ち引繼當時を昭和十五年三月末の現在に比すれば電信電話線の線條總延長は一、九八七軒より一六、〇六八軒に飛躍し、其中警備電話線は約二一、〇〇〇軒に及んでゐる。

電信關係を見るに一年間電報取扱總通數は同期中に五十一萬通より百六萬通に倍加し、中、小無線施設の整備せられたもの六十二機に及び、その中四十數機は警備用無線通信所に使用せられて居るものである。

對外無線電信としては昭和十四年七月一日對東京の三「キロワット」を新設し、對奉天は五百「ワット」を一「キロワット」に強化したのである。昭和十五年五月よりは鐵道停車場十七箇所にも電報の取扱を開始した。

電話關係に於ては電話加入者は引繼當時の一、一二七名より昭和十五年三月末三、一六二名に増加し、張家口市内電話は昭和十三年八月、大同市内電話は昭和十五年六月それ〴〵磁石式を自動式に変更し昭和十六年四月頃には厚和も自動式に変更せられる豫定である。

昭和十五年十月一日よりは日本蒙疆間に有線電話の通話も開始せられるに至つた。

放送無線電話事業に於ては昭和十三年十一月張家口放送局を一〇「ワット」より五〇〇「ワット」に増強したのである。今後大同、厚和方面にも五〇〇「ワット」級の放送局を設置せられる豫定である。現在ラヂオ聴取者數は約三千の見込である。蒙疆のラヂオ放送は郵電總局の管理に屬し無料聴取せしめるのみならず、各都市の主要街頭には共同聴取機の擴聲器約三百個を設置してラヂオ放送の民衆化を期して居る。

3. 華北電氣通信

一、一 般

華北に於ける電氣通信事業は從來國營を主としてゐたが、其の他省、縣、民營等があり雜然としてゐて相互に無用の競争をなし、或は列國の通信權益に蹂躪せられ今次事變の勃發に遭遇したのである。

今次事變勃發するや滿洲電信電話株式會社特派員は公衆通信の復舊及運営を命ぜられ、治安維持會の委囑に依る天津通信總局より平津通信總局を経て華北電政總局が設立せられる迄取敢へず華北電政諸機關の應念復舊に當つた。

華北電政總局は昭和十三年一月北京に設立せられ、遞信省、滿洲電信電話株式會社より人材と機械を得て華北電氣通信事業の統一經營に當つたのであるが、今次事變を契機として中國の更生、東亞新秩序體制の確立を目的とする諸種の建設工作が著々と進展を見るに至り、治安の確立、政情の安定、産業の開發、文化の向上等各般の施設の先驅たるべき電氣通信事業經營の整備統一の緊急なるに鑑み、中華民國臨時政府は昭和十三年七月三十日（民國二十七年七月三十日）「華北電信電話株式會社條例」を制定公布し、翌七月三十一日華北電信電話株式會社が設立され華北電政總局の事業を同社が繼承し八月一日より其の業務を開始するに至つたのである。

爾來同社は放送事業を除く華北電氣通信事業の復舊整備統一擴張に邁進し漸次其の實を擧げつゝある。以下各項に於て述べるものは同社の事業概況であるが、同社の資本金、組織等に付ては別項附録の電氣通信事業關係法人の概要（五七八頁）及電氣通信事業關係機關の組織一覽（五九七頁）を参照されたい。

二、電 信

營業範圍は隴海線以北華北政務委員會行政權下の地域であつて蒙疆地方を含まない。但し現在の業務取扱は北京、天津、濟南、青島等の四大都市及治安の關係上鐵道沿線に限られてゐるが、事業は左の如く順調に躍進の一途を辿りつゝある。

電報事務取扱局所數は、昭和十三年一月華北電政總局設立當時は三十四局で、昭和十三年八月華北電信電話株式會社設立當時四十八局となり、昭和十四年三月末は五十九局となり、昭和十五年三月末には八十一局に増加してゐる。

電信回線は海底線及無線を含めて昭和十五年三月末に於て九十三回線、其の線路互長四、三三四料で前年四月末に比し回線數に於て四十五%、線路互長に於て三十二%の増加を示してゐるが、單に回線の増設のみならず音響單信を自動二重に變更したものの一回線、音響單信を音響二重に變更したものの一回線、印字單信を音響二重に變更したものの一回線あつて回線の質に於ても向上しつゝある。

電信機械は無線機械を含め昭和十五年三月末に於て百六十二基に達し、前年四月末に比し五十四基の増加となつてゐるが、機械別に此の増加率を見れば「自動二重」に於て二倍、「音響二重」に於て三・七倍、「音響單信」に於て一・五四倍であり、尙昭和十五年一月「自動單信」二基の新設があり單に量的のみならず質的の向上が窺はれるのである。

取扱局所の新設、治安の安定、産業の復舊、開發、日本人の進出、各種建設工作の進捗等に依り電報の利用も激増し、昭和十四年四月より昭和十五年三月迄に至る一箇年間の有料電報發著總取扱通數は約五百八十三萬四千通で、昭和十五年三月分六五二、一七〇通を前年同月分三九八、三五二通に比較すれば約六割四分の増加を示してゐる。尙華北の特殊事情として擧げられるものは和文電報に比し華歐文電報の利用が多

いことである。即ち昭和十五年三月分有料發信總數三三七、四四八通に對し、華歐文電報は九四、一一九通で全通數の約二割八分を占めてゐるが、前述の産業開發、經濟條件の好轉に因り漸次増加の傾向を示してゐる。

電報通數の増加と相俟つて電信收入も急激な増加を示し、昭和十四年四月より昭和十五年三月に至る電報總收入は六百四十八萬圓に達し、昭和十五年三月分七十一萬六千圓は前年同月分四十二萬五千圓に比較し約六割八分六厘の増加を示してゐる。

右の如く電報利用の激増、機械の増設、取扱通數の増加、局所の新設等に拘らず電信從業員の補充は此の需要を充たすことが出来ない状態に鑑み、會社は之が對策として電氣通信學院を擴充し通信從業員の養成を行つてゐるが、此の外遞信官吏練習所、無線電信講習所及電氣通信工學校等に養成委託をなし人材の養成を努めてゐる。今會社總從業員に付て見るに昭和十四年三月末に於て四、七七四名にして、昭和十五年三月末に五、〇八五名となり、その増加數は僅かに三一一名である。

尙會社の電報制度は現地の特殊事情を加味した外、概して我が國及滿洲の現行制度と殆んど同様であるが、唯交際電報（慶弔電報）制度に於て贈呈金添付電報なる制度を設け其の利用範圍は頗る廣汎に亘つてゐる。

三、電 話

從來中國に於ける事業經營形態の不統一は電話事業に於て特に甚しく、官、省、縣、民營電話亂立し諸種の摩擦を惹起し或は軍閥の軍備借款の具に供せられる等其の發達を著しく阻害されてゐた爲、華北電信電話株式會社は設立以來施設の整備擴充を爲す一方之等電話の買収に着手し、漸次電話事業一元的經營の實を擧げつゝある。

皇軍占領地域の擴大と治安の確保に伴ひ各種開發事業の進捗は必然的に電話の需要を熾烈ならしめた爲、

會社は其の事業を擴充する一方北京東局を自動化し又自動局の北京北局を新設する等銳意設備の改良に努めてゐるが、各地に散在する公、民營電話の買収は今後に残された重要問題の一つである。

今會社の事業活躍の跡を辿るに、昭和十五年三月末現在を前年同月に比すれば取扱局所數に於て一七局を増加して一四二局となり、加入者數に於て六、六六一名を増加して三九、七七二名となつて居り躍進の跡が窺はれるが、諸物資統制の爲擴張意の如くならず電話加入申込未設積帶數二千餘に及んでゐる状態である。

又電話收入は毎月累進し昭和十四年四月より九月迄は毎月四十萬圓臺、十月より翌年二月迄は五十萬圓臺、三月には六十萬圓臺に躍進し、一年の合計六百萬圓に達した。尙昭和十五年三月分六十二萬三千五百餘圓を前年同期分五十一萬六千八百餘圓に較べれば十萬六千六百餘圓、二割の増收である。

次に日華間の政治、軍事、外交等各般の關係が緊密化されるに至り兩地を結ぶ直通電話開設が要望され、昭和十四年七月無裝荷ケトブルに依り延々三千料に亘る直通々話が始されたが、既存電信連絡線と相俟つて日華兩國の通信連絡に一新紀元を劃し日本と大陸との關係を愈々緊密ならしめ重要な役割を演じてゐる。

尙華北電氣通信業統合發達史上特筆すべきものは天津外國租界電話問題の解決である。即ち天津に於ける電話事業は會社系電話と外國租界電話とが對立してゐたが、同社の電政統合の使命に鑑み凡ゆる困難を克服し、昭和十五年九月三十日天津市公署へ移管せられた英、佛、伊、三租界内の電話事業經營を同社が受託されることとなり、多年の懸案であつた天津市電話事業の一元的經營の確立を見るに至つたのである。

四、無 線 電 信

昭和十三年八月會社創立以來凡ゆる困難を克服しつゝ、銳意無線電信の整備擴張に努めた結果其變前の面目を一新してゐる。現在無線電信を裝置する電報局は皇軍占領地域の主要都市に裝置され、管内主要都市間無

線電信連絡、管内沿岸航行船舶との連絡並に日本、滿洲、蒙疆との連絡に當つてゐる。尙國際電氣通信は對外連絡基地を持たないので日本及滿洲を中繼して行はれてゐるが、事變前に於ける中國の國際電氣通信界は悉く列國の通信權益に蹂躪され、中國は列國の電氣通信が暗躍する舞臺と化してゐたのであるが、事變後に於ても華北に於ては第三國通信會社が公然と或は秘密裡に通信施設を有し、國際電報を送受せしめ或は其等會社に於ける勸誘員が自社通信線路の利用獲得に猛烈な競争を演じつゝ、ある事實に鑑み、同社は日本を盟主とする東亞電氣通信プロック内に存続する第三國通信施設に依り第三國に發著する國際電報を吸收せられるが如きは到底黙許し得ないところとなし、之等抗日不法敵性無線通信施設の撲滅を期し全力を傾注する一方、國際電報の無線利用勸奨に付ても經過時分の短縮、サービスの向上刷新等凡ゆる方法を講じ着々其の成果を擧げてゐるのである。

五、放送無線電話

華北に於ける放送無線事業に關しては昭和十五年七月二日華北廣播協會設立せられ放送事業の運営に當つてゐる。

4. 華中電氣通信

一、一般

華中に於ける電氣通信事業は華北に於けると同じく從來國營を主とし、其の他、省、縣、民營及外國經營等があつたのである。

今次支那事變に當り中支の電信電話は被害殊に甚大であつたが、國民政府の首都南京及支那經濟の中心上海を擁する關係上電氣通信の復舊並に運営は一日も忽せに出來ない爲、遞信省より派遣した電政要員を以て組織した軍特務部（東班）に於て接收及處理に當り、且新會社設立に到る迄の過渡期に於ては華中電信公司の名稱を以て國際電氣通信株式會社及日本電信電話工事株式會社の兩會社が一體となり、對内外通信及主要都市に於ける電信電話の復舊並に運営に當つてゐたのである。而して維新政府交通部令「華中電氣通信株式會社ニ關スル件」に據り昭和十三年七月三十一日華中電氣通信株式會社が設立されるや、同社は中支那に於ける電氣通信事業を一元的に經營する使命を帯びて華中電信公司の施設及業務を繼承し其の業務を開始したのである。以下各項に於て述べるものは華中電氣通信株式會社の事業概況であるが、同社の資本金、組織等に付ては別項附録の電氣通信事業關係法人の概要（五七九頁）及電氣通信事業關係機關の組織一覽（五九九頁）を参照ありたい。

二、電信

營業地域が皇軍占領地域に限られ、それも多くは前線基地であるばかりでなく事變處理に關聯する諸政策

の遂行に伴ひ經營上可成りの拘束を受けては居るが、事業は順調に躍進の一途を辿つてゐる。會社に於て採用して居る電信制度は日本の現行諸制度を緯とし、從來支那に於て行はれた所を經として、之に作戰遂行中なる現地の特殊事情を加味したもので、概して日本と大差ないが經營上の特長を挙げれば

- (1) 華文電報の制を設け大體舊交通部時代の制度に依り主として華人の要望に應じて居ること
- (2) 特殊取扱中には「時間外」の如く從來の慣行に鑑み實施し難いもの、又は「別使配達」の如く治安の關係上差向實施し難いもの等は目下の處之を實施せず我が現行制度より稍々縮少されて居ること
- (3) 料金は現金收納の方法に依り軍票を以て收納することを原則として中國通貨（法幣）に依る收納の途も講じてゐること
- (4) 華人通信従事者にも和文通信術を教育し良好な成績を收めてゐること
- (5) 奥地に在る局に於ては治安の關係上電報託送の利用者比較的多數であること

會社は目下長江流域を中心に中支那に於ける政治經濟上の要地を連絡する通信網の結成に邁進しつゝ、あつて、取扱局處数は既に昭和十五年三月末現在五十に達して居るが、之等の通信網は保守の關係もあつて無線通信に依るの外なく、有線施設は上海南京間、上海杭州間、南京蚌埠間、南京蕪湖間其の他數回線に過ぎない。

通信従事員は主に日華人であつて共存共榮の實を擧げて居るが、施設の膨脹に伴ふ通信有技者養成の爲上海に電信學院を興し、華人の養成に當る一方廣島講習所等に委託して日人有技者の養成を計りつゝあるが、幹部社員は多く遞信省の派遣に俟つてゐる次第である。

電信利用状況を著地域別に觀れば中支内相互間、中支北支間、中支日本間の順で中支滿蒙間、中支外國間が之に續き、又之を電報の種別より觀れば總數に對し和文電報が約五十四%、華文電報が約三十%、歐文

電報が約一六%であつて、邦人の大陸進出と華人の經濟復興を如實に物語つて居る。

尙日支間の緊密關係に對應し日支共存共榮に資する爲、昭和十五年二月二十六日、日支間無線寫眞電信業務を開始し差向きニユトス寫眞の傳送に當つてゐるが近く一般寫眞電報の取扱を開始する豫定である。

三、電 話

先づ市内電話に付てゝあるが、會社の現在運營する電話交換局は十四局、其の加入數は八千五百六であつて、内十一局が中國政府の現物出資に屬し他の三局中一局は現地陸海外三省より運營を命ぜられた武漢電話總局であり、亦餘の二局は事變前民營であつたものである。而して會社の營業區域内に於て事變前國營又は省營であつた電話交換局は四十二局、其の加入數は一萬九千三百餘あつたが、事變に當り中支は其の被害最も甚大であつた爲、電話機其の他の加入者宅内装置の殘存數は復舊濟の十一局中蘇州の六百餘箇を除いては殆ど算へるに足らぬ少數であつた。

電話に對する需要は政治經濟の再建復興に伴ひ逐月増加し、現在二千二百十三の未設積滯を見てゐる。斯かる需要の激増は日本人の進出が主因であつて、中國人の加入申込は戰禍の僅少な蘇州を除いては未だ常態とは稱し難い。因みに前記八千五百六加入の加入者を國籍別に分類すれば左の通りである。

| 國 籍 | 加 入 數 | 百 分 率 | 備 考 |
|-------|--------|-------|---------|
| 日 本 人 | 五、五七六名 | 六五・五% | 無料加入を含む |
| 中 國 人 | 二、八八八 | 三四・〇 | |
| 其 他 人 | 四三 | 〇・五 | |
| 計 | 八、五〇六 | 一〇〇・〇 | |

會社は支那第一の商業貿易都市たる上海を其の營業區域内に擁してゐるが、上海の心臟部とも言ふべき共同租界に西隣する蘇州河南岸一帶の廣大な地域はアメリカ籍の上海電話会社の獨占營業地域であつて、會社は僅に開北、市中心及南市を其の傘下に收めてゐるに過ぎない爲、事業上極めて不利な立場にある。

- 同社の市内電話制度は大體に於て日本に類似してゐるが、日本と異なる特色を擧ぐれば左の通りである。
- (1) 加入申込は随時受け付け原則として申込承諾の順序に開通せしめること
 - (2) 加入種別は一加入に付一回線を有する所謂單獨加入のみであること
 - (3) 設備費を徴せず十圓程度の加入料のみで加入せしめること
 - (4) 三箇月を最低加入期間として契約し、其の期間満了前に解約するも全期間分の電話使用料を徴収すること

- 5) 電話使用料は電話の使用種別に従ひ住宅用、業務用の二種に區別し毎月之を徴収すること
- (6) 住宅用及業務用の電話に付て電話使用料三月分程度の保證金を徴収すること

市外通話區域は八十四を算へ營業地域内の主要都市は殆ど之を網羅してゐるが、事變後も引續き市内電話を民營に委ねてゐる重要都市も残存してゐて、之等民營電話は未だ同社の市外電話線と連絡するに至つてゐない。

次に市外電話に付てゝあるが、現在市外電話回線は實回線十七回線、搬送回線四回線、合計二十一回線あり、其の線條延長は二千五百餘軒に達してゐる。

本年三月中の市外通話取扱數は通話度數二萬五千三百餘、通話時數三萬八千三百餘、取消度數四千五百餘で、取消度數は請求度數の一割五分餘に上り通信需要の旺盛さを物語つてゐる。尙前記取扱數の約三分の一は上海電話公司所屬電話の發着信である。

次に華日電話は現在上海及南京と日本内地間、上海と朝鮮京城間に限られてゐるが、昭和十五年三月中の

取扱數は通話度數一千二百二十度、課金時分六千八百八分、取消度數一千五十六度であつて、取消度數は請求度數の半に達してゐる。従つて至急電話は總通話度數の約七割六分餘の高率を示してゐるが、近く上海大阪間の連絡開始と共に此の幅狹は大部分緩和せられる見込である。上海電話公司所屬電話に依る華日通話度數は前掲一千二百二十度の内九百八十度に及んでゐる。

四、無線電信

會社の行ふ移動無線業務は目下對船舶通信に限られ、上海に短波及中波の装置を併有する海岸電臺一局と支那籍船舶に會社の電報取扱所を設置するもの五を有するに過ぎないが、名にし負ふ上海港及中支の大動脈を爲す長江を控へて居る爲、内外船舶の運航するもの頗る多く、右海岸電臺の成績は遂月伸張し、本年上半期は前年下半期に比し取扱通數に於て九〇%以上、在圏船舶數に於て六〇%以上の増加を見んとして居る。而して利用關係を見れば主として日本船舶であつて、外國電報は内國電報(華日、華滿電報を含む)の一割にも満たない狀況である。之は昨今の世界情勢を反映して、外國船舶の航行が著しく制限された爲である。

五、國際電氣通信

中支那の外國電信は國際都市上海に集中せられてゐて、漢口及首都南京等に若干の通信量がないでもないが、上海を除いては殆ど語るに足りない状態である。上海は各國權益が錯綜してゐる關係上外國電報の發着も極めて活潑である。然し外國海底線會社即ち丁抹の大北電信會社、英國の東方擴張電信會社及米國の商業太平洋海底電信會社が、七十年來強固な地盤を形成して上海外國電信界に隱然たる勢力を扶植してゐる爲、華中電氣通信會社は現在の處上海發着外國電報總數の約二割を吸集してゐるに過ぎない。之等の華中電氣通

信扱の外國電報は上海と左の各地との間の無線電信連絡に依つて疏通せられてゐるの外、東京、大阪の對外無線電信連絡を通じて日本經由に依つても相當數取扱はれてゐる。

| 區別 | 對手地 | 開始月日 | 摘要 |
|--------|-------------------|---------------------------------|--|
| 亞米利加方面 | 一、桑港(R、C、A通信會社) | 昭和十三年五月十四日 | 南北亞米利加歐羅巴及亞弗利加等との通信連絡に當り、連絡状態極めて良好で、本會社無線電信連絡中の最重要回路 (一筒月取扱通數約二、八〇〇) |
| | 二、桑港(マツケイ無線電信會社) | 昭和十三年五月十四日 | 通信取扱範圍は大體右に同じ 連絡状態も極めて良好 (一筒月取扱通數約八五〇) |
| 極東南洋方面 | 三、馬尼刺(R、C、A通信會社) | 昭和十三年二月十一日 | 比律賓群島、太平洋、亞細亞南方方面との通信連絡に當る (一筒月取扱通數約一、二〇〇) |
| | 四、馬尼刺(マツケイ無線電信會社) | 昭和十三年一月十一日 | 比律賓群島、太平洋との通信連絡に當る (一筒月取扱通數約三五〇) |
| | 五、香港 | 昭和十三年一月十七日 | 中支那、北支那及滿洲と香港及澳門との通信連絡に當る。而して殆んど上海側の一方的送信である (一筒月取扱通數約一、九〇〇) |
| | 六、バンコック | 昭和十五年一月廿四日 | 泰國との通信連絡に當る (一筒月取扱通數約八〇〇) |
| | 七、伯林 | 昭和十四年五月三日 | 歐羅巴諸國及亞弗利加洲の一部との通信連絡に當る。歐羅巴方面への幹線路を爲しR、C、A桑港線と共に會社線中重要回路である (一筒月取扱通數約一、九〇〇) |
| | 八、羅馬 | 昭和十四年六月十九日 | 通信範圍は前に同じ (一筒月取扱通數約五〇〇) |
| 九、壽府 | 昭和十五年十月十五日 | 歐羅巴各國との通信連絡に當る (一筒月取扱通數約五〇〇) | |

| 歐羅巴方面 | 對手地 | 開始月日 | 摘要 |
|-------|-----|------------|--|
| 七、伯林 | 林 | 昭和十四年五月三日 | 歐羅巴諸國及亞弗利加洲の一部との通信連絡に當る。歐羅巴方面への幹線路を爲しR、C、A桑港線と共に會社線中重要回路である (一筒月取扱通數約一、九〇〇) |
| 八、羅馬 | 馬 | 昭和十四年六月十九日 | 通信範圍は前に同じ (一筒月取扱通數約五〇〇) |
| 九、壽府 | 府 | 昭和十五年十月十五日 | 歐羅巴各國との通信連絡に當る (一筒月取扱通數約五〇〇) |

(備考) 上記各無線電信連絡の内、馬尼刺(マツケイ)及「バンコック」回路を除いては孰れも支那事變前より中國政府交通部の手に依つて運営せられてゐたのを事變後再開せられたものである

以上の如く中國と世界各國との間の電報は如何なる地域にも前述無線電信に依つて疏通せられ得ること、はなつてゐるが、更に一層對外無線電信網の整備擴張を圖る必要があるので、本會社では蘭領東印度、佛領印度支那、英領印度、英國、佛國等との直通無線電信連絡を設定する豫定で著々之が準備を進めてゐる。

三、外國電氣通信事業

一、國際電氣通信

イ、海底電信

海底電信網は今を去る二十年前迄は海外電氣通信の唯一の機關として多大の勢威を示したが、英國は夙に世界の各主要地を連絡する自國系の海底線網を組織し自國をして國際電氣通信の中樞たらしむることに成功した結果、此の點に於て立後れとなつた他國は自國系の海底線網を開設すること頗る困難となり、自國の對外通信の多くが英國系の海底線網を経由することを忍ばねばならなかつた。然るに偶々出現した無線電信が短時日の間に驚異的發達を遂げ、之に依る各國間の直通通信が陸續として開設せられ好成績を擧げるに及んで、海底線通信事業は經營上に一大打撃を受け昔日の全盛の俤は漸く没し去り、今や其の一部の通信を維持することに腐心しつゝある状態であつて、海底線通信の技術上には多少の改良進歩があるにせよ専ら經營上の理由から線網の大擴張の如きは到底望み得ないことになつた。さは言へ某方面に在つては海底線事業擁護の爲に無線の進出を阻止せんと試みるものもあり、且該事業は數十年の久しき經歷を有するもの故今尙無線事業に對して勁敵たるを失はないのである。而して國際通信の海底線は政府の經營に係るものもない譯ではないが、其の多くは隣國を連絡する比較的短距離のものに過ぎず、長距離のものは殆んど全く私企業の運営する所である。

次に各地方に於ける海底電信線の狀況を東半球、西半球に區別して概説して見よう。

- (1) 東半球 大體丁抹國大北電信會社(資本的に英國と深き關係がある)の電信線網と英國イースタン

電信會社及其の子會社の電信線網が各主要地を連絡してゐる。即ち大北會社は英國蘇聯邦間、長崎香港間の海底線と蘇聯邦橫斷陸線を運用して六十有餘年間極東及歐羅巴間通信の取扱をして居り、又イースタン會社は地中海經由英國印度間及アフリカ間(西廻)に、其の子會社イースタン・エクステンション會社は印度上海間及フリッツピン、布哇、濠洲間に海底線を有し、其の子會社及連絡會社の線網と連絡して歐羅巴、アフリカ及濠洲間通信を取扱ひつゝある。

(2) **西半球** 英國のイースタン會社、ウエスタン電信會社、海底線及無線會社、パシフィックケーブルボード、佛國の佛蘭西海底電信會社、伊太利のイタロ海底電信會社、米國のウエスタン・ユニオン電信會社、商業海底電信會社、商業太平洋海底電信會社、オールアメリカ海底電信會社等の海底線網が各主要地を連絡してゐる。即ち

イースタン會社は西廻の英國アフリカ間海底線を運営し、南阿に於て濠洲線と連絡してゐる。ウエスタン會社は歐羅巴南米間及南米(東廻)に海底線を運営してゐる。

パシフィックケーブルボードは加奈陀より濠洲に至る海底線を有し、加奈陀經由英濠間通信を取扱ひ又西印度に於ける海底線を運営してゐる。

佛蘭西海底電信會社は佛米間海底線を、又イタロ海底線會社は歐羅巴南米間海底線を夫々運営してゐる。商業海底電信會社は歐羅巴北米間に多數の海底線を運営し、歐米間通信に付ウエスタン・ユニオン會社と競争關係にある。

商業太平洋海底電信會社は米國と日本、支那、フリッツピンとの間に海底線を有し、極東と米國との間の通信を取扱ひつゝある。

オールアメリカ海底電信會社は西印度及南米諸地方に多數の海底線を運営してゐる。其の他西印度地方に數個の海底線會社が其の海底線を運営しつゝある。

更に主要な國に陸揚せられる國際海底線數及主要國に於ける國際海底線互長(一九三四年現在)を擧げれば次の通りである。

| 國 | 別 | 海底線數 | 海底線互長 | 國 | 別 | 海底線數 | 海底線互長 |
|----|---|------|--------|---|---|------|-------|
| 英 | 國 | 六 | 一六、六〇〇 | 埃 | 及 | 二 | 一七 |
| 佛 | 國 | 三 | 五、九七 | ア | 植 | 一 | |
| 加 | 奈 | 三 | 一三五 | 海 | 地 | 九 | |
| 米 | 國 | 三 | 二、六四 | 英 | 領 | 六 | |
| 西 | 班 | 二 | 三、九八 | 香 | 印 | 六 | |
| アル | 牙 | 二 | 二四 | 上 | 海 | 六 | |
| 伊 | 太 | 一 | 一四、八九 | 濠 | 洲 | 五 | |
| 葡 | 萄 | 一 | 二八 | 白 | 義 | 四 | |
| 獨 | 逸 | 一 | 六、三〇 | 蘇 | 聯 | 四 | |
| ブ | ラ | 一 | 三〇 | コ | ロ | 四 | |
| ラ | ジ | 一 | 三〇 | コ | ロ | 四 | |

口、無線電信

無線電信は其の發達の初期に於ては主として陸地と海上船舶との間の通信並に海上船舶相互間の通信に利用されたものであるが、此の方面に於ける利用は連絡電線を必要としない無線電信の特異性に基くものであつて、現在に於ても無線電信業務の最も重要な役割はこの點に在ると考へられる。殊に先年海上人命安全條約に依り海洋航行の船舶に無線電信の施設が強制せられるに及んで船舶無線電信は飛躍的の増加を來したものである。無線電信は又標識及方位測定等の特殊方面に於ても其の威力を認められ、世界各文明國の沿岸には

相續いて此の種の特種無線局が施設せられつゝあり、更に近時航空事業の發達に隨ひ航空通信用無線設備の普及も著しいものがある。

然るに無線は常に有線電信の企及し得ない海上との通信に於て右の如き著しい發達を見たのみならず、從來有線電信の獨舞臺であつた陸地相互間の通信にも亦有効に利用せられ得る事實が證明せられるに至つた。茲に於て列國は此の方面に於ける無線電信の重要性を認め、殊に自國系の海底線網の開拓に立後れとなつて苦澁を嘗めつゝある多數の國は、無線電信に依つて独自の對外通信系を建設し以て國際通信上有利な地位に立つことを企圖し、本國と植民地との間は勿論、其他通商關係等の密接な諸國間の直接無線電信連絡樹立に努力してゐる。此の傾向は其の後長足の進歩を遂げた短波装置の利用に依り益々助長せられ、既存の海底線網に對立して一大勢力を形成するに至つた。今其の概要を示せば次の通りである。

(1) 五大洲に於ける國際無線回路數

| 區別 | 回路數 |
|-------|-----|
| 亞細亞洲 | 三三 |
| 歐羅巴洲 | 三六 |
| 亞弗利加洲 | 三三 |
| 亞米利加洲 | 三九 |
| 太平洋洲 | 一〇 |
| 計 | 一三五 |

(2) 國際無線電信回路の官營及私營の別

| 官營 | 私營 | 計 |
|----|----|-----|
| 七〇 | 五五 | 一二五 |

(3) 各國別國際無線電信回路數

| 國別 | 回路數 |
|--------|-----|
| 米國 | 二六 |
| 佛國 | 一五 |
| 獨逸 | 一四 |
| 英國 | 一三 |
| 佛領印度支那 | 一一 |
| 佛領印度支那 | 一一 |
| 伊太利 | 一〇 |
| 西班牙 | 九 |
| 希臘 | 九 |
| 和蘭 | 八 |
| 波蘭 | 八 |
| 香港 | 八 |

(1) 主として陸地相互間の國際無線電信に付各國の現状を一瞥するに、

英 國

從來世界各地に自國系の海底線を有し世界電信上の覇權を握つてゐたが、無線電信に於ても自國通信系の擴張を企圖し、一九一二年早くも本國及海外領土を連絡する無線網の計畫を樹てたが大戦のため其の實施を妨げられた。其の後マルコニの研究に係るビーム式短波無線通信方式に依る「帝國無線計畫」を決定しマルコニ會社をして各地に無線局を建設せしめ、一九二六年（大正十五年）に開始した英本國

及加奈陀間通信を初めとし、濠洲、南阿聯邦及印度とも同様の連絡を開設し政府に於て之を運用した。一方マルコニ無線會社は一九二五年自ら通信事業を行ふ特許を受け、南米、北米、歐洲諸國、埃及、日本、泰國等との間に通信連絡を開始した。

然るに之等無線電信網の活躍は自國系の海底電信會社に對し經營上の大打撃を與へるに至つたので、英國政府は之が調整策に付考究の結果一九二八年（昭和三年）右無線と海底線とを合同せしむることに決し、同年九月資本金三千萬磅の「海底線及無線會社」を設立し、同國の國際有線及無線電信は少數の官營無線局を除く外同會社をして統括經營せしめることとした。

次に無線電信に依る對外放送に付ても英國は逸早く之が利用に著目し、ルーター通信社に對しラグビ無線局及オックスフォード無線局の使用を許し、新聞放送は毎日十八回、經濟市況の放送は毎時間三回乃至十回之を行ひ一日百四十回を超える對外放送を爲しつゝある。右の放送は歐洲各國の主要都市に於て最も有効に利用せられてゐる。

(2) 米 國

米國は其の有する無線局數に於て列強に冠たるのみならず、世界各地との通信連絡に付ても東海岸に於ける紐育局及西海岸に於ける桑港局の如き大規模の局を有し、前者は英、獨、佛、其の他歐洲大無線局並にブラジル、アルゼンチン等の南米大無線局との間に、後者は日本、比律賓、蘭領印度、ハワイ、佛領印度支那、中華民國等の大無線局との間に直接無線電信連絡を行つてゐる。右兩局は米國無線電信會社（通稱R.C.A.）の子會社たる米國無線通信會社（R.C.A.コンミュニケーションズ）の經營する所である。R.C.A.社は歐洲大戰前米國最大の無線會社であつた米國マルコニ無線電信會社の後身であつて、一九一九年成立、爾後多數會社の特許權を獲得利用し無線機器の製造販賣其の他各種無線電氣關係の業務を行つてゐたが、其の規模の擴大するに及んで一九二九年（昭和四年）通信部を獨立せしめてR.C.A.社に合併した。

C.A.コンミュニケーションズとし他の業務と分離することとなつた。R.C.A.社は米國の老大な資本力を利用して南米、歐洲及二、三流國の無線局建設に參與し米國勢力の扶植に努める所があつたが、中華民國政府に對しても自社の無線機を購入せしむることに成功し、上海無線局を請負建設し一九三〇年（昭和五年）十二月前記桑港局と直通通信を開始した。

米國の對外無線電信はR.C.A.の外尙局部に事業を經營する二三の會社があるが、最近國際通信界に進出目覺ましいものにマツケー無線電信會社がある。同社は國際電話電信會社（通稱I.T.T.）通信系統の一部を爲すものであつて、一九二九年（昭和四年）以來無線界にも進出し、現在に於ては桑港紐育間其の他九個の國內無線連絡を初めとして紐育南米間、紐育歐洲間、桑港ホルル及マニラ間、桑港上海間、桑港東京間等の多數の直通無線連絡を有するのみならず、前記I.T.T.の資本を背景として海外進出に努めてゐる。

又I.T.T.系統の有線電信會社オール・アメリカ・ケーブル・ソサエティも秘露國を中心として無線通信を各方面に開設しつゝある。尙情報頒布機關としては一九二七年（昭和二年）米國プレス・ワイアレス通信社と稱する米國新聞を代表する通信會社が設立された。同社は海外との新聞連絡を行ひ實費を以て業務を提供するものである。現在同社は十五の無線送信所を有し、其の内最も有力な局は紐育にあり、巴里、倫敦、羅馬、ハヴアナ、メキシコ等との間に新通信連絡を有する外東洋方面への放送業務も行つてゐる。同社の桑港局は最近我が東京局とも新聞通信専用の無線連絡を設定した。

以上の如く米國無線界は主として私企業の活躍に放任されてゐたものであるが、國際及國內の情勢は右の如き放任的態度を持続することを許さなくなつたので、米國通信政策の統一を期する目的を以て一九三四年（昭和九年）米國議會に聯邦通信委員會と稱する政府機關を設置し、統一ある通信政策の施行に任ぜしむることとした。尤も本委員會の效果は對外通信上に於ては未だ決定的革新を齎らすに至つて

のない。

(3) 佛 國

同國對外無線電信は主として特殊會社たる佛國無線會社「コンパニー・ラジオ・フランス」の經營する所である。同社は巴里郊外サンタシーズに大無線局を有し、歐洲諸國、南米、北米、日本、泰國等の各
大無線局と通信を行つてゐる。政府は又巴里、ボルド、リオン等に自ら大無線局を有し同國各植民地と
の直接通信を行つてゐる。佛領印度支那、マダガスカル等を始め南米、アフリカ、大洋洲方面に散在す
る同國植民地には既に夫々大無線局設置せられ、悉く本國と直接又は間接に連絡を保持してゐる。同國
は從來世界海底線を制御した英國に比し國際通信上不利な地位に在つたが、近時其の無線網計畫の遂行
に依り國際及對植民地通信上の地歩を確保するに至つた。

次に無線電信に依る對外的新聞放送として、巴里無線局の放送する新聞電報の語數は毎日北米方面へ
八、五〇〇語、南米方面へ一、五〇〇語、東洋方面へ三、〇〇〇語及印度支那方面へ一、〇〇〇語で
あつて、何れもアヴアス通信社の提供する所である。尙同社は右の他比較的近距离地方へ向けリオン無
線局を使用して約二十回の新聞放送を爲してゐる。

(4) 獨 逸

獨逸は二十世紀初頭佛國と共に英國の海底線制覇に對抗して自國系海底線網の結成に努力したが、大
戰の結果全く此の政策を放棄するの己むなきに至つたので、茲に無線に依る通信網計畫の實行に着手し
先づ歐洲諸國との無線連絡を政府自ら行ひ、歐洲以外の諸大陸との無線連絡を特殊會社たる「トランス
・ラチオ」社をして行はしむることとした。同社は伯林近郊ナウエンに世界的大無線局を建設し、南北ア
メリカ、日本、比律賓、蘭領印度、埃及等と直通通信を開始した。右「トランス・ラチオ」社の對外通信
は一九三二年（昭和七年）之を政府の手に買収し海底線を除く全對外通信を統一した。尙對外的新聞無

線放送は獨逸通信社をして毎日十數回ナウエン無線局を使用して放送を爲さしめてゐる。

(5) 和 蘭

和蘭本國と蘭領印度間の通信連絡の爲一九二四年（大正十三年）早くもジャバ島のマラバル及本國の
コートヴァイク大無線局を建設して兩地間の無線連絡を開始し、西印度方面の植民地に對しても自主的
通信連絡の樹立を期した。本國コートヴァイク局は其の後米國其の他の諸國との直通通信の開發に充
て、日本との直通連絡も亦昭和十年二月から實施した。尙蘭領印度に於ける無線局は東京局、米國桑港
局、獨逸ナウエン局、佛蘭西サンターシーズ局、佛領印度支那西貢局及比律賓マニラ局等との間に直通
通信を行つてゐる。

(6) 伊 太 利

特殊會社たるイタロ・ラチオ社はローマ、ミラノ等に大無線局を有し、歐米諸國及東京局との連絡局
等との連絡通信を營んでゐる。又政府は自ら有する無線局を以て主として自國海外植民地との通信を行
つてゐる。

(7) 露 西 亞

モスコ―無線電信局に依り日、佛、獨、伊、土等の歐洲諸國及米國との無線連絡を營んでゐる。

(8) 濠 洲

先年の英帝國會議に於て濠洲政府は英帝國と濠洲との直通通信路の完成を約したが、是は同國に於て
無線通信権を有してゐたアマルガメーテッド無線會社の事業に關係することとして、同社の資本金を百
萬磅に増額して政府は其の過半数の株式を引受け、同社をして濠洲の無線通信の開拓を爲さしめること
とした。同社が政府との契約に基き實現した無線電信計畫の主なものには濠洲英國間（昭和二年）及濠洲
加奈陀間（昭和三年）直通無線電信連絡の開始、濠洲大陸と附近諸島との連絡設定及海岸局業務の維持

發達等である。

(9) 英領印度

一九二六年（大正十五年）資本金三千萬ルピーを以て印度無線會社を設立し、ボンベイ附近にピーム式無線設備を建設翌一九二七年九月より英本國との間に無線連絡を開始した。尙同地は英本國の例に倣ひ一九三二年（昭和七年）有無線を合併して Indian Radio and Cable Communications Co., Ltd. なる一會社を設立した。

(10) ブラジル國

ブラジルはブラジル無線電信會社に依りリオデジャネイロに大無線局を建設し、亞米利加各國及歐洲各諸國との通信を交換しつゝある。

(11) アルゼンチン國

アルゼンチン國はトランス・ラチオ會社に依りブエノスアイレスに大無線電信局を有し、アメリカ各國及歐洲諸國との間に直接連絡を交換してゐる。

尙一九三四年（昭和九年）六月同國は二百五十七萬ベソの國債の發行を許可する法律を下院に提出したが、右は電信局及無線電信局の新設に充當するものとして擴張案を樹立したものである。

(12) メキシコ國

同國に於ては一八九八年以來米國系電信會社に對外通信獨占權を與へてゐた爲對外無線通信を開設することが出来なかつたが、一九二六年（大正十五年）右契約を改訂し同時に對外通信用として三局（對歐、對米及對亞細亞）を建設する計畫を樹て、獨逸テレフンケン會社の手に依りメキシコ市近郊のチャアルテペルクに無線局を建設し、中米諸國並に獨逸及西班牙との無線通信を開設した。尙昭和九年十月より東京局との間にも直通無線電信連絡を開始した。

(13) ベルギー國

最近米國オール・アメリカ・ケーブルス會社をして歐洲及南米各地との間に連絡を開設せしめつゝあつたが東京局との間にも昭和十五年八月直通無線電信連絡を開始した。

(14) 白耳義

同國は最近まで歐洲各國並にコンゴールとの間に連絡を有してゐたが、最近強力な設備をブラッセルに建設本邦との連絡も開設せられる筈であつたが獨逸の進駐に依り無期延期の己むなきに至つた。

ハ、無線電話

國際間の電信及電話は近年無線通信技術の發達に依り異常の進歩を見たが、特に無線電話の發達は技術上海底線に依り難い大洋横斷長距離電話通信連絡の設定を成功せしめ、一九二七年始めて大西洋を横斷して英海線電話回線の開設せられてより諸大陸間長距離無線電話線の數は急激な増加を見た。今や其の連絡回米線數一百有餘に及び、之等の回線を通じ無線電話を以て連絡せられる國は六大洲八十餘國に亘つてゐる。而して大陸間無線電話回線に依り相互通話し得るものとせられる電話數は實に世界の總電話三千七百萬餘の内九十五%以上に及ぶ狀況である。以下主要各國に於ける國際無線電話事業の概況を述べよう。

(1) 米 國

電話施設の最も普及し世界電話數の約六割を占める米國は、國際長距離無線電話に在つては米國電話電信會社（通稱 A.T.T.）に於て一九二七年（昭和二年）一月大西洋横斷無線電話を紐育倫敦間に開始し此の種大陸間長距離電話の先驅を爲した。同連絡は今日に於ては長波一、短波三、合計四回線を有し歐洲大陸と北米全大陸を完全に結合するものであつて世界無線電話網の大幹線を爲すものである。而して一九三〇年（昭和五年）にはアルゼンチンと、翌一九三一年にはブラジルと、一九三二年にはベルギー、コロンビア及ヴェネズエラとの間に於て夫々直接電話通信を開始し、之等の連絡に依り北米諸地方と南

米諸地方との間に無線通話を取扱つてゐる。而して濠洲方面へは前記英國の中繼に依り取扱はれてゐたが一九三八年末（昭和十三年末）桑港シドニー間に直通連絡の開始を見た。又太平洋方面へは一九三一年（昭和六年）よりハワイと、一九三三年マニラと、又一九三四年初頭より蘭領印度と無線電話を開始したが、日本との間にも同年末に之が開始を見、一九三七年五月には中華民國との間に通話開始を見るに至つた（目下中止）。

(2) 英國

英國に於ける國際電話業務は英國郵政廳の經營するところであつて、政局は一九二七年（昭和二年）一月前記米國との間に又一九三〇年濠洲及南米との間に無線電話を開始した。其の後英國加奈陀間、英國南阿間、英國埃及間（以上一九三二年）、英國印度間（一九三三年）等の無線電話回線を順次實施して本國と重要な海外領土との間に於ける電話通信網設定計畫を大體完了した。

(3) 獨逸

獨逸に於ける對外無線電話業務は英國と同じく政府が經營し、政府所屬局ナウエン無線局は一九二八年（昭和三年）以來アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、蘭領印度、泰國、比律賓、日本等との間に電話連絡を行ひつゝある。

(4) 佛國

同國對外無線電話業務は對外無線電信と同様ラチオ・フランスなる會社が經營し、一九二九年（昭和四年）南米アルゼンチンと無線電話連絡を開始してよりブラジル、コロンビア、米國等と順次直通連絡回路を増設した外、對植民地連絡としては一九三〇年開設した佛領印度支那及モロッコとの回線を有してゐる。

(5) 和蘭

和蘭の對外無線電話は政府の經營に屬し、蘭領印度との間の無線電話連絡を一九二九年（昭和四年）一月開始し、有線電話の接続に依り歐洲諸國と蘭領印度との間に電話通話を取扱つてゐる。

(6) 伊太利

同國イタロ・ラチオ社はローマに於ける無線に依り一九三一年（昭和六年）南米との間に無線電話連絡を開始した。

(7) 濠洲

濠洲に於ける對外無線電話は一九三〇年四月英本國との間に、同年十二月蘭領印度との間に連絡を開始したが更に最近米國との間にも直通連絡の設定を見るに至つた。

(8) 英領印度

印度に於てはインディアン・ラチオ・エンド・ケーブル會社の手に依り一九三三年（昭和八年）五月英本國との間に無線電話連絡を開始した。

(9) 比律賓

比律賓に於てはR・C・A社の無線局に依り一九三三年（昭和八年）マニラ桑港無線電話連絡を開始した。

(10) 南米諸國

ブラジルはリオデジヤネイロに於ける無線局に依り北米及英、獨、西、伊等の歐洲諸國との間に直接無線電話連絡を行つてゐる。

アルゼンチンはブエノスアイレスに於ける無線局に依り一九二九年以來順次獨、伊、英、西、米の諸國との直接連絡を開き同國及チリ、ウルグワイ兩國と歐洲諸國との間の國際通話を取扱つてゐる。

二、放送無線電話

1、經營形態

近時世界各國に於ける放送事業は次第に國家統制的經營組織に改められ、或は直接國家管理に移されつゝあるのであるが、以下主要國の放送事業を概説すれば次の通りである。

(1) 英國

英國の放送事業は初め英國放送會社の經營であつたが、一九二六年末郵政長官の特許規則により公益法人たる英國放送協會が組織されその獨占經營に移されて現在に至つた。同協會は議會及郵政廳の監督下に在るが、實際の運營に關しては全く自主的である。財源は聴取料と出版物の収入に依存してゐるが、聴取料は郵政廳の手で徴收され、集金事務費を控除した残額の七十五パーセントとを給付される外大蔵省より特別融通を受け得る建前である。

(2) 佛蘭西

從來國營民營併立し無統制な状態であつたが、一九三三年秋以來聴取料制度實施に依る國營放送に改組する方針を採り、その監督には逓信省放送中央監督局が之に當り、全國的放送局の外、主要地に夫々中央放送局を設けてゐる。現在尙民營放送局が残存してゐるが、近き將來に於て全部國營に移管せられる豫定である。而してその特色は各放送區域毎に法人組織の聴取者團體があつて放送業務運用の中心を爲してゐることである。

(3) 伊太利

伊太利の放送事業は民衆教化省の管轄に屬し、特別委員會の監督下に伊太利放送會社これを經營し、聴取料 受信機並に附屬品販賣權使用料及廣告放送料を財源としてゐる。伊太利の放送事業は從來他の

歐洲諸國に此し遜色があつたが、近時政府は國策的機關として之が改善に努めた結果漸次充實されつゝある。

(4) 米國

聯邦通信委員會の監督下にある純然たる私的團體及個人經營であつて、之等放送局の經營者は新聞社、學校、百貨店、大商店、ホテル、病院及純放送局等千萬別であるが、ナショナル放送會社(N.B.C.)、コロンビア放送會社(C.B.S.)及ミエチュアル放送會社(N.B.S.)の三大會社がその中心となり多數の連鎖放送局を有してゐる。財源は専ら廣告放送の収入によるのであつて、一般の聴取は許可届出の要なく全く自由聴取であり、従つて正確な聴取者數は判明せぬが、普及率は頗る高いことは確かである。

(5) 獨逸ナチス政府成立後從來の組織經營に大變革を加へ國民啓蒙宣傳大臣監督の下に統制強化を圖つてゐる。而して實際業務の運用は獨逸放送會社が之に當り、技術設備の管理及料金事務は逓信省の所管となつてゐる。外廓團體としては宣傳省管轄下にある獨逸放送委員會及これに屬する文藝及經濟諸團體がある。

(6) ソヴェート聯邦

聯邦人民委員會に直屬する放送委員會により經營せられ、この委員會は放送に關する立法權を有し又直接放送關係業務とその經營に就き特許權を有して居り、開始當初より國策宣傳、國民教化の機關として完全に統制せられてゐる。

(7) 其他

其の他の諸國に就いて觀るに、白耳義、丁抹、諸威及トルコの諸國は官營獨占事業であり、南阿聯邦、洪牙利及ルーマニヤ等の諸國に於ては民營獨占事業である。同じく民營であるが和蘭は非獨占事業である點に於て前者と異り、瑞典及瑞西國等に於ては官民共營の獨占事業となつてゐる。又一部官營、一部

民營の非獨占事業としての形態を執るものに濠太利、加奈陀及新西蘭等がある。西班牙に於ては民營の許可満期を俟つて漸次官營獨占事業に統制せられつゝある。

ロ、放送施設

ラヂオが單に日常生活上の必需品たるに止まらず國家經營上不可缺の機關なるが故に、放送局を有せざる國は皆無の状態であつて、近時國際情勢の複雑化に伴ひ各國共國際電波戰の落伍者たらんことを恐れ、競ふて放送局増設、大電力使用、對外放送の擴充等放送事業施設の擴大強化に努力を傾注しつゝある。

ハ、放送聴取料

放送事業經營の財源を専ら廣告放送の廣告料を以てするアメリカ合衆國及之に類する收入に依る和蘭、アルベニア及ルクセンブルグ諸國の如き無料聴取とするものを除けば、各國共聴取料は放送事業經營財源の主體を爲すものでその經營形態の相異に伴ひ聴取料の内容も亦多種多様に岐れてゐる。

三、國際會議の概要

イ、國際電氣通信聯合及會議の沿革並に現狀

國際電信電話の發達と共に國際的協力機關の必要が感ぜられるのは當然であつた。現在國際間には國際電氣通信聯合なる機關が存在し、現行の國際電氣通信制度は右聯合に依る各國間の行政的協力に依つて圓滿なる運行を見てゐるのである。

國際電氣通信聯合は一九三二年マドリッドに於て締結せられた國際電氣通信條約に依り成立したものであるが、其の本體は従前より存在した萬國電信聯合及國際無線電信聯合の統合せられたものである。

(1) 萬國電信聯合 萬國電信聯合の萌芽とも云ふべきは國際通信に關し一八五〇年獨逸、奧地利等の間に結ばれた聯合であつて、其の後歐洲諸國間に電信業務に關し各種の條約が締結せられたが、年月の経過

に伴ひ新たな國際規定の必要が感じられた結果一八六五年三月佛國巴里に國際的會合が開催せられ、茲に萬國電信聯合の創立を見るに至つた。

この電信聯合の當事國は普、奧、佛、伊、露等の歐洲に於ける二十箇國であつたが、其の他の國も其の希望に依り聯合に加入し得る様同條約に於て規定し、且電報取扱の細目に關する條約附屬規定を制定した。

本邦としては一八七二年(明治五年)羅馬會議に始めてオプザーヴァーを參列せしめ、一八七九年(明治十二年)本聯合に加入して同年倫敦會議に始めて正式委員を派遣した。

巴里會議以後開催せられる會議に付ては前回の會議に於て其の日時及場所を決定することゝせられ、一八六五年(慶應元年)の巴里會議以來別表記載の如く屢次會議を開いたが、一八七五年(明治八年)聖彼得堡會議に於て議決した條約は其の後修正を加へられず、一九三二年(昭和七年)迄其の效力を存続したのである。

(2) 國際無線電信聯合 國際間に於ける無線通信統制の必要は夙に認められ、一九〇三年先づ伯林に豫備會議を開き、次いで一九〇六年初めて同地に正式の國際無線電信會議開催せられ茲に無線電信聯合の發生を見、英、米、獨、佛、伊以下世界の主要國二十七箇國が之に加盟したが、我國は最初より本聯合に加盟した。其の後開かれた國際無線電信會議は一九一二年の倫敦會議及一九二七年華府會議等である。

無線電信聯合を有線電信聯合に併合すべしとの説は既に第一回の伯林無線電信會議當時より行はれた處であるが、有線及無線の關係國の利害が必ずしも一致しなかつた爲其の實現を見なかつたが、其の後兩聯合を併合すべき機運濃厚となり、一九二五年の巴里電信會議、一九二七年の華府無線電信會議等に於ける討議を経て一九三二年マドリッド會議に至り遂に之が實現を見るに至つた。併合直前に於ける電信聯合の加盟國は八四箇國、無線電信聯合の加盟國は一五六箇國であつた。兩聯合合併の結果有線及無線に共通の規定を單一條約の下に統合し、其の附屬規則として電信、電話及無線通信の三業務規則を定め、加盟國は之等三規則

中の全部又は一部に調印するを要することゝなつた。斯くして本會議に参加し條約に加盟した國は世界の殆んど總ての國を網羅し、其の通信系統は地球を覆ひ完璧に近い世界聯合を形成するに至つた。

聯合の主な任務は適時會議を開き時運の進展に應じ、且通信機器の發達進歩に伴ひ國際電信電話及無線通信の運用上最も合理的且利便な制度を制定し之が運用に國際協力を圖るに在つて、國際電氣通信事業運用の基準たる國際電氣通信條約は締約國政府の全權委員を以て構成する會議に依り、又條約附屬諸規則は該規則を承認した締約國政府の代表委員を以て構成する主管廳會議に依り改正することが出来るのである。但し條約の改正は前回の全權委員の會議に於て決議を爲した場合、又は少くとも二十箇國の締約國政府が聯合の事務局所在國政府(現在では瑞西國)に改正の希望を表明した場合に於てのみ行ひ得べく、又附屬規則改正の爲主管廳會議の場所及期日は前回の主管廳會議に於て之を決定することに定められた。因みに最近の國際通信會議は一九三八年(昭和十三年)二月カイロに於て開催せられた國際電信電話會議及國際無線通信會議である。

尙右の外に國際電氣通信條約に基いて電氣通信業務に關する問題を研究する爲設置せられた機關に、國際電信諮問委員會、國際電話諮問委員會及國際無線通信諮問委員會等があり、之等委員會の會議が屢々開かれて居る。

口、國際會議一覽

(一) 萬國電信會議

| 回数 | 年次 | 開催地 | 備考 | 回数 | 年次 | 開催地 | 備考 |
|-----|-------------|------|------------|------|------------|-------|----|
| 第一回 | 一八六五年(元慶) | 巴里 | | 第八回 | 一八九六年(明治二) | ブタベスト | |
| 第二回 | 一八六八年(元治) | 維納 | | 第九回 | 一九〇三年(明治三) | 倫敦 | |
| 第三回 | 一八七二年(明治五) | 羅馬 | 本邦よりオプザイヴァ | 第十回 | 一九〇八年(明治四) | リスボン | |
| 第四回 | 一八七五年(明治八) | 聖彼得堡 | 本邦よりオプザイヴァ | 第十一回 | 一九一五年(明治四) | パリ | |
| 第五回 | 一八七九年(明治十二) | 倫敦 | 我國正式、加盟委員を | 第十二回 | 一九二八年(昭和三) | ブラッセル | |
| 第六回 | 一八八五年(明治十八) | 伯林 | 我國正式、加盟委員を | 第十三回 | 一九三三年(昭和七) | マドリッド | |
| 第七回 | 一八九〇年(明治二) | 巴里 | | 第十四回 | 一九三八年(昭和十) | カイロ | |

(二) 國際無線電信會議

| 回数 | 年次 | 開催地 | 備考 | 回数 | 年次 | 開催地 | 備考 |
|-----|------------|-----|------------|-----|------------|-------|--------------|
| 第一回 | 一九〇六年(明治三) | 伯林 | 我國正式加盟委員を派 | 第四回 | 一九三三年(昭和七) | マドリッド | 萬國電信會議と同時開催す |
| 第二回 | 一九二二年(明治四) | 倫敦 | | 第五回 | 一九三八年(昭和十) | カイロ | |
| 第三回 | 一九二七年(昭和二) | 華盛頓 | | | | | |

第四編 電氣通信事業統計

內 容

一、內地電氣通信統計

① 昭和十四年度統計

② 累 年 統 計 (自昭和五年度至昭和十四年度)

二、外地電氣通信統計

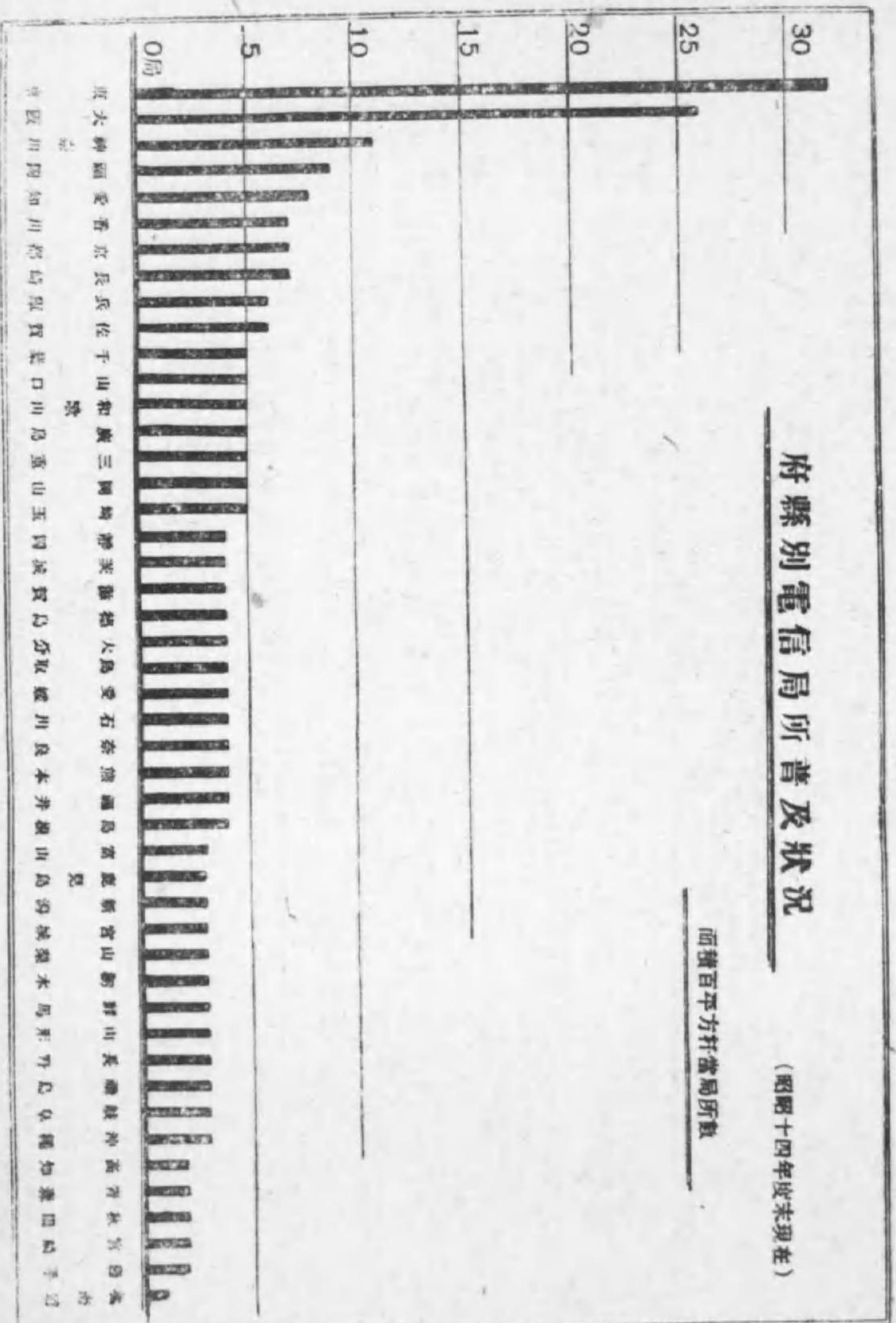
三、滿蒙支電氣通信統計

四、外國電氣通信統計

① 西曆一九三八年

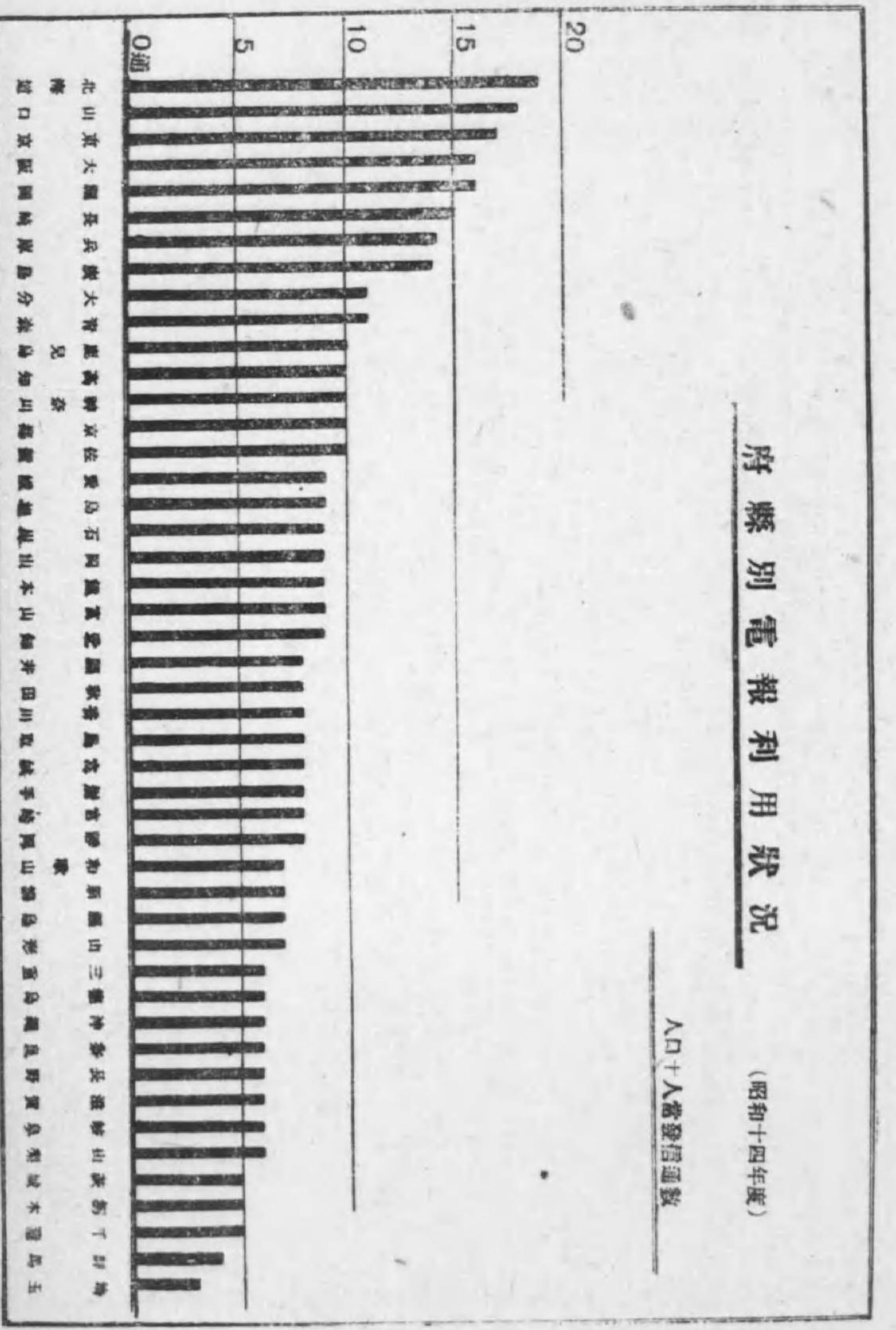
② 累 年 統 計 (自西曆一九三四年至西曆一九三八年)

圖表 十

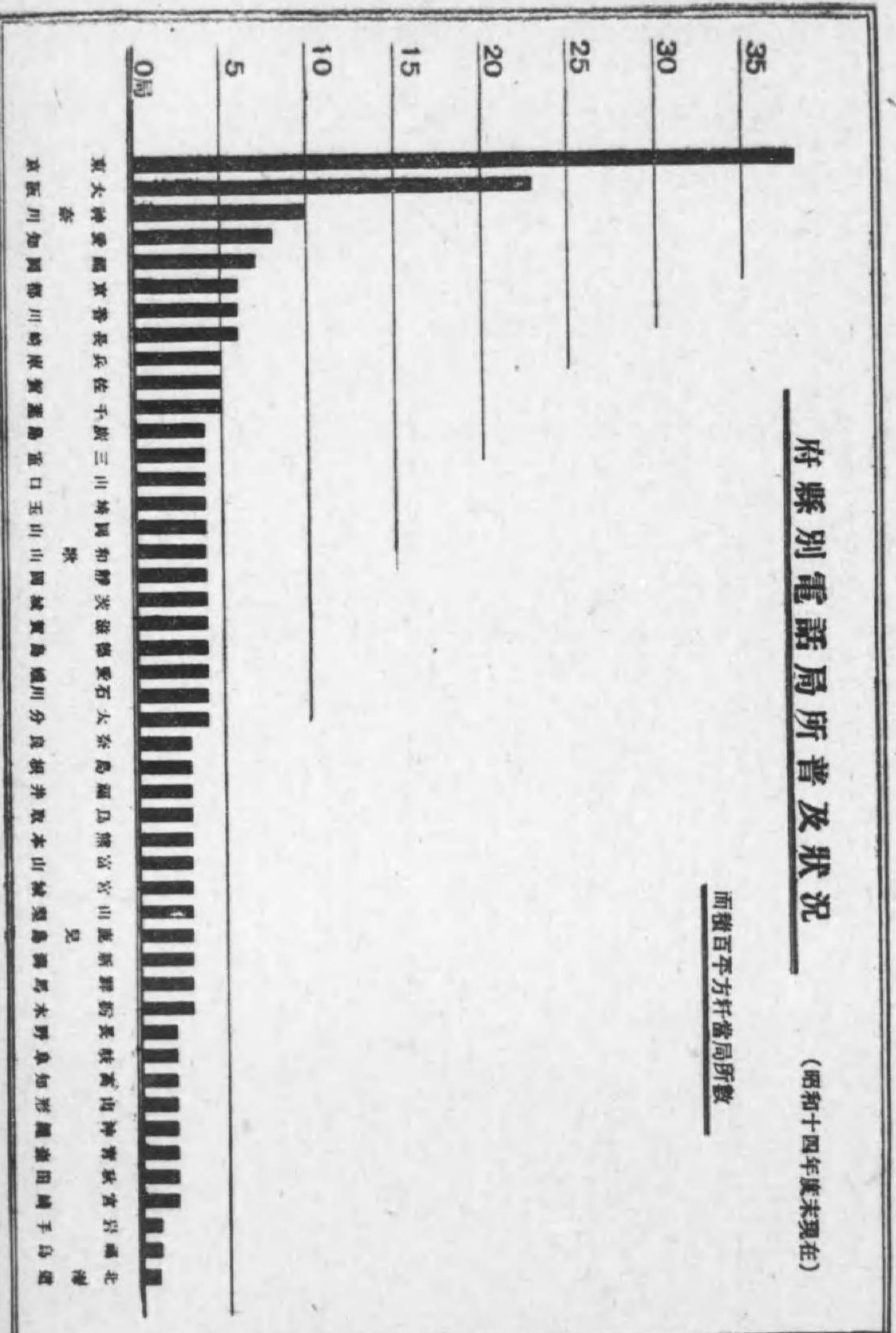


(二八四頁參照)

圖表 十一

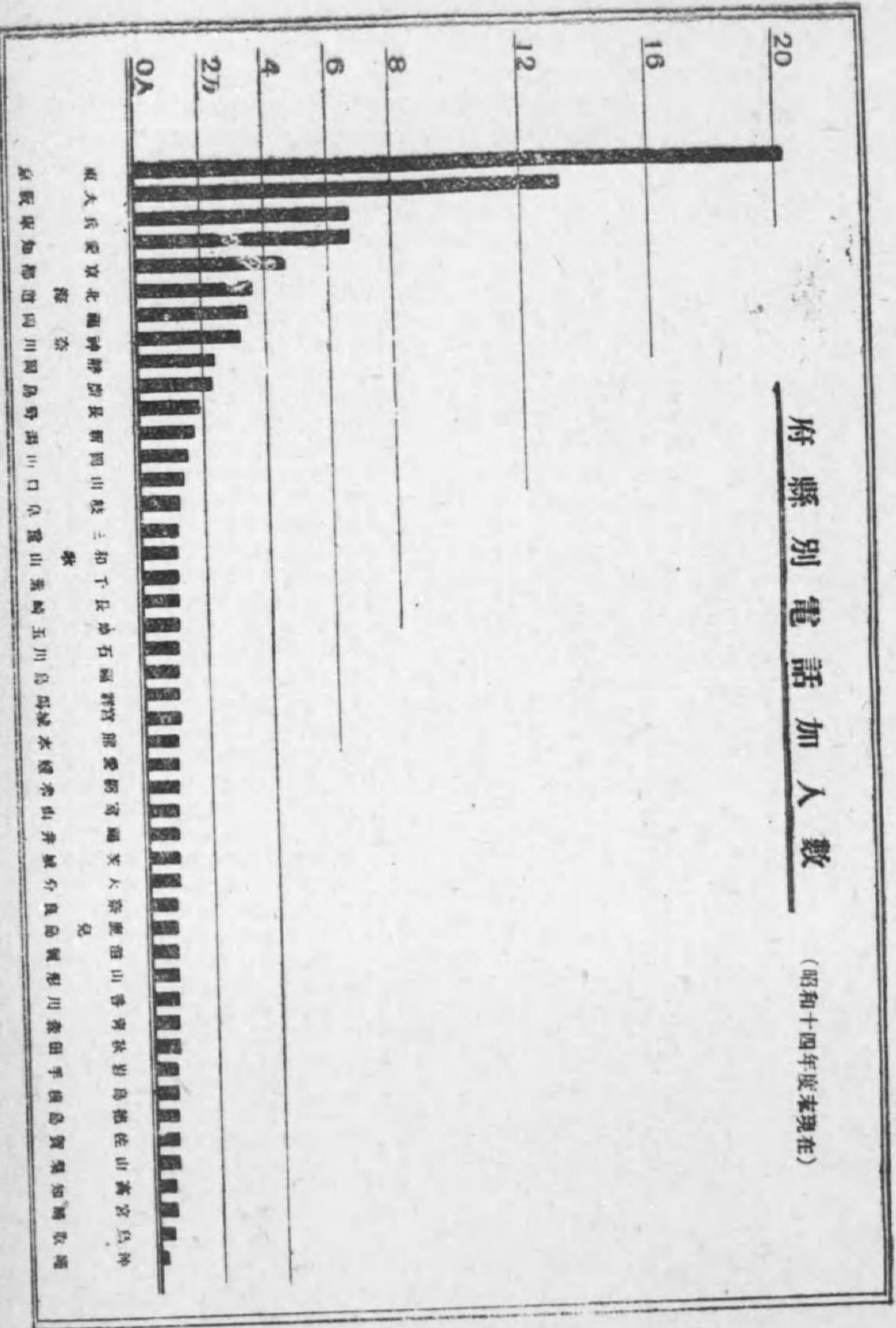


(三〇二頁参照)



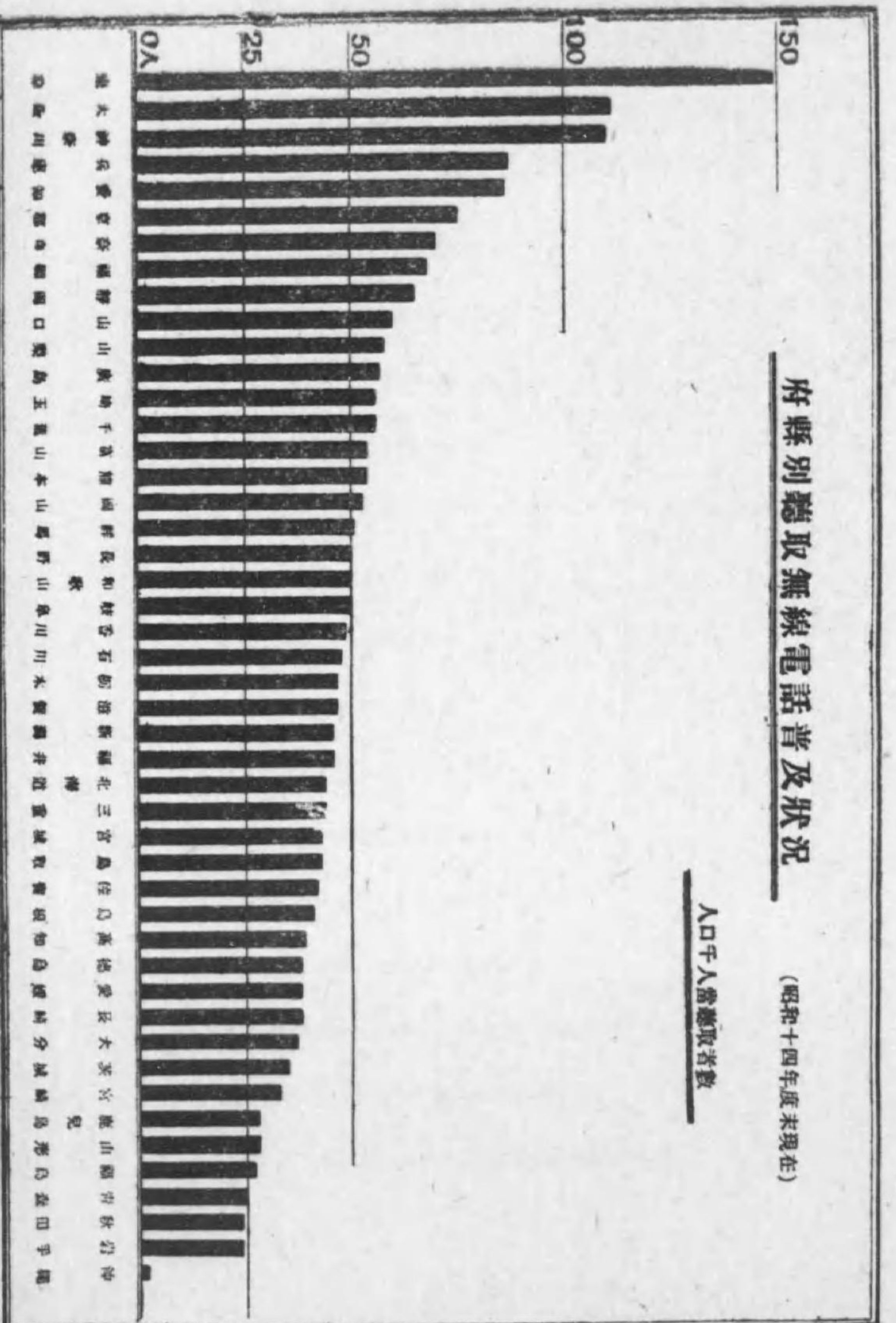
(三三六頁參照)

圖表十三



(三四九頁参照)

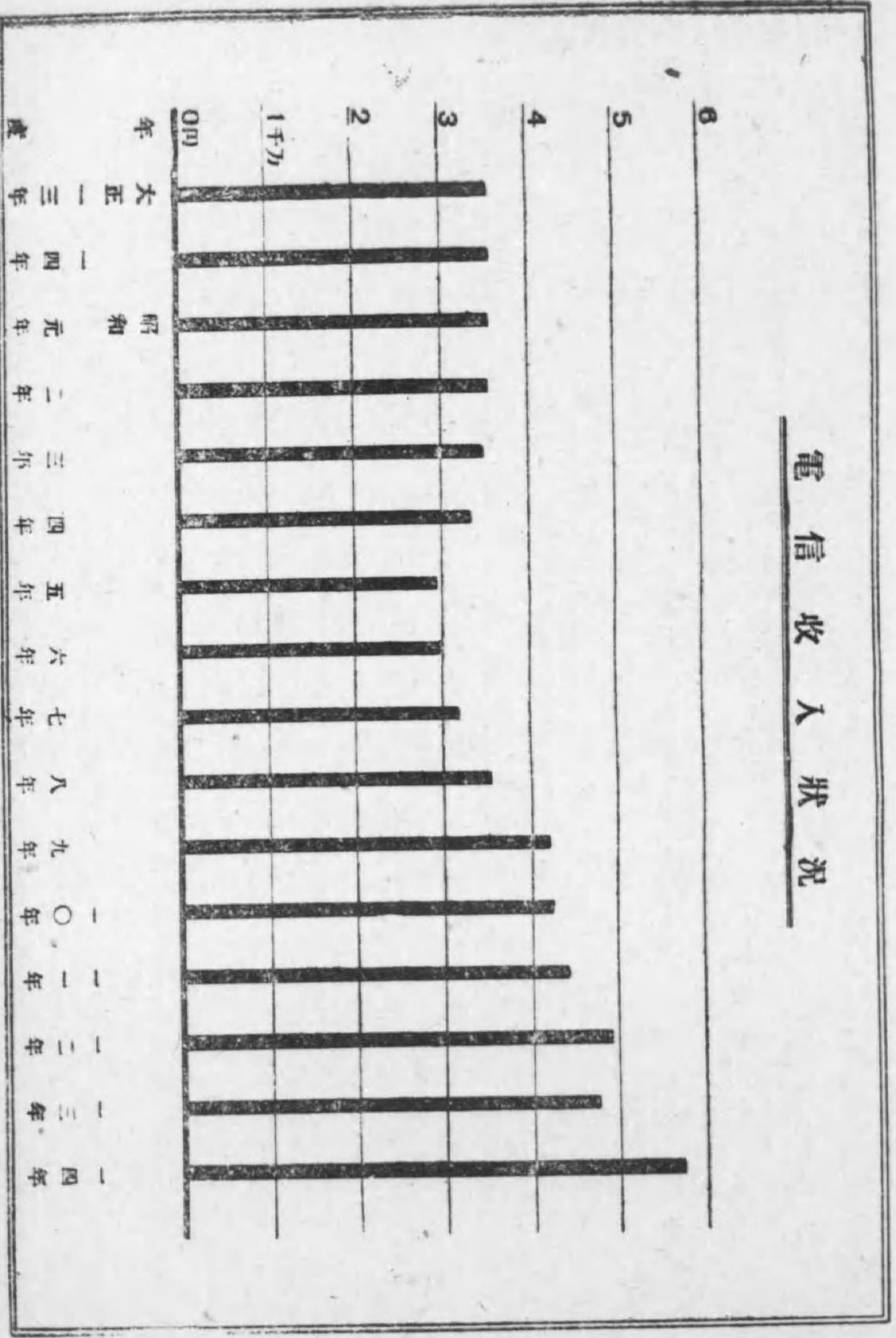
圖表十四



(三八二頁參照)

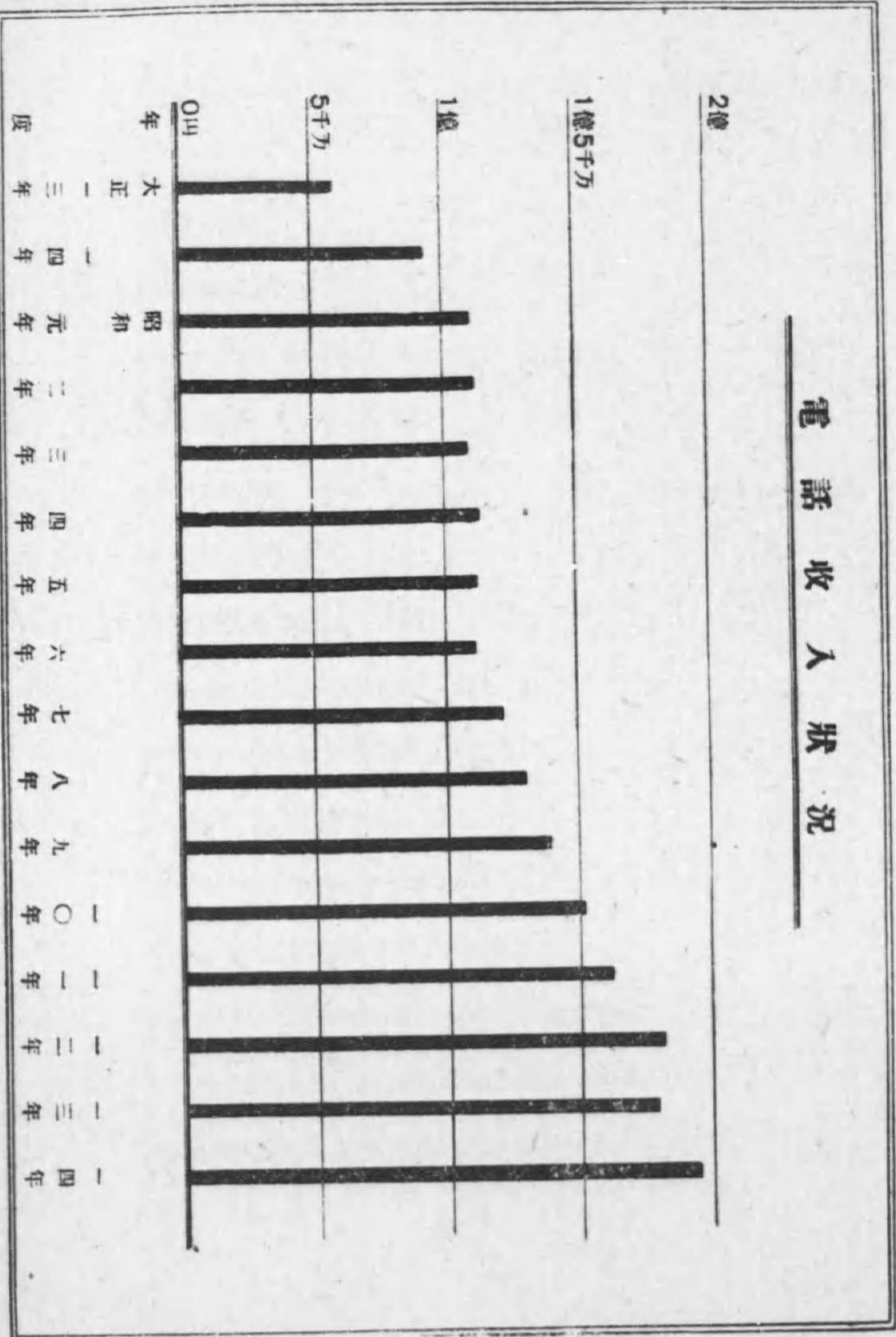
圖表 十五

電信收入狀況



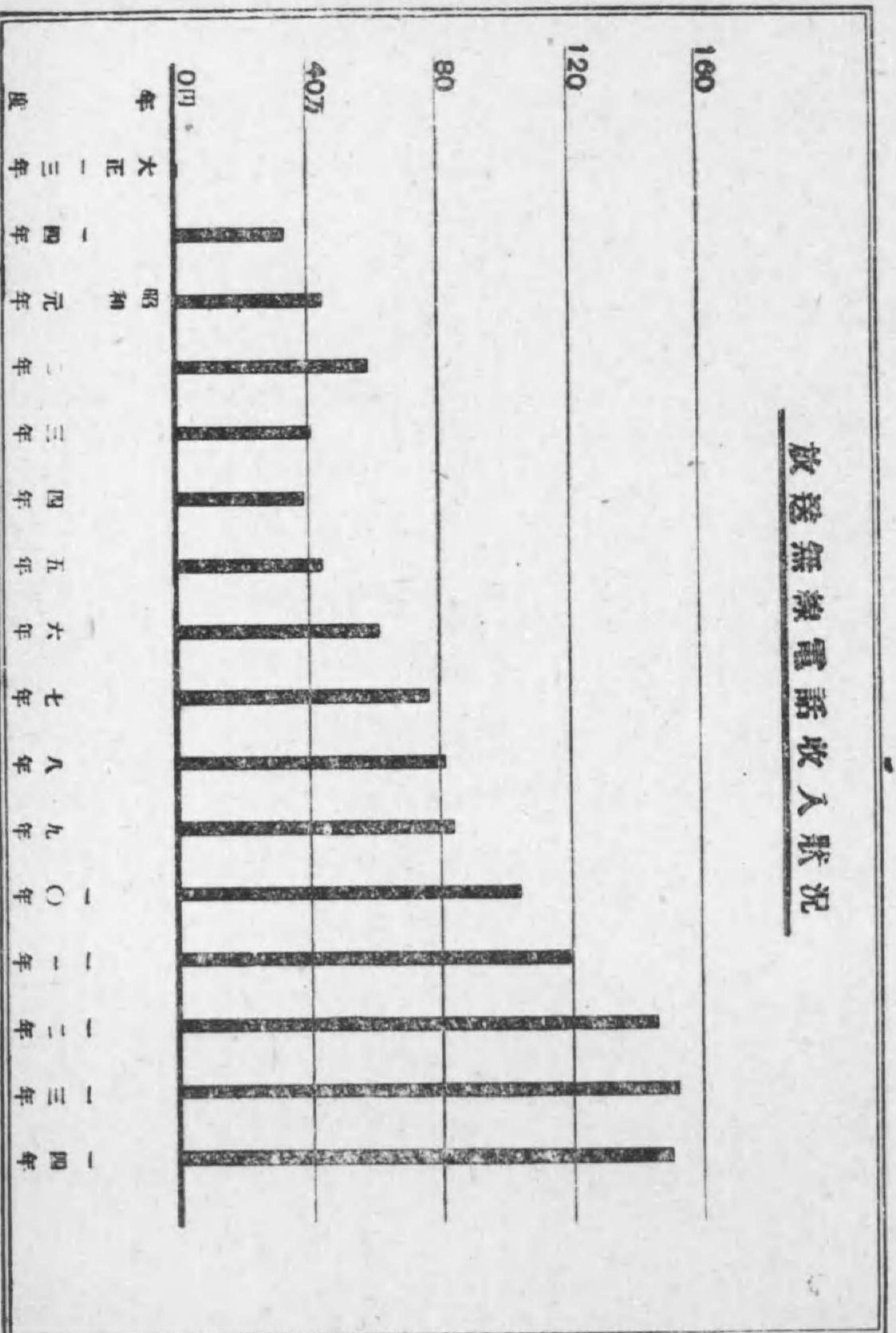
(一七四〇三頁參照)

圖表 十六



(一五、四一七頁參照)

放送無線電話收入狀況



圖表 十七

(一八三、四三頁參照)

一、内地電氣通信統計

⊖ 昭和十四年度統計

第四編 電氣通信事業統計

1. 電 信

一、電信取扱局所

4、有線電信局所

(一) 局所等級別局所

昭和十四年度末現在

| 計 | 郵便取扱所 | 電信取扱所 | 電話取扱所 | 普通通信局 | 特等通信局 | 二等局 | 一等局 | 區別 | 電信取扱局 | | 計 |
|--------|-------|-------|-------|--------|-------|-----|-----|-------|-------|------|---|
| | | | | | | | | | 集配局 | 無集配局 | |
| 10 | | | | | | | 46 | 單獨電信局 | | | |
| 5,593 | | | | 5,332 | 49 | 209 | 223 | 集配局 | | | |
| 5,704 | | | | 5,668 | | | | 無集配局 | | | |
| 11,296 | | | | 10,889 | 49 | 245 | 223 | 計 | | | |
| 11,101 | 368 | 1,765 | 6 | | | | | 取扱局所 | | | |
| 13,807 | 368 | 1,765 | 6 | 10,889 | 49 | 245 | 223 | 計 | | | |

(備考) 在外電信局芝罘、上海及青島(何れも一等局)の三局を含まず

| 長 熊 崎 本 | 廣 島 | | | | | 大 阪 | | | | | 富 山 |
|------------|--|--|--|--|--|---|---|---|---|---|----------------|
| | 愛 香 山 岡 島 廣 計 | 媛 川 口 山 根 取 島 | 高 德 和 滋 奈 兵 京 大 計 | 歌 | 知 島 山 賀 良 庫 都 阪 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | |
| — | — | — | — | — | — | 三 | — | — | — | — | |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| — | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | — | — | — | — | |
| 二 一 | 二 一 一 二 一 一 一 五 | 二 一 一 二 一 一 一 五 | 二 一 一 二 一 一 一 五 | 二 一 一 二 一 一 一 五 | 二 一 一 二 一 一 一 五 | 二 一 一 二 一 一 一 五 | 二 一 一 二 一 一 一 五 | 二 一 一 二 一 一 一 五 | 二 一 一 二 一 一 一 五 | 一 六 一 | |
| 六 一 | 三 四 三 四 二 三 一 四 | 三 四 三 四 二 三 一 四 | 三 四 三 四 二 三 一 四 | 三 四 三 四 二 三 一 四 | 三 四 三 四 二 三 一 四 | 三 四 三 四 二 三 一 四 | 三 四 三 四 二 三 一 四 | 三 四 三 四 二 三 一 四 | 三 四 三 四 二 三 一 四 | 二 四 一 | |
| 三 三 | 一 〇 一 二 一 二 二 二 | 一 〇 一 二 一 二 二 二 | 一 〇 一 二 一 二 二 二 | 一 〇 一 二 一 二 二 二 | 一 〇 一 二 一 二 二 二 | 一 〇 一 二 一 二 二 二 | 一 〇 一 二 一 二 二 二 | 一 〇 一 二 一 二 二 二 | 一 〇 一 二 一 二 二 二 | 六 三 | |
| 二 四 一 | 一、四六七 一九五 一〇五 二四七 二七三 二〇五 一〇二 三四〇 | 一、四六七 一九五 一〇五 二四七 二七三 二〇五 一〇二 三四〇 | 一、四六七 一九五 一〇五 二四七 二七三 二〇五 一〇二 三四〇 | 一、四六七 一九五 一〇五 二四七 二七三 二〇五 一〇二 三四〇 | 一、四六七 一九五 一〇五 二四七 二七三 二〇五 一〇二 三四〇 | 一、八三二 一五四 一四六 一八〇 一四八 一三五 四三三 二六四 三九二 | 一、八三二 一五四 一四六 一八〇 一四八 一三五 四三三 二六四 三九二 | 一、八三二 一五四 一四六 一八〇 一四八 一三五 四三三 二六四 三九二 | 一、八三二 一五四 一四六 一八〇 一四八 一三五 四三三 二六四 三九二 | 一、八三二 一五四 一四六 一八〇 一四八 一三五 四三三 二六四 三九二 | 一、五七二 一、五七二 |
| 二 四 三 | 一、四七七 一九六 一〇七 二四八 二七五 二〇九 一〇六 三五二 | 一、四七七 一九六 一〇七 二四八 二七五 二〇九 一〇六 三五二 | 一、四七七 一九六 一〇七 二四八 二七五 二〇九 一〇六 三五二 | 一、四七七 一九六 一〇七 二四八 二七五 二〇九 一〇六 三五二 | 一、四七七 一九六 一〇七 二四八 二七五 二〇九 一〇六 三五二 | 一、八三四 一五四 一四八 一八〇 一四八 一三五 四三三 二六四 三九二 | 一、八三四 一五四 一四八 一八〇 一四八 一三五 四三三 二六四 三九二 | 一、八三四 一五四 一四八 一八〇 一四八 一三五 四三三 二六四 三九二 | 一、八三四 一五四 一四八 一八〇 一四八 一三五 四三三 二六四 三九二 | 一、八三四 一五四 一四八 一八〇 一四八 一三五 四三三 二六四 三九二 | 一、五七七 一、五七七 |
| 二 五 〇 | 一、五二〇 二〇一 一一一 二五四 二七八 二〇九 一〇六 三五二 | 一、五二〇 二〇一 一一一 二五四 二七八 二〇九 一〇六 三五二 | 一、五二〇 二〇一 一一一 二五四 二七八 二〇九 一〇六 三五二 | 一、五二〇 二〇一 一一一 二五四 二七八 二〇九 一〇六 三五二 | 一、五二〇 二〇一 一一一 二五四 二七八 二〇九 一〇六 三五二 | 一、九一四 一五四 一四八 一八〇 一四八 一三五 四三三 二六四 三九二 | 一、九一四 一五四 一四八 一八〇 一四八 一三五 四三三 二六四 三九二 | 一、九一四 一五四 一四八 一八〇 一四八 一三五 四三三 二六四 三九二 | 一、九一四 一五四 一四八 一八〇 一四八 一三五 四三三 二六四 三九二 | 一、九一四 一五四 一四八 一八〇 一四八 一三五 四三三 二六四 三九二 | 一、五七七 一、五七七 |
| 二 四 | 三 三 三 四 五 八 | 三 三 三 四 五 八 | 三 三 三 四 五 八 | 三 三 三 四 五 八 | 三 三 三 四 五 八 | 五 一 | 五 一 | 五 一 | 五 一 | 七 | |
| 一 五 〇 | 三 三 三 六 八 五 八 三 五 九 五 | 三 三 三 六 八 五 八 三 五 九 五 | 三 三 三 六 八 五 八 三 五 九 五 | 三 三 三 六 八 五 八 三 五 九 五 | 三 三 三 六 八 五 八 三 五 九 五 | 二 四 一 六 三 七 〇 六 九 三 六 | 二 四 一 六 三 七 〇 六 九 三 六 | 二 四 一 六 三 七 〇 六 九 三 六 | 二 四 一 六 三 七 〇 六 九 三 六 | 一 九 三 | |
| 一 六 | 三 三 二 三 二 七 六 四 九 | 三 三 二 三 二 七 六 四 九 | 三 三 二 三 二 七 六 四 九 | 三 三 二 三 二 七 六 四 九 | 三 三 二 三 二 七 六 四 九 | 二 九 五 四 七 三 一 五 三 一 | 二 九 五 四 七 三 一 五 三 一 | 二 九 五 四 七 三 一 五 三 一 | 二 九 五 四 七 三 一 五 三 一 | 三 三 | |
| 二 六 九 | 一、七九三 三三三 一三三 三三三 三三六 二四四 一四四 四〇三 | 一、七九三 三三三 一三三 三三三 三三六 二四四 一四四 四〇三 | 一、七九三 三三三 一三三 三三三 三三六 二四四 一四四 四〇三 | 一、七九三 三三三 一三三 三三三 三三六 二四四 一四四 四〇三 | 一、七九三 三三三 一三三 三三三 三三六 二四四 一四四 四〇三 | 二、一九二 一六七 一七五 三三九 一七五 一四六 五七 三八 四六四 | 二、一九二 一六七 一七五 三三九 一七五 一四六 五七 三八 四六四 | 二、一九二 一六七 一七五 三三九 一七五 一四六 五七 三八 四六四 | 二、一九二 一六七 一七五 三三九 一七五 一四六 五七 三八 四六四 | 二、一九二 一六七 一七五 三三九 一七五 一四六 五七 三八 四六四 | 一、八〇九 一、八〇九 |

| 名古屋 | 地 東 方 京 | | | | | 都 東 市 京 | 逓 信 局 別 道 府 縣 別 |
|---------------|--|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------|--------------------|
| | 山 靜 栃 茨 千 群 埼 新 計 | 梨 岡 木 城 葉 馬 玉 湯 | 神 東 計 奈 川 京 | 計 | 計 | | |
| 石 福 長 岐 三 愛 | 山 靜 栃 茨 千 群 埼 新 計 | 梨 岡 木 城 葉 馬 玉 湯 | 神 東 計 奈 川 京 | 計 | 計 | 計 | 計 |
| 川 井 野 阜 重 知 | 山 靜 栃 茨 千 群 埼 新 計 | 梨 岡 木 城 葉 馬 玉 湯 | 神 東 計 奈 川 京 | 計 | 計 | 計 | 計 |
| — | — | — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — | — | — |
| 一 二 二 一 三 六 | 二 一 三 一 一 一 二 一 二 | 二 一 三 一 一 一 二 一 二 | 二 一 三 一 一 一 二 一 二 | 二 一 三 一 一 一 二 一 二 | 二 一 三 一 一 一 二 一 二 | 三 一 二 | 三 一 二 |
| 二 一 五 三 四 八 | 六 四 四 二 四 二 四 六 | 六 四 四 二 四 二 四 六 | 七 〇 九 六 | 七 〇 九 六 | 七 〇 九 六 | 七 〇 九 六 | 七 〇 九 六 |
| — 二 | 五 一 一 一 二 | 五 一 一 一 二 | — | — | — | — | — |
| 二 四 一 | 一、五九一 二一七 二九七 一四〇 三三三 二二二 一四八 一三七 三九 | 一、五九一 二一七 二九七 一四〇 三三三 二二二 一四八 一三七 三九 | 八 九 三 二〇五 六 八 八 | 八 九 三 二〇五 六 八 八 | 八 九 三 二〇五 六 八 八 | 六 八 八 | 六 八 八 |
| 二 四 二 | 一、五九一 二一七 二九七 一四〇 三三三 二二二 一四八 一三七 三九 | 一、五九一 二一七 二九七 一四〇 三三三 二二二 一四八 一三七 三九 | 八 九 三 二〇五 六 八 八 | 八 九 三 二〇五 六 八 八 | 八 九 三 二〇五 六 八 八 | 六 八 八 | 六 八 八 |
| 一 四 四 | 一、六三四 二一八 三〇五 一四六 三三五 二二九 一五三 一四三 三七 | 一、六三四 二一八 三〇五 一四六 三三五 二二九 一五三 一四三 三七 | 九 八 七 三〇六 七 六 七 | 九 八 七 三〇六 七 六 七 | 九 八 七 三〇六 七 六 七 | 七 六 七 | 七 六 七 |
| — 一 二 | 五 | 五 | 三 三 | 三 三 | 三 三 | 三 三 | 三 三 |
| 八 七 四 二 五 九 三 | 三 九 六 七 三 六 三 三 三 六 七 | 三 九 六 七 三 六 三 三 三 六 七 | 七 五 三 三 | 七 五 三 三 | 七 五 三 三 | 七 五 三 三 | 七 五 三 三 |
| 六 六 七 四 六 一 | 八 七 六 七 三 五 三 〇 一 四 一 〇 | 八 七 六 七 三 五 三 〇 一 四 一 〇 | 九 九 | 九 九 | 九 九 | 九 九 | 九 九 |
| 一 六 〇 | 一、九六五 一四〇 三四九 一八三 二六六 二六三 一七三 四一七 | 一、九六五 一四〇 三四九 一八三 二六六 二六三 一七三 四一七 | 一、〇五九 三五八 八〇二 | 一、〇五九 三五八 八〇二 | 一、〇五九 三五八 八〇二 | 八〇二 | 八〇二 |
| 一 六 九 | 一、九六五 一四〇 三四九 一八三 二六六 二六三 一七三 四一七 | 一、九六五 一四〇 三四九 一八三 二六六 二六三 一七三 四一七 | 一、〇五九 三五八 八〇二 | 一、〇五九 三五八 八〇二 | 一、〇五九 三五八 八〇二 | 八〇二 | 八〇二 |

(二) 府縣別局所

昭和十四年度末現在

| 逓信局別 | 道府縣別 | 無線電信局 (二等) | 無線電信 取扱所 | 郵便局又は電信局に無線電信の装置しあるもの 等 一 二 三 計 | 總計 |
|------|------|---------------|-------------|------------------------------------|----|
| 東京都市 | 東京 | 二 | 三七 | 一 | 三三 |
| 神奈川 | 神奈川 | 一 | 一 | 一 | 三 |
| 船橋 | 船橋 | 一 | 一 | 一 | 三 |
| 東京都市 | 東京 | 二 | 三七 | 一 | 三三 |

(一) 府縣別局所

口、無線電信局所

昭和十四年度末現在

(備考) 一、局所数は(二八四頁参照)

二、面積及人口は内閣統計局發表にかゝる昭和十年三月末現在面積、及昭和十四年十月一日現在全國推計人口に依る

| 逓信局別 | 局所數 | 局百平方料當數 | 局人口千人當數 | 面積 | 局所當人口 |
|--------|--------|---------|---------|-------|-------|
| 東京都市 | 一、〇五九 | 三三・六 | 〇・二三 | 四・三四 | 八、五九四 |
| 東京地方 | 一、九六五 | 三三・七 | 〇・二六 | 四・七三 | 六、一三三 |
| 名古屋 | 一、八〇九 | 三八 | 〇・一九 | 三・六三 | 四、二五四 |
| 大阪 | 二、一九一 | 五・七 | 〇・二六 | 一七・五四 | 六、一七一 |
| 廣島 | 一、七九三 | 四・六 | 〇・三三 | 二・八六 | 四、二八〇 |
| 熊本 | 一、九四三 | 四・四 | 〇・一九 | 三・八八 | 五、三三七 |
| 仙臺 | 一、五五六 | 二・三 | 〇・二二 | 四・三九 | 四、六八七 |
| 札幌 | 一、〇九一 | 一・二 | 〇・三三 | 八・三六 | 二、九八五 |
| 合計又は平均 | 一三、四〇七 | 三・五 | 〇・一八 | 二八・五三 | 五、四三六 |

| 逓信局別 | 道府縣別 | 電信局 | | 郵便局 | | 合計 | 電信局取扱所 | 電信局取扱所 | 郵便局取扱所 | 總計 |
|------|------|-----|----|-----|----|----|--------|--------|--------|--------|
| | | 一等 | 二等 | 一等 | 二等 | | | | | |
| 熊本 | 熊本 | 沖繩 | 二 | 一 | 一 | 一 | 三 | 一 | 一 | 二 |
| | | 鹿兒島 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四 | 一 | 一 | 二 |
| 熊本 | 熊本 | 宮崎 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三 | 一 | 一 | 二 |
| | | 佐賀 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四 | 一 | 一 | 二 |
| 熊本 | 熊本 | 大分 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三 | 一 | 一 | 二 |
| | | 福岡 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四 | 一 | 一 | 二 |
| 仙臺 | 仙臺 | 宮城 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三 | 一 | 一 | 二 |
| | | 福島 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四 | 一 | 一 | 二 |
| 仙臺 | 仙臺 | 岩手 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三 | 一 | 一 | 二 |
| | | 青森 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四 | 一 | 一 | 二 |
| 仙臺 | 仙臺 | 山形 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三 | 一 | 一 | 二 |
| | | 秋田 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四 | 一 | 一 | 二 |
| 仙臺 | 仙臺 | 計 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三 | 一 | 一 | 二 |
| | | 計 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四 | 一 | 一 | 二 |
| 札幌 | 北海道 | 北海道 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三 | 一 | 一 | 二 |
| | | 計 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四 | 一 | 一 | 二 |
| 總計 | 總計 | 六 | 四 | 一〇 | 二 | 四九 | 六 | 一〇 | 二六 | 一三、四〇七 |

(三) 局所普及狀況

(備考) 局所等級別局所の備考欄に同じ(二八三頁参照)

昭和十四年度末現在

| 仙 臺 | 熊 本 | 廣 島 | 船 計 |
|-------------|-----------------------|---------------------|---------|
| 船青山宮 | 航船大福沖鹿長熊 計空 兒 | 船山島岡廣 計 | 船 計 |
| 船森形城 | 機船分岡繩島崎本 | 船口取山島 | 船 |
| - - | 八 三 - - 四 | 三 - - - | 〇 八 |
| 五 二 | 六 三 - - 四 - | 三 三 | 五 七 五 七 |
| | 三 - - | - - | - |
| - | - - | | |
| - | 六 二 五 四 五 | | 四 |
| 二 | 〇 - 三 七 四 五 | - - | 五 |
| 一 五 一 二 三 | 六 三 一 三 七 七 九 五 | 三 五 三 - - - | 五 五 三 五 |

| 大 阪 | 名 古 屋 | 東 京 地 方 | 航 空 機 計 | 遞 信 局 別 |
|-----------|-----------------|------------------|------------------|-----------------------------------|
| 高和兵大 歌 | 船富石福長三愛 計 | 船靜千新 計 | 航 空 機 計 | 道 府 縣 別 |
| 知山庫阪 | 船山川井野重知 | 船岡葉湯 | | 無 線 電 信 局 (二 等) |
| - - | 二 - - | 三 - - | 三 | 取 無 線 電 信 所 |
| | 〇 九 - | 八 八 - | 三 七 三 | 一 等 |
| - | 二 - - | - - | - | 二 等 |
| | | - - | | 三 等 |
| 三 二 | 四 - 三 | - - | 二 | 計 |
| 三 二 - | 六 二 - 三 | 三 - 二 | 三 | 總 計 |
| 二 - 三 - | 八 九 二 - - 四 - | 六 八 三 - 二 | 三 九 三 | |

| 總計 | 札幌 | | | | | 計 | 道府縣別 | 無線電信局 (二等) | 無線電信 取扱所 | 郵便局又は電信局に無線電信の装置しあるもの | | | 總計 | | | | | | | |
|-------------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|-------------|-----------------------|----|---|----|---|----|----|----|---|---|---|
| | 陸上 船舶 | 船舶 | 航空 | 根室 | 千島 | | | | | 北見 | 渡島 | 船 | | 計 | 一等 | 二等 | 三等 | | | |
| 航船陸 計空機上 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | | | | | | | | | | | | | | |
| 44 | 33 | 33 | 4 | 1 | 1 | 1 | 26 | | 26 | | | | | 1 | | | 4 | 4 | | 2 |
| 1,254 | 1,254 | 1,254 | 2,196 | 2,196 | 2,196 | 2,196 | 2,196 | | 2,196 | | | | | 4 | 4 | 4 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| 1,254 | 1,254 | 1,254 | 2,196 | 2,196 | 2,196 | 2,196 | 2,196 | | 2,196 | | | | | 4 | 4 | 4 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| 1,254 | 1,254 | 1,254 | 2,196 | 2,196 | 2,196 | 2,196 | 2,196 | | 2,196 | | | | | 4 | 4 | 4 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| 1,254 | 1,254 | 1,254 | 2,196 | 2,196 | 2,196 | 2,196 | 2,196 | | 2,196 | | | | | 4 | 4 | 4 | 2 | 2 | 1 | 1 |

(一) 業務別局所

| 局所數 | 業務別 |
|------|-------|
| 六七 | 固定局 |
| 三三 | 海岸局 |
| 一九 | 航空局 |
| 一、五四 | 船舶局 |
| 四 | 航空機局 |
| 三三 | 無線標識局 |
| 三三 | 無線羅針局 |

昭和十四年度末現在

(備考)

(註)

一局にして二種以上の業務を取扱ふ局所に付ては各業務別に計上す
一、固定局とは陸上相互間無線電信に依り通信を爲す無線電信局所を謂ふ

- 二、海岸局とは船舶と交信する目的を以て陸地に施設した無線電信局所を謂ふ
- 三、航空局とは航空機と交信する目的を以て陸地に施設した無線電信局所を謂ふ
- 四、船舶局とは船舶に施設した無線電信局所を謂ふ
- 五、航空機局とは航空機に施設した無線電信局所を謂ふ
- 六、無線標識局とは方位測定機の装置を有する船舶に對し自ら其の位置を測定せしめる爲に特定の無線信號を發射する陸上無線電信を謂ふ
- 七、無線羅針とは濃霧等の場合船舶より發する電波を方位測定機に依り測定し其の方位又は位置を判定して之を該船舶に通知する陸上無線電信を謂ふ

二、電信線路

(其の一)

(註) 前年度昭和十四年度版には昭和十二年度末現在迄の統計しか掲載出来なかつたので今回は昭和十三年度末及昭和十四年度末の兩統計を掲げることとした、電信機械も同じ

昭和十三年度末現在

イ、線路亘長

| 逓信局別 | 架空線路 | | 地下ケーブル | 水底ケーブル | 合計 |
|-----------|--------|-----|--------|--------|--------|
| | 計 | 新 | | | |
| 本所 省都市 | 5,071 | 71 | 1,831 | 1,549 | 5,439 |
| 東京 | 4,524 | 95 | 1,531 | 1,344 | 4,684 |
| 京都 | 4,419 | 52 | 1,381 | 1,204 | 4,608 |
| 名古屋 | 3,970 | 53 | 1,231 | 1,081 | 4,255 |
| 大阪 | 5,086 | 70 | 1,231 | 1,081 | 5,203 |
| 合計 | 25,570 | 342 | 7,705 | 6,665 | 33,677 |

| 本 東 東 名 大 廣 | 省 市 方 屋 阪 島 | 都 地 古 京 京 | 都 地 古 京 京 | 省 市 方 屋 阪 島 | 本 東 東 名 大 廣 | 昭和十四年度末現在 | | | | |
|----------------------------|----------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|--------------|----------------|----------------|----------------|---------|
| | | | | | | 架空裸線 (線條) | 架空ケーブル (心線) | 地下ケーブル (心線) | 水底ケーブル (心線) | 合 計 |
| 計 | | | | | 計 | 五,九一六 | 四,四〇六 | 三六,〇七〇 | 一九,五三五 | 一九,五三五 |
| | | | | | 省 | 五,九一六 | 四,四〇六 | 三六,〇七〇 | 一九,五三五 | 一九,五三五 |
| | | | | | 市 | 三三,八一〇 | 六,六二八 | 六,七七八 | 五 | 四六,二三八 |
| | | | | | 方 | 三三,二〇〇 | 三,六九三 | 一六,七三四 | | 五三,五四七 |
| | | | | | 屋 | 二六,〇三〇 | 四,三九九 | 三五,二四七 | | 六五,六七六 |
| | | | | | 阪 | 四〇,〇九七 | 二,五二五 | 六,四三七 | 三三 | 四九,二八六 |
| | | | | | 島 | 三三,一〇四 | 一,七三〇 | 四,一四三 | 二四 | 三九,九九一 |
| | | | | | 計 | 二八,八八五 | 二,五八三 | 二,六〇七 | 五五 | 三〇,四九一 |
| | | | | | 計 | 二八,八八五 | 二,五〇七 | 二,四四七 | 二三 | 三三,八五一 |
| | | | | | 計 | 三三,二〇〇 | 二八,四五〇 | 一〇〇,四六三 | 一九,九二四 | 三七五,〇三七 |

| 本 東 東 名 大 廣 | 省 市 方 屋 阪 島 | 都 地 古 京 京 | 都 地 古 京 京 | 省 市 方 屋 阪 島 | 本 東 東 名 大 廣 | 昭和十三年度末現在 | | | | |
|----------------------------|----------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|--------------|----------------|----------------|----------------|--------|
| | | | | | | 架空裸線 (線條) | 架空ケーブル (心線) | 地下ケーブル (心線) | 水底ケーブル (心線) | 合 計 |
| 計 | | | | | 計 | 四,四九五 | 二,七〇 | 五,五五 | 一八 | 一五,三九四 |
| | | | | | 省 | 四,四九五 | 二,七〇 | 五,五五 | 一八 | 一五,三九四 |
| | | | | | 市 | 四,四〇三 | 二,二二 | 四,五八 | 八〇 | 一五,三九四 |
| | | | | | 方 | 三,八九一 | 七三 | 四,三七 | 一三 | 四,六七一 |
| | | | | | 屋 | 四,九一九 | 七三 | 三,九六四 | 二四 | 四,四九六 |
| | | | | | 阪 | 四,四七五 | 三六 | 四,九七 | 七 | 四,二二 |
| | | | | | 島 | 四,二六七 | 三六 | 五,五二 | 三 | 五,〇三六 |
| | | | | | 計 | 四,六六一 | 四〇 | 四,三〇七 | 三 | 五,五七〇 |
| | | | | | 計 | 三三,四九七 | 四九〇 | 三三,九八七 | 八七 | 四九,二七〇 |

昭和十三年度末現在

| 種 別 | 種 別 | | | | | | | | | | 合 計 | |
|------|-------|-------|-------|-----------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|-------|
| | 電 話 | 現 字 機 | 音 響 機 | 自 動 二 重 機 | 現 波 機 | 和 文 印 刷 機 | 歐 文 印 刷 機 | 寫 真 電 信 機 | 電 信 集 電 機 | 單 式 交 換 機 | | |
| 東京都市 | 五三三 | 二二 | 五三三 | 一〇三 | 四七 | 二 | 一 | 二 | 三 | 二 | 一 | 五三三 |
| 東京地方 | 一、四三三 | | 六三七 | 四二 | 三五 | | | | | | | 一、四三三 |
| 名古屋 | 一、五七七 | | 六四五 | 六 | 五七 | | | | | | | 一、五七七 |
| 大阪 | 一、五二一 | | 一、〇六五 | 二九 | 四八 | | | | | | | 一、五二一 |
| 廣島 | 一、五二二 | | 六五三 | 八三 | 七三 | | | | | | | 一、五二二 |
| 熊本 | 一、三二二 | | 七四五 | 二〇 | 二 | | | | | | | 一、三二二 |
| 仙臺 | 九八六 | | 五四六 | 五 | 三 | | | | | | | 九八六 |
| 札幌 | 五二 | | 四九 | 四 | 六 | | | | | | | 五二 |
| 合 計 | 九、三六三 | | 五、二五二 | 六六 | 一九九 | | | | | | | 九、三六三 |

三、電信機械 (電信線路註二九一頁参照)
イ、有線電信機械 (其の一)

昭和十三年度末現在

| 方式別 | 方式別 | | | | | | | 合 計 |
|-----|--------|---------|---------|---------|-------|-------|-----------|--------|
| | 電 話 | 電 信 專 用 | 電 信 共 用 | 寫 真 電 信 | 印 刷 機 | 現 波 機 | 自 動 二 重 機 | |
| 二局 | 六、五三三 | | | | | | | 六、五三三 |
| 三局 | 四、九八八 | | | | | | | 四、九八八 |
| 四局 | 五三 | | | | | | | 五三 |
| 五局 | 五 | | | | | | | 五 |
| 六局 | 三 | | | | | | | 三 |
| 七局 | 二 | | | | | | | 二 |
| 合 計 | 一一、〇七三 | | | | | | | 一一、〇七三 |

| 選信局別 | 選信局別 | | | | | | 合 計 |
|-------------|--------|--------|--------|----------|-------------|-------------|---------|
| | 札幌 | 仙臺 | 熊本 | 架空線 (線條) | 架空ケーブル (心線) | 地下ケーブル (心線) | |
| 架空線 (線條) | 三三、七六七 | 二九、九八八 | 三三、七六七 | 三三、七六七 | | | 九九、三三〇 |
| 架空ケーブル (心線) | 一、六六八 | 二、六四七 | 二、六四七 | 一、六六八 | | | 六、六三〇 |
| 地下ケーブル (心線) | 四、〇九〇 | 二、六五八 | 二、六五八 | 四、〇九〇 | | | 一三、五〇六 |
| 水底ケーブル (心線) | 二、四六六 | 二、四六六 | 二、四六六 | 二、四六六 | | | 九、八六四 |
| 合 計 | 四〇、〇〇〇 | 三三、二〇七 | 三三、二〇七 | 四〇、〇〇〇 | | | 一四六、四一四 |

八、有線電信回線

昭和十四年度末現在

| 種 別 | 東京都市 | 東京地方 | 名古屋 | 大阪 | 廣島 | 熊本 | 仙臺 | 札幌 | 合 計 |
|---------|------|------|-----|----|----|----|----|----|-----|
| 送 信 機 | 六 | | | 六 | | | | | 三 |
| 火花式送信機 | 三 | 四 | 三 | 四 | | 一 | | | 一五 |
| 真空管式送信機 | 三 | | 四 | | | 四 | | | 一五 |
| 小規模用送信機 | 三 | 四 | 三 | 四 | | 一 | | | 一五 |
| 攜帶用送信機 | | 四 | 三 | 四 | | 一 | | | 一五 |
| 長中波送信機 | | 四 | 三 | 四 | | 一 | | | 一五 |
| 短波送信機 | | 三 | 四 | | | 一 | | | 一五 |
| 超短波送信機 | | 三 | 四 | | | 一 | | | 一五 |
| 受 信 機 | | | | | | | | | |
| 全波受信機 | 六 | | | 六 | | | | | 三 |
| 長中波受信機 | 三 | 四 | 三 | 四 | | 一 | | | 一五 |
| 短波受信機 | 三 | 四 | 三 | 四 | | 一 | | | 一五 |
| 中短波受信機 | 三 | 四 | 三 | 四 | | 一 | | | 一五 |
| 合 計 | 二七 | 一七 | 二九 | 二九 | 一五 | 一六 | 二 | 一〇 | 一七二 |

口、無線電信機械
(其の二)

昭和十三年度末現在

| 種 別 | 東京都市 | 東京地方 | 名古屋 | 大阪 | 廣島 | 熊本 | 仙臺 | 札幌 | 合 計 |
|---------------|------|------|-----|----|----|----|----|----|-----|
| 電 信 集 信 機 | 二 | | | 二 | | | | | 一八 |
| 單式交換機(五十回線以下) | 二 | | | 二 | | | | | 一八 |
| 電話通信監督機 | 三 | 二 | 三 | 三 | 七 | 二 | 八 | 二 | 二九 |
| 電信監督機 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 一六 |
| 自動報時機 | 三 | 二 | 三 | 三 | 七 | 二 | 八 | 二 | 二九 |
| 合 計 | 一〇 | 四 | 八 | 一〇 | 一六 | 四 | 一〇 | 四 | 六二 |

| 種 別 | 東京都市 | 東京地方 | 名古屋 | 大阪 | 廣島 | 熊本 | 仙臺 | 札幌 | 合 計 |
|-----------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 電 話 字 機 | 九四七 | 一、五四九 | 一、六五二 | 一、七四七 | 一、五三三 | 一、五三八 | 一、〇四五 | 七〇 | 一〇、七二〇 |
| 現 在 機 | 二 | 一 | 一 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一〇 |
| 音 響 機 | 五 | 六 | 六 | 六 | 七 | 七 | 五 | 四 | 四〇 |
| 自 動 二 重 機 | 一〇六 | 一、〇八六 | 一、六三六 | 一、〇八六 | 一、〇八六 | 一、〇八六 | 一、〇八六 | 一、〇八六 | 一、〇八六 |
| 交 直 四 重 機 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四〇 |
| 現 在 機 | 二 | 一 | 一 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二 |
| 和文印刷機 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三〇 |
| 歐文印刷機 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三〇 |
| 寫真電機 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三〇 |
| 合 計 | 三二七 | 三二 | 三 | 三二 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三七〇 |

(其の二)

昭和十四年度末現在

| 種 別 | 東京都市 | 東京地方 | 名古屋 | 大阪 | 廣島 | 熊本 | 仙臺 | 札幌 | 合 計 |
|---------------|------|------|-----|----|----|----|----|----|-----|
| 電 話 通 信 監 督 機 | 三 | 二 | 三 | 三 | 七 | 二 | 八 | 二 | 二九 |
| 電 信 監 督 機 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 一六 |
| 自動報時機 | 三 | 二 | 三 | 三 | 七 | 二 | 八 | 二 | 二九 |
| 合 計 | 八 | 六 | 八 | 八 | 一六 | 四 | 一〇 | 四 | 六二 |

| 局等三通普 下 | 上以局等三定特 | | | | 官職別 |
|------------|---------|-------|-------|-------|------|
| | 集配員 | 事務員 | 通信事務員 | 通信書記 | |
| 七五七 | 四、四九 | 一、三三三 | 一、二七八 | 七五三 | 東京都市 |
| 一、二九六 | 一、〇三六 | 三三八 | 二、四七 | 一、二四 | 東京地方 |
| 二、四三五 | 一、〇六 | 三九七 | 三、九 | 一、九八 | 名古屋 |
| 二、二七 | 一、五七八 | 四六〇 | 一、二六 | 一、九三 | 大阪 |
| 二、四九二 | 四、七〇〇 | 一、一四四 | 一、三〇八 | 七六〇 | 廣島 |
| 二、三三三 | 一、八三三 | 三九二 | 六〇六 | 三三 | 熊本 |
| 二、六九九 | 二、六三九 | 五八六 | 八二六 | 四四 | 仙臺 |
| 一、八四四 | 九五五 | 二四四 | 三〇四 | 二六 | 札幌 |
| 一、三三〇 | 一、二七五 | 三六三 | 三九七 | 一六七 | 合計 |
| 一六、〇五〇 | 一八、五五五 | 四、六七八 | 五、三九九 | 二、七四八 | 在外局 |

四、電信従事員

昭和十四年度末現在

| 短波受信機 | 超短波受信機 | 監視用受信機 | 方向探知機 |
|-------|--------|--------|-------|
| 七九 | 一 | 三 | 三 |
| 八 | | | |
| 七九 | | | |
| 四五 | | | |
| 一五 | | | |
| 五 | | | |
| 二四 | | | |
| 三 | | | |
| 二六 | | | |

| 種別 | 東京都市 | 東京地方 | 名古屋 | 大阪 | 廣島 | 熊本 | 仙臺 | 札幌 | 合計 |
|---------|------|------|-----|----|----|----|----|----|----|
| 火花式送信機 | 五 | | | | | | | | 五 |
| 真空管式送信機 | 四 | | | | | | | | 四 |
| 小規模用送信機 | 八 | | | | | | | | 八 |
| 携帶用送信機 | 六 | | | | | | | | 六 |
| 長中波送信機 | 三 | | | | | | | | 三 |
| 短波送信機 | 一 | | | | | | | | 一 |
| 超短波送信機 | | | | | | | | | |
| 受信機 | | | | | | | | | |
| 全波受信機 | | | | | | | | | |
| 長中波受信機 | | | | | | | | | |
| 中波受信機 | | | | | | | | | |
| 中短波受信機 | | | | | | | | | |
| 合計 | 三三 | 四 | 九 | 二〇 | 三 | 三 | 三 | 一〇 | 八三 |

(其の二)

昭和十四年度末現在

| 種別 | 東京都市 | 東京地方 | 名古屋 | 大阪 | 廣島 | 熊本 | 仙臺 | 札幌 | 合計 |
|--------|------|------|-----|----|----|----|----|----|----|
| 短波受信機 | 九 | | | | | | | | 九 |
| 超短波受信機 | 三 | | | | | | | | 三 |
| 方向探知機 | | | | | | | | | |
| 合計 | 一二 | | | | | | | | 一二 |

| 官職別 | 東京都市東京地方 | 名古屋 | 大阪 | 広島 | 熊本 | 仙臺 | 札幌 | 合計 | 在外局 |
|-----|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 總計 | 五、三〇六 | 三、四六一 | 三、七四九 | 七、一九二 | 四、一三六 | 五、三八八 | 二、七九九 | 二、六〇五 | 三、四、五五 |
| | | | | | | | | | 一三三 |

(備考) 賜託を含まず

五、電報利用狀況

(外國電報中※を附したるは關門局アプストラクトによる公衆報のみにして外地發着を含む曆年別統計とす)

イ、内外電報總括

(一) 發着中繼信別通數

| 區別 | 有料 | | 無料 | | 合計 |
|----|-------------|-----------|------------|------------|-------------|
| | 發信 | 信 | 發信 | 信 | |
| 發著 | 七、八八八、五五四 | 七、三九八、五三三 | 一〇、四二六、八四九 | 一五、二四四、四二四 | 八八、三〇五、四三三 |
| 中繼 | 一五七、二八七、〇七七 | | 三五、六六一、二七三 | | 九四、六四二、九四七 |
| 合計 | | | | | 一八三、九四八、三三〇 |
| 合計 | | | | | 一七五、一〇九、二八四 |
| | | | | | 三五八、〇五七、六三四 |

(備考) 一、在外局取扱のものを含む
二、對外地電報及日滿日華電報を含む

昭和十四年度

(二) 局所等級別通數

| 等級別 | 有料 | | 無料 | | 中繼信 | 合計 |
|--------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|
| | 發 | 信 | 發 | 信 | | |
| 一 等局 | 一九、八八九、九五〇 | 三、六五五、三八 | 二九、二九五、五三八 | 五、〇一六、九六六 | 一四六、二五四、三六五 | 二〇四、〇〇五、九五七 |
| 二 等局 | 九、六五〇、三〇三 | 一、二四七、五二五 | 一八、一四三、八六九 | 二、〇三三、六三九 | 一〇、〇三七、七六三 | 四一、一八三、〇八八 |
| 特 三 等局 | 一、〇八六、九二六 | 一、六四、四九九 | 一、三九八、〇六二 | 二、二七、三〇六 | 一、六四六、九三七 | 四、五三三、七三〇 |
| 集配三等局 | 一八、〇四〇、八四七 | 二、七八五、三二五 | 三三、三三六、三六〇 | 四、八四六、三三〇 | 一三、六三四、三三四 | 六二、六四三、〇七六 |
| 無集配三等局 | 二、四六六、五二八 | 二、〇九五、五三七 | 六、五二〇、四九三 | 二、〇三三、四四七 | 三、〇四、四八四 | 三三、六八三、四七八 |
| 郵便取扱所 | 一一三、五四四 | 一六、六六三 | 二〇六、一一二 | 六八、八三五 | 二、八五八 | 四〇七、〇一〇 |
| 電信取扱所 | 三八、八三五 | 一、八一四 | 六二、二八八 | 一一、四八七 | 六八七 | 一一四、一一一 |
| 電話取扱所 | 六、九六五、二八七 | 三〇六、〇三〇 | 三五六、三九六 | 四五三、六二二 | 二、五六、八五三 | 一〇、三九七、一七六 |
| 電信取扱所 | 六、三五、三五五 | 二七四、三四九 | 二六六、五〇七 | 二二三、八〇三 | 七二、〇〇四 | 二、一一一、〇一八 |
| 無線局 | 七七、八八八、五五四 | 一〇、四一六、八四九 | 七九、三九八、五三三 | 一五、二四四、四二四 | 一七五、一〇九、二八四 | 三五八、〇五七、六三四 |
| 計 | | | | | | |

昭和十四年度

(備考) 前と同じ

(三) 月別通數

昭和十四年度

| 月別 | 發着 | | 信 | | 著 | | 信 | | 中繼信 | 合計 |
|---------|-----------|---------|-----------|-----------|------------|----|------------|----|-----|------------|
| | 有料 | 無料 | 有料 | 無料 | 有料 | 無料 | 有料 | 無料 | | |
| 昭和十四年四月 | 六、五一、九四六 | 八二四、三五五 | 六、六三五、〇三七 | 一、一九五、七〇一 | 一四、四九三、四六五 | | 二九、六四九、五〇四 | | | 二九、六四九、五〇四 |
| 五月 | 六、一六五、五六六 | 七八二、三八四 | 六、三三三、二〇七 | 一、一四九、三八二 | 一三、六六七、〇四八 | | 二八、〇三七、五二七 | | | 二八、〇三七、五二七 |
| 六月 | 五、四五三、〇五七 | 七〇四、一三七 | 五、五三四、五九六 | 一、〇六九、九一〇 | 一一、九四一、八二四 | | 二四、七〇三、五三四 | | | 二四、七〇三、五三四 |
| 七月 | 五、七六三、三九六 | 七四〇、四八五 | 五、八六二、五三九 | 一、一一一、七〇七 | 一二、七〇四、一九 | | 二六、一八二、三三六 | | | 二六、一八二、三三六 |

(備考) 一、有料報のみとす
 二、在外局分三〇六八七一通を含まず
 口、内國電報

昭和十四年度

| 種類別 | 和文 | | 信計 | | 和文 | | 歐文 | | 信計 |
|-----|------------|---------|------------|------------|------------|-----------|----|---|------------|
| | 發 | 文 | 計 | 信 | 著 | 文 | 歐 | 文 | |
| 官報 | 一、三九四、七六〇 | 一四八、三三〇 | 一、五四三、九九〇 | 七八、二八、四八三 | 三〇三、三三九 | 七六、四二、八六三 | | | 七六、四二、八六三 |
| 私報 | 七五、三五三、五七六 | 一六六、八〇三 | 七五、四三〇、三七九 | 四九、六五九 | 四、八六三 | 五四、五三三 | | | 二八五、二二六 |
| 新聞 | 六五、七四五 | 六〇〇 | 六六、三五五 | 二七三、九三〇 | 一一、三三六 | 三九、五五八 | | | 七六、六二〇 |
| 小課料 | 三三〇、五四三 | 一一、三五五 | 二四一、八七七 | 七八、四四三、〇六三 | 三九、五五八 | 三七、二二七 | | | 一四、七五八、三九三 |
| 計 | 七六、九四四、六三三 | 三三六、九七八 | 七七、二七一、六〇一 | 九三、九三三、七三三 | 一四、七三二、二六六 | 三七、二二七 | | | 九三、五〇〇、〇二二 |
| | 九、八七九、九〇一 | 四三、八三二 | 九、九三三、七三三 | 八七、一九四、三二四 | 九三、一六三、三三八 | 三五六、六八五 | | | |
| | 八六、八三四、五四四 | 三六九、七九〇 | | | | | | | |

(備考) 一、本表は昭和十四年十一月内外電報總計表に依り推計したる全國(内地及在外局)の通數とす
 二、對外地電報及日滿、日華電報を含む

昭和十四年度

| 等級別 | 發料 | | 信料 | | 著料 | | 信料 | | 中繼信 | 合計 |
|-----|------------|-----------|------------|-----------|-------------|-------------|----|---|-----|-------------|
| | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | | |
| 一等局 | 一九、一五二、三三二 | 三、四七二、六一九 | 二八、四四六、〇三三 | 四、八七一、七五〇 | 一四三、七九七、三〇四 | 一九九、七七七、九三六 | | | | 一九九、七七七、九三六 |
| 二等局 | 九、五〇一、七九九 | 一、二四二、〇三三 | 一七、九八五、四〇三 | 二、〇八七、四七六 | 一〇、〇三六、七五八 | 四〇、八五三、四二八 | | | | 四〇、八五三、四二八 |
| 三等局 | 一、〇八六、七七七 | 一六四、四七二 | 一、三九七、八〇五 | 二二七、二六九 | 一、六四六、九三〇 | 四、五三三、一八三 | | | | 四、五三三、一八三 |

| 集配三等局 | 發料 | | 信料 | | 著料 | | 信料 | | 中繼信 | 合計 |
|--------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|----|---|-----|-------------|
| | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | | |
| 集配三等局 | 一八、〇三八、四一九 | 二、七八四、九〇三 | 二三、三三三、六六六 | 四、八四五、五九四 | 一三、六三四、〇〇五 | 六二、六三三、五七七 | | | | 六二、六三三、五七七 |
| 無集配三等局 | 二、四四三、九三六 | 三、〇九四、一〇五 | 六、五〇六、三三三 | 二、三〇一、八三五 | 三〇四、四四四 | 三、六五〇、五五三 | | | | 三、六五〇、五五三 |
| 郵便取扱所 | 一一、五五四 | 一六、六六三 | 二〇、六一一 | 六八、八三五 | 二、八五八 | 四〇七、〇一〇 | | | | 四〇七、〇一〇 |
| 電信取扱所 | 三八、八〇九 | 一、八〇七 | 六、二八五 | 一一、四七八 | 六八七 | 一一四、〇六六 | | | | 一一四、〇六六 |
| 電話取扱所 | 六、九六五、二八三 | 二〇六、〇二〇 | 二五、六三九 | 四、五三二 | 二、五六、八四六 | 一〇、五七七、一六四 | | | | 一〇、五七七、一六四 |
| 無線局 | 六〇四、九四七 | 二六八、九七一 | 二五、八五五 | 二九、四三二 | 六九八、六〇二 | 二、〇四三、七九六 | | | | 二、〇四三、七九六 |
| 計 | 七六、九四三、七三四 | 一〇、二五〇、五八〇 | 七六、四三三、七三四 | 一五、〇七六、二七九 | 一七三、六三六、三三四 | 三五三、三三三、六六一 | | | | 三五三、三三三、六六一 |

(備考) 一、在外局取扱のものを含む
 二、對外地電報及日滿、日華電報を含む

昭和十四年度

| 月別 | 發料 | | 信料 | | 著料 | | 信料 | | 中繼信 | 合計 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|----|---|-----|------------|
| | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | | |
| 昭和十四年四月 | 六、四四〇、七三二 | 八〇三、七六七 | 六、五六一、〇五〇 | 一、八四四、七四四 | 一四、二九九、六一五 | 二九、二八九、九三七 | | | | 二九、二八九、九三七 |
| 五月 | 六、〇八二、二六七 | 七七一、三三八 | 六、一九三、九〇三 | 一、三三八、二〇三 | 一三、四八八、〇六〇 | 二七、六四三、八二二 | | | | 二七、六四三、八二二 |
| 六月 | 五、七三三、八一七 | 六九三、八三六 | 五、四三七、四〇五 | 一、〇九五、五三七 | 一一、七四二、六七三 | 二四、三三七、三五八 | | | | 二四、三三七、三五八 |
| 七月 | 五、六六六、二八一 | 七三八、三六〇 | 五、七八八、一五四 | 一、〇九九、四四四 | 一二、五二〇、二二三 | 二五、八二二、四五二 | | | | 二五、八二二、四五二 |
| 八月 | 六、三三九、五七七 | 八八一、二九三 | 六、四四八、〇〇〇 | 一、四三九、六四六 | 一四、三六五、六〇五 | 二九、四七四、四一〇 | | | | 二九、四七四、四一〇 |
| 九月 | 六、二九三、三三〇 | 七九〇、五七七 | 六、四〇九、二八九 | 一、三三三、三三三 | 一三、六五五、二二八 | 二八、三八一、四四六 | | | | 二八、三八一、四四六 |
| 十月 | 六、三三三、〇五八 | 八三一、九三三 | 六、五〇一、〇四四 | 一、二七〇、三四〇 | 一四、一七〇、七九九 | 二九、一三七、三三四 | | | | 二九、一三七、三三四 |
| 十一月 | 六、四〇七、三三二 | 八三四、〇四三 | 六、五三四、六〇〇 | 一、三二一、八四三 | 一四、二七〇、四三九 | 二九、二四八、三五七 | | | | 二九、二四八、三五七 |
| 十二月 | 七、一九四、五九四 | 一、一〇五、九五二 | 七、三九二、一〇三 | 一、五三三、四〇二 | 一六、六六〇、八四三 | 三三、八七六、八九一 | | | | 三三、八七六、八九一 |

| 月 別 | 有 料 | | 無 料 | | 中 繼 信 合 計 |
|---------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
| | 發 | 信 | 發 | 信 | |
| 昭和十五年一月 | 六,五九八,八九五 | 八三五,四五五 | 六,七四五,九〇一 | 一,一〇六,七五九 | 三〇,二九,四七〇 |
| 二月 | 六,四〇〇,三三二 | 九三一,七八二 | 六,五七,四八六 | 一,三五〇,〇七九 | 二九,九五二,七八八 |
| 三月 | 七,七六三,六〇〇 | 一,〇六二,二〇七 | 七,九〇四,六九九 | 一,四四五,〇七九 | 三六,〇七九,九六八 |
| 計 | 七六,九四三,七四 | 二〇,三五,五八〇 | 七六,四三三,七三四 | 一五,〇七六,三九九 | 三五,三五三,六六一 |

(備考)
一、在外局取扱のものを含む
二、對外地電報及日滿、日華電報を含む

(四) 府縣別通數

| 道府縣別 | 發 信 | | 著 信 | | 計 |
|-------|------------|------------|-------------|-------------|------------|
| | 發 | 信 | 著 | 信 | |
| 東 京 | 一三,二九七,七五九 | 二四,四五五,二六六 | 二七,七〇三,〇三五 | 二,二四九,四〇八 | 五,八三九,五三三 |
| 神 奈 川 | 二,一〇四,六〇八 | 二,二二三,一一四 | 四,三二七,七三三 | 一,〇六〇,七九二 | 一,九三二,三〇〇 |
| 計 | 一五,四〇二,三六七 | 二六,六八八,三八〇 | 三二,〇三〇,七八八 | 三,三〇〇,一〇〇 | 一五,九九八,八九九 |
| 新 潟 | 一,五四八,八〇〇 | 一,七〇〇,六三八 | 三,二四九,四〇八 | 一,〇六〇,七九二 | 一,九三二,三〇〇 |
| 埼 玉 | 五五〇,五六五 | 七三三,一六四 | 一,二八二,七三九 | 一,三三六,六五二 | 二,四九七,九六五 |
| 群 馬 | 六六〇,〇四五 | 七三〇,六〇六 | 一,三三六,六五二 | 一,四九一,六五七 | 二,四九七,九六五 |
| 千 葉 | 八四九,四四四 | 一,〇九二,二三三 | 一,九四一,六五七 | 一,九七七,六六三 | 一,五六五,二九七 |
| 茨 城 | 八七六,一一〇 | 一,一〇一,五五三 | 一,九七七,六六三 | 一,三四五,三八九 | 一,六四四,五三五 |
| 栃 木 | 六三七,六四三 | 七〇七,七四七 | 一,三四五,三八九 | 一,三九三,一四二 | 一,六四四,五三五 |
| 靜 岡 | 一,七三三,一四四 | 二,一四〇,〇八八 | 三,九一三,一四二 | 三,九一三,一四二 | 一,六四四,五三五 |
| 東 京 都 | 一,九五六,〇八〇 | 一,九七〇,八四四 | 三,九三六,九三四 | 九,五〇八,三三〇 | 一,八六六,四〇四 |
| 京 都 | 四,六八一,三七一 | 四,八二七,〇三九 | 一,〇〇八,九三〇 | 一,〇六九,四八〇 | 四,一六六,五三〇 |
| 兵 庫 | 四,六八一,三七一 | 五五〇,〇七六 | 一,一八八,六六一 | 一,一八八,六六一 | 二,六三三,七六三 |
| 滋 賀 | 五〇九,六八八 | 五五九,七八三 | 一,〇六九,四八〇 | 一,〇六九,四八〇 | 一,〇六九,四八〇 |
| 和 歌 山 | 七五九,二二二 | 九四〇,八八四 | 一,七〇〇,〇九六 | 一,一八八,六六一 | 二,六三三,七六三 |
| 德 島 | 五三〇,三三三 | 六五八,三三九 | 一,一八八,六六一 | 一,一八八,六六一 | 二,六三三,七六三 |
| 高 知 | 八〇九,九三六 | 九四一,八二六 | 一,一八八,六六一 | 一,一八八,六六一 | 二,六三三,七六三 |
| 計 | 一八,三四九,三三六 | 二一,八九五,八五八 | 三七,三九五,一八四 | 三,九一三,一四二 | 一,六四四,五三五 |
| 大 阪 | 八,六四三,九三三 | 八,四八七,〇八八 | 一七,三三一,〇一一 | 三,九三六,九三四 | 一,八六六,四〇四 |
| 廣 島 | 二,九七四,五四七 | 二,七四五,八四五 | 五,七三〇,三九三 | 一,〇〇四,三五〇 | 二,五八九,五七七 |
| 鳥 取 | 四六五,七三四 | 五三八,六二六 | 一,〇〇四,三五〇 | 一,〇〇四,三五〇 | 二,〇三九,四三三 |
| 島 根 | 七九一,五七〇 | 九四三,六二五 | 一,七三五,一八五 | 一,〇三九,四三三 | 二,〇三九,四三三 |
| 岡 山 | 一,三四五,九六七 | 一,四九〇,五〇一 | 二,八三六,四六八 | 一,〇三九,四三三 | 二,〇三九,四三三 |
| 山 口 | 二,五六三,三〇〇 | 二,四八八,六四七 | 四,九五四,九四七 | 一,〇三九,四三三 | 二,〇三九,四三三 |
| 香 川 | 七二七,九八一 | 七六三,四〇九 | 一,四八一,三九〇 | 一,〇三九,四三三 | 二,〇三九,四三三 |
| 愛 媛 | 一,二四三,六六四 | 一,四二二,九四五 | 二,六四四,六〇九 | 一,〇三九,四三三 | 二,〇三九,四三三 |
| 計 | 一〇,〇六四,七六三 | 一〇,三三三,五七八 | 二〇,三九七,三四二 | 一,〇三九,四三三 | 二,〇三九,四三三 |
| 熊 本 | 一,二八〇,九二一 | 一,四〇四,六七三 | 一,四〇四,六七三 | 一,四〇四,六七三 | 二,六三三,七六三 |
| 宮 城 | 一,二二二,五五七 | 一,三六六,九六〇 | 一,三六六,九六〇 | 一,三六六,九六〇 | 二,六三三,七六三 |
| 福 島 | 九八一,五五五 | 一,〇四七,八七一 | 一,〇四七,八七一 | 一,〇四七,八七一 | 二,六三三,七六三 |
| 岩 手 | 一,三六八,一一〇 | 一,二九一,九八四 | 一,二九一,九八四 | 一,二九一,九八四 | 二,六三三,七六三 |
| 青 森 | 八四五,七九〇 | 九九九,一四四 | 九九九,一四四 | 九九九,一四四 | 二,六三三,七六三 |
| 山 形 | 一,〇三五,七九九 | 一,〇九九,七三九 | 一,〇九九,七三九 | 一,〇九九,七三九 | 二,六三三,七六三 |
| 秋 田 | 六,五五二,八三九 | 七,一四〇,三七〇 | 七,一四〇,三七〇 | 七,一四〇,三七〇 | 二,六三三,七六三 |
| 計 | 八,六八三,九七三 | 九,三三三,一四五 | 九,三三三,一四五 | 九,三三三,一四五 | 二,六三三,七六三 |
| 仙 臺 | 一,二八〇,九二一 | 一,四〇四,六七三 | 一,四〇四,六七三 | 一,四〇四,六七三 | 二,六三三,七六三 |
| 宮 城 | 一,二二二,五五七 | 一,三六六,九六〇 | 一,三六六,九六〇 | 一,三六六,九六〇 | 二,六三三,七六三 |
| 福 島 | 九八一,五五五 | 一,〇四七,八七一 | 一,〇四七,八七一 | 一,〇四七,八七一 | 二,六三三,七六三 |
| 岩 手 | 一,三六八,一一〇 | 一,二九一,九八四 | 一,二九一,九八四 | 一,二九一,九八四 | 二,六三三,七六三 |
| 青 森 | 八四五,七九〇 | 九九九,一四四 | 九九九,一四四 | 九九九,一四四 | 二,六三三,七六三 |
| 山 形 | 一,〇三五,七九九 | 一,〇九九,七三九 | 一,〇九九,七三九 | 一,〇九九,七三九 | 二,六三三,七六三 |
| 秋 田 | 六,五五二,八三九 | 七,一四〇,三七〇 | 七,一四〇,三七〇 | 七,一四〇,三七〇 | 二,六三三,七六三 |
| 計 | 八,六八三,九七三 | 九,三三三,一四五 | 九,三三三,一四五 | 九,三三三,一四五 | 二,六三三,七六三 |
| 札 幌 | 六,九一六,二〇六 | 七,〇五七,九九八 | 七,〇五七,九九八 | 七,〇五七,九九八 | 二,六三三,七六三 |
| 北 海 道 | 六,九一六,二〇六 | 七,〇五七,九九八 | 七,〇五七,九九八 | 七,〇五七,九九八 | 二,六三三,七六三 |
| 計 | 八,六八三,九七三 | 九,三三三,一四五 | 九,三三三,一四五 | 九,三三三,一四五 | 二,六三三,七六三 |
| 總 計 | 八六,八五三,九七三 | 九三,一四五,七三四 | 一七九,九九八,七〇一 | 一七九,九九八,七〇一 | 二,六三三,七六三 |
| 在 外 局 | 三四一,三三七 | 三七四,二八九 | 三七四,二八九 | 三七四,二八九 | 二,六三三,七六三 |
| 計 | 八六,八五三,九七三 | 九三,一四五,七三四 | 一七九,九九八,七〇一 | 一七九,九九八,七〇一 | 二,六三三,七六三 |

| 道府縣別 | 發 信 | | 著 信 | | 計 |
|-------|------------|------------|-------------|-------------|------------|
| | 發 | 信 | 著 | 信 | |
| 東 京 | 一三,二九七,七五九 | 二四,四五五,二六六 | 二七,七〇三,〇三五 | 二,二四九,四〇八 | 五,八三九,五三三 |
| 神 奈 川 | 二,一〇四,六〇八 | 二,二二三,一一四 | 四,三二七,七三三 | 一,〇六〇,七九二 | 一,九三二,三〇〇 |
| 計 | 一五,四〇二,三六七 | 二六,六八八,三八〇 | 三二,〇三〇,七八八 | 三,三〇〇,一〇〇 | 一五,九九八,八九九 |
| 新 潟 | 一,五四八,八〇〇 | 一,七〇〇,六三八 | 三,二四九,四〇八 | 一,〇六〇,七九二 | 一,九三二,三〇〇 |
| 埼 玉 | 五五〇,五六五 | 七三三,一六四 | 一,二八二,七三九 | 一,三三六,六五二 | 二,四九七,九六五 |
| 群 馬 | 六六〇,〇四五 | 七三〇,六〇六 | 一,三三六,六五二 | 一,四九一,六五七 | 二,四九七,九六五 |
| 千 葉 | 八四九,四四四 | 一,〇九二,二三三 | 一,九四一,六五七 | 一,九七七,六六三 | 一,五六五,二九七 |
| 茨 城 | 八七六,一一〇 | 一,一〇一,五五三 | 一,九七七,六六三 | 一,三四五,三八九 | 一,六四四,五三五 |
| 栃 木 | 六三七,六四三 | 七〇七,七四七 | 一,三四五,三八九 | 一,三九三,一四二 | 一,六四四,五三五 |
| 靜 岡 | 一,七三三,一四四 | 二,一四〇,〇八八 | 三,九一三,一四二 | 三,九一三,一四二 | 一,六四四,五三五 |
| 東 京 都 | 一,九五六,〇八〇 | 一,九七〇,八四四 | 三,九三六,九三四 | 九,五〇八,三三〇 | 一,八六六,四〇四 |
| 京 都 | 四,六八一,三七一 | 四,八二七,〇三九 | 一,〇〇八,九三〇 | 一,〇六九,四八〇 | 四,一六六,五三〇 |
| 兵 庫 | 四,六八一,三七一 | 五五〇,〇七六 | 一,一八八,六六一 | 一,一八八,六六一 | 二,六三三,七六三 |
| 滋 賀 | 五〇九,六八八 | 五五九,七八三 | 一,〇六九,四八〇 | 一,〇六九,四八〇 | 一,〇六九,四八〇 |
| 和 歌 山 | 七五九,二二二 | 九四〇,八八四 | 一,七〇〇,〇九六 | 一,一八八,六六一 | 二,六三三,七六三 |
| 德 島 | 五三〇,三三三 | 六五八,三三九 | 一,一八八,六六一 | 一,一八八,六六一 | 二,六三三,七六三 |
| 高 知 | 八〇九,九三六 | 九四一,八二六 | 一,一八八,六六一 | 一,一八八,六六一 | 二,六三三,七六三 |
| 計 | 一八,三四九,三三六 | 二一,八九五,八五八 | 三七,三九五,一八四 | 三,九一三,一四二 | 一,六四四,五三五 |
| 大 阪 | 八,六四三,九三三 | 八,四八七,〇八八 | 一七,三三一,〇一一 | 三,九三六,九三四 | 一,八六六,四〇四 |
| 廣 島 | 二,九七四,五四七 | 二,七四五,八四五 | 五,七三〇,三九三 | 一,〇〇四,三五〇 | 二,五八九,五七七 |
| 鳥 取 | 四六五,七三四 | 五三八,六二六 | 一,〇〇四,三五〇 | 一,〇〇四,三五〇 | 二,〇三九,四三三 |
| 島 根 | 七九一,五七〇 | 九四三,六二五 | 一,七三五,一八五 | 一,〇三九,四三三 | 二,〇三九,四三三 |
| 岡 山 | 一,三四五,九六七 | 一,四九〇,五〇一 | 二,八三六,四六八 | 一,〇三九,四三三 | 二,〇三九,四三三 |
| 山 口 | 二,五六三,三〇〇 | 二,四八八,六四七 | 四,九五四,九四七 | 一,〇三九,四三三 | 二,〇三九,四三三 |
| 香 川 | 七二七,九八一 | 七六三,四〇九 | 一,四八一,三九〇 | 一,〇三九,四三三 | 二,〇三九,四三三 |
| 愛 媛 | 一,二四三,六六四 | 一,四二二,九四五 | 二,六四四,六〇九 | 一,〇三九,四三三 | 二,〇三九,四三三 |
| 計 | 一〇,〇六四,七六三 | 一〇,三三三,五七八 | 二〇,三九七,三四二 | 一,〇三九,四三三 | 二,〇三九,四三三 |
| 熊 本 | 一,二八〇,九二一 | 一,四〇四,六七三 | 一,四〇四,六七三 | 一,四〇四,六七三 | 二,六三三,七六三 |
| 宮 城 | 一,二二二,五五七 | 一,三六六,九六〇 | 一,三六六,九六〇 | 一,三六六,九六〇 | 二,六三三,七六三 |
| 福 島 | 九八一,五五五 | 一,〇四七,八七一 | 一,〇四七,八七一 | 一,〇四七,八七一 | 二,六三三,七六三 |
| 岩 手 | 一,三六八,一一〇 | 一,二九一,九八四 | 一,二九一,九八四 | 一,二九一,九八四 | 二,六三三,七六三 |
| 青 森 | 八四五,七九〇 | 九九九,一四四 | 九九九,一四四 | 九九九,一四四 | 二,六三三,七六三 |
| 山 形 | 一,〇三五,七九九 | 一,〇九九,七三九 | 一,〇九九,七三九 | 一,〇九九,七三九 | 二,六三三,七六三 |
| 秋 田 | 六,五五二,八三九 | 七,一四〇,三七〇 | 七,一四〇,三七〇 | 七,一四〇,三七〇 | 二,六三三,七六三 |
| 計 | 八,六八三,九七三 | 九,三三三,一四五 | 九,三三三,一四五 | 九,三三三,一四五 | 二,六三三,七六三 |
| 仙 臺 | 一,二八〇,九二一 | 一,四〇四,六七三 | 一,四〇四,六七三 | 一,四〇四,六七三 | 二,六三三,七六三 |
| 宮 城 | 一,二二二,五五七 | 一,三六六,九六〇 | 一,三六六,九六〇 | 一,三六六,九六〇 | 二,六三三,七六三 |
| 福 島 | 九八一,五五五 | 一,〇四七,八七一 | 一,〇四七,八七一 | 一,〇四七,八七一 | 二,六三三,七六三 |
| 岩 手 | 一,三六八,一一〇 | 一,二九一,九八四 | 一,二九一,九八四 | 一,二九一,九八四 | 二,六三三,七六三 |
| 青 森 | 八四五,七九〇 | 九九九,一四四 | 九九九,一四四 | 九九九,一四四 | 二,六三三,七六三 |
| 山 形 | 一,〇三五,七九九 | 一,〇九九,七三九 | 一,〇九九,七三九 | 一,〇九九,七三九 | 二,六三三,七六三 |
| 秋 田 | 六,五五二,八三九 | 七,一四〇,三七〇 | 七,一四〇,三七〇 | 七,一四〇,三七〇 | 二,六三三,七六三 |
| 計 | 八,六八三,九七三 | 九,三三三,一四五 | 九,三三三,一四五 | 九,三三三,一四五 | 二,六三三,七六三 |
| 札 幌 | 六,九一六,二〇六 | 七,〇五七,九九八 | 七,〇五七,九九八 | 七,〇五七,九九八 | 二,六三三,七六三 |
| 北 海 道 | 六,九一六,二〇六 | 七,〇五七,九九八 | 七,〇五七,九九八 | 七,〇五七,九九八 | 二,六三三,七六三 |
| 計 | 八,六八三,九七三 | 九,三三三,一四五 | 九,三三三,一四五 | 九,三三三,一四五 | 二,六三三,七六三 |
| 總 計 | 八六,八五三,九七三 | 九三,一四五,七三四 | 一七九,九九八,七〇一 | 一七九,九九八,七〇一 | 二,六三三,七六三 |
| 在 外 局 | 三四一,三三七 | 三七四,二八九 | 三七四,二八九 | 三七四,二八九 | 二,六三三,七六三 |
| 計 | 八六,八五三,九七三 | 九三,一四五,七三四 | 一七九,九九八,七〇一 | 一七九,九九八,七〇一 | 二,六三三,七六三 |

(備考)

有無料の合計とす

ハ、内地外地間電報

| 外 地 別 | 内地 | | 内地 | | 合 計 | |
|----------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|------------|
| | 有 料 | 無 料 | 有 料 | 無 料 | 有 料 | 無 料 |
| 朝鮮 | 二,四九九,二六 | 四三〇,二六 | 二,七五八,七四〇 | 五〇四,六三四 | 九四四,八四〇 | 六,一八二,七九六 |
| 臺灣 | 九一五,〇六〇 | 一五二,〇六八 | 九一〇,八九六 | 二二,〇四〇 | 一,一三二,九三六 | 三,七三,一〇八 |
| 南洋 | 六六四,一八八 | 八一,五六 | 六七九,三八〇 | 一,三三,三〇〇 | 一,〇一三,〇八〇 | 二,四四,七二六 |
| 計 | 四,〇七八,三〇〇 | 六三三,〇六八 | 四,七二一,三六八 | 一,一八七,〇四〇 | 五,九〇八,四〇八 | 一,五八,二八四 |
| (参考)小笠原島 | 一六八,九六 | 三,三三 | 一七二,二九九 | 八,七六,五二二 | 一,六〇〇,〇〇〇 | 四四三,三七六 |
| | | | | 八,五四四 | 一,六〇〇,〇〇〇 | 一〇,四二二,五三〇 |
| | | | | | 三三,六九三 | 四九,五四八 |

(備考) 本表は昭和十四年十一月内國電報總計に依り推計したる全國(在外局取扱のものを含まず)の通數とす

昭和十四年度

ニ、日滿電報

| 月 別 | 内地 | | 計 | 朝鮮 | | 計 | 合 計 | |
|----------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|-----------|-----|
| | 發 信 | 著 信 | | 發 信 | 著 信 | | 發 信 | 著 信 |
| 昭和十四年十一月 | 二四一,〇四三 | 三〇二,一七四 | 五四三,二一七 | 六四,五三九 | 六五,四八七 | 一三〇,〇二六 | 三〇五,五八三 | |
| 十月 | 二三五,二九七 | 二九,四三二 | 五六四,七二九 | 六二,四七六 | 六六,二九三 | 一二七,七六九 | 二九六,七三三 | |
| 九月 | 二〇六,九四六 | 二五,二九七 | 四五六,二四三 | 五,四六〇 | 五七,六六七 | 一一〇,二二七 | 二五九,四〇六 | |
| 八月 | 二二六,六三〇 | 二五九,七三三 | 四八六,三六三 | 五五,七三三 | 五八,四八三 | 一一四,二〇五 | 二七三,三五三 | |
| 七月 | 二二〇,三九五 | 二七七,七七七 | 四九八,一三二 | 五八,三〇六 | 六三,三三〇 | 一二一,五五六 | 二八八,七〇一 | |
| 六月 | 二三八,〇八九 | 二九二,〇五三 | 五三〇,一四三 | 五九,二二三 | 六二,三〇四 | 一一五,四三七 | 二九七,三三三 | |
| 五月 | 二二二,四三三 | 二九七,七三三 | 五二〇,一六八 | 六三,九八五 | 七〇,七三三 | 一三四,三三七 | 二九七,四三八 | |
| 計 | 二,八六七,四三三 | 三,五五三,三三〇 | 六,四二九,七六三 | 七六四,七三三 | 八二一,七九四 | 一,五八六,五二七 | 三,六三三,一四〇 | |

昭和十四年度

| 月 別 | 内地 | | 計 | 朝鮮 | | 計 | 合 計 | |
|----------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|-----------|-----|
| | 發 信 | 著 信 | | 發 信 | 著 信 | | 發 信 | 著 信 |
| 昭和十四年十一月 | 二二〇,四一〇 | 二七六,六一 | 四九七,〇九一 | 六三,一五三 | 六七,〇三五 | 一二〇,一七七 | 二八三,五六二 | |
| 十月 | 二五七,八三七 | 三三三,〇五二 | 五九〇,八七九 | 七〇,八八一 | 七九,三四〇 | 一五〇,三三二 | 三八七,〇八八 | |
| 九月 | 二四三,四八九 | 三〇二,二〇〇 | 五四五,六八九 | 六四,四七一 | 六四,八九八 | 一二九,三六九 | 三七七,九六〇 | |
| 八月 | 二三八,七三七 | 二九七,一〇七 | 五三三,八四〇 | 六七,三二〇 | 六九,〇〇五 | 一三三,三三五 | 三七〇,九七九 | |
| 七月 | 三〇五,〇六六 | 三八二,二一九 | 六八七,二八五 | 八三,三七八 | 八六,九〇〇 | 一七〇,一七八 | 三八八,三七〇 | |
| 六月 | 二,八六七,四三三 | 三,五五三,三三〇 | 六,四二九,七六三 | 七六四,七三三 | 八二一,七九四 | 一,五八六,五二七 | 三,六三三,一四〇 | |
| 計 | 二,八六七,四三三 | 三,五五三,三三〇 | 六,四二九,七六三 | 七六四,七三三 | 八二一,七九四 | 一,五八六,五二七 | 三,六三三,一四〇 | |

(備考) 一、關門局のアブストスケットに依り公衆報のみとす
二、内地は朝鮮を除く外地を含むものとす

ホ、日華電報

| 月 別 | 對 北 支 | | 對 上 海 | | 對 中 支 | | 對 蒙 疆 | | 合 計 | 總 計 |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|---------|
| | 發 信 | 著 信 | 發 信 | 著 信 | 發 信 | 著 信 | 發 信 | 著 信 | | |
| 昭和十四年十一月 | 三九,二七三 | 四六,〇七三 | 二二,三五〇 | 二三,七八六 | 三,六三三 | 三,八六八 | 三,三五五 | 三,五八五 | 六七,五二一 | 一四九,八三三 |
| 十月 | 三八,七五七 | 四六,一四三 | 二二,九一六 | 二四,五〇八 | 三,四二二 | 四,九三六 | 三,三一一 | 三,九三五 | 六七,二四九 | 一四九,七五〇 |
| 九月 | 五四,六六七 | 六六,六七一 | 二七,二〇四 | 三三,四三四 | 五,四四六 | 七,七九五 | 五,五三二 | 五,〇四四 | 九一,九〇六 | 二〇三,三三七 |
| 八月 | 五,七七四 | 六三,九九五 | 二五,七五四 | 二九,八〇〇 | 五,三八 | 七,五二六 | 四,三〇八 | 五,三八五 | 八七,一五四 | 一〇六,三五五 |
| 七月 | 四九,四二四 | 六八,九〇四 | 二七,一七三 | 三三,四四五 | 四,七九七 | 七,〇二六 | 四,一三六 | 四,九七三 | 九一,二三八 | 一〇七,八七六 |
| 六月 | 五,二七〇 | 六三,〇七九 | 二八,九三三 | 三三,五九五 | 四,七九七 | 七,〇三六 | 四,一六五 | 四,九七三 | 八五,三八三 | 一一四,二二八 |
| 五月 | 五九,〇七六 | 七八,〇八一 | 三三,四三三 | 四〇,五二五 | 五,七四〇 | 七,五三二 | 四,六六六 | 五,三八八 | 九〇,〇〇九 | 一一五,〇〇六 |
| 四月 | 四七,八〇五 | 六六,三三九 | 三〇,二九三 | 三五,四〇八 | 五,九六二 | 八,二二五 | 五,〇六二 | 五,八三三 | 八九,一三三 | 一一五,六七四 |
| 三月 | 五〇,三九九 | 七〇,八四七 | 二八,四〇一 | 三四,二九三 | 五,八三五 | 八,一五三 | 五,二七三 | 六,三三〇 | 八九,八五八 | 一一九,六二二 |
| 計 | 三九,二七三 | 四六,〇七三 | 二二,三五〇 | 二三,七八六 | 三,六三三 | 三,八六八 | 三,三五五 | 三,五八五 | 六七,五二一 | 一四九,八三三 |

昭和十四年中

(一) 語 數

昭和十四年中

| 月 別 | 對 北 支 | | 對 上 海 | | 對 中 支 | | 對 蒙 疆 | | 合 計 | |
|-----|--------|---------|--------|--------|-------|--------|-------|-------|--------|---------|
| | 發信 | 著信 | 發信 | 著信 | 發信 | 著信 | 發信 | 著信 | 發信 | 著信 |
| 十一月 | 五三、五三三 | 七三、〇四六 | 二八、一九三 | 三五、七八九 | 五、六一一 | 八、〇八八 | 五、二二五 | 六、三三一 | 九三、五五一 | 一三三、二六四 |
| 十二月 | 六三、五五六 | 一〇二、二二六 | 三三、三六四 | 四二、六二五 | 六、六八三 | 一一、四九〇 | 六、七七一 | 八、三三九 | 一〇、三三四 | 一六四、六五〇 |
| 計 | 六四、三三六 | 八四、〇五五 | 三三、〇三四 | 三九、九七四 | 六、九三三 | 九、〇五〇 | 五、九六六 | 六、四七二 | 一〇、六八四 | 一六九、三〇五 |

| 月 別 | 對 北 支 | | 對 上 海 | | 對 中 支 | | 對 蒙 疆 | | 合 計 | |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 發信 | 著信 | 發信 | 著信 | 發信 | 著信 | 發信 | 著信 | 發信 | 著信 |
| 昭和十四年一月 | 三六九、三六〇 | 四五九、三〇〇 | 二七九、〇五二 | 三五、五〇七 | 四三、七四三 | 二六、八二九 | 三、三〇七 | 六五九、二六八 | 八二二、六七一 | 一、四七一、九五九 |
| 二月 | 三六五、三九三 | 四五三、八二六 | 二八七、三八二 | 三四、九九七 | 四七、〇五三 | 二六、二六 | 三五、六八三 | 六五七、三八六 | 八三三、九三三 | 一、四八〇、三一九 |
| 三月 | 四九六、一〇〇 | 六四一、六二七 | 四二二、七九五 | 五、〇五五 | 七九、三八五 | 三六、九三五 | 四七、五五六 | 八六四、三七一 | 一、九〇〇、三三三 | 二、〇五四、三七〇 |
| 四月 | 四七三、五七七 | 五六〇、三九七 | 三五四、四四四 | 五〇、三五二 | 六八、五七七 | 三四、四三一 | 四七、五〇九 | 八三六、〇三七 | 一、四〇〇、八七六 | 一、八七六、九二二 |
| 五月 | 五六、五七七 | 六一九、五〇三 | 三〇〇、六〇二 | 五〇、九三三 | 六八、七七六 | 三四、四八一 | 四八、二六六 | 九〇二、五九二 | 一、五八、九七〇 | 二、〇六一、五六三 |
| 六月 | 五〇、〇六八 | 六六五、六五〇 | 三〇一、一五五 | 三五、九四三 | 六八、〇三八 | 三七、四〇六 | 四六、四三三 | 九〇二、四〇三 | 一、一七五、〇二四 | 二、〇七七、四二七 |
| 七月 | 五九、二四七 | 七〇三、三三八 | 三二九、七三三 | 四三、六二七 | 六四、四三九 | 四三、五八八 | 六〇、六三九 | 九四一、四九六 | 一、二六五、三五三 | 二、二〇六、八四九 |
| 八月 | 六〇二、三四三 | 七四六、四三三 | 四七一、三六八 | 六五、〇八六 | 七三、九七八 | 四七、四八一 | 六三、六五七 | 一、〇八二、七三二 | 一、三五〇、四三六 | 二、四三七、一六七 |
| 九月 | 四九九、四二四 | 六〇七、六六六 | 三五四、九二六 | 四二、四九二 | 九〇、六七三 | 四七、九二〇 | 五五、一〇〇 | 九七〇、三三二 | 一、二七八、三三八 | 二、一四八、六八九 |
| 十月 | 四七三、九六六 | 六五五、三六八 | 三〇六、六七一 | 四三、九一八 | 五九、六八三 | 八三、五九四 | 五七、二〇三 | 八九〇、〇四六 | 一、一八〇、〇三八 | 二、〇七〇、〇八四 |
| 十一月 | 五〇五、六九〇 | 六三三、〇四九 | 二九五、五三五 | 四三三、一〇八 | 五三、四〇〇 | 七五、九一八 | 四五、〇七三 | 八九八、六九八 | 一、二〇〇、三三〇 | 二、〇九九、〇一八 |
| 十二月 | 五九五、二八五 | 七九四、七〇三 | 三六六、八七七 | 五八、一三八 | 六五、五八八 | 一〇〇、一五八 | 五九、三三七 | 七五、二八四 | 一、〇六七、〇七〇 | 二、四八八、二七三 |
| 計 | 五、九二七、八二九 | 七、五〇二、三三〇 | 三、六〇五、三五〇 | 四、八七六、三七八 | 六、四九一、五二八 | 一、三六四、一三六 | 四、八八九、五八六 | 一、〇六七、三〇六 | 一、三六七、四九五 | 二、五五九、三三三 |

(備考)

- 一、關門内のアブストラクトに依り公衆報のみとす
- 二、外地發信のものも含む但し本邦中繼信を含まず

へ、外國電報

(一) 種類別通語數

昭和十四年中

| 種 類 別 | 通 信 | | 語 信 | | 計 數 | |
|-------|---------|---------|-----------|-----------|------------|------------|
| | 發信 | 著信 | 發信 | 著信 | 發信 | 著信 |
| 至急電報 | 九三九 | 七九六 | 一、七三五 | 二二、一八六 | 一、七四二 | 三六、一四四 |
| 通常電報 | 二八、九九九 | 三〇、一五三 | 五九、一三三 | 七三、六七一 | 八八三、〇八九 | 一、六五五、七六〇 |
| 後通電報 | 三三、六五〇 | 三三〇、八一七 | 四六、四六七 | 四、一三三、七四八 | 三、六七六、三七七 | 七、七九九、〇六五 |
| 官報 | 七、二七四 | 九、四七三 | 一六、七四七 | 三六三、〇八八 | 六四二、九二二 | 一、〇〇四、九九九 |
| 新聞電報 | 二、一九七 | 一、〇七一 | 一、一四九 | 一、八八四 | 三、三六九 | 三三、五六三 |
| 至後通電報 | 七五九 | 四八、三三六 | 五九、四三三 | 八二二、四二五 | 三、三二八、七二二 | 四、〇四一、一二七 |
| 隱語電報 | 四、四〇七 | 五、九七八 | 六、七三七 | 三七、六三四 | 三六一、七三〇 | 三九九、三六四 |
| 通電報 | 四三七、八三〇 | 三九五、九三六 | 八三三、七五六 | 六、〇八九、三三一 | 五、六九九、四三三 | 二、七八八、七四三 |
| 書信 | 二四、七四二 | 三、八〇八 | 五、五五〇 | 一、六六九、一〇五 | 三、〇一九、三三八 | 四、六八八、四三三 |
| 祝賀電報 | 四七、〇一六 | 五七、八五三 | 一〇四、八六八 | 一、六七四、三七八 | 二、一三四、一二一 | 三、七九八、四九九 |
| 計 | 三、〇四九 | 一、五八九 | 四、六三八 | 三八、一〇二 | 二二、〇五三 | 五九、一五四 |
| 計 | 八〇一、九一〇 | 八〇七、〇九八 | 一、六〇九、〇〇八 | 一、五六三、五九八 | 一九、七四〇、三三二 | 三五、三三三、九二九 |

(備考)

- 一、關門局のアブストラクトに依り公衆報のみとす
- 二、外地發信のものも含む

(二) 局所等級別通數

| 等級別 | 昭和十四年度 | |
|--------|-----------|-----------|
| | 發料 | 信料 |
| 一等局 | 七三、八六九 | 一五、五二九 |
| 二等局 | 一四八、五三三 | 五、四九三 |
| 三等局 | 二〇九 | 二八 |
| 特配三等局 | 二、四二八 | 四二 |
| 集配三等局 | 二、四二八 | 四二 |
| 無集配三等局 | 二、四二八 | 四二 |
| 郵便取扱所 | 二、四二八 | 四二 |
| 電信取扱所 | 二、四二八 | 四二 |
| 電線局 | 二、四二八 | 四二 |
| 計 | 九四四、八二〇 | 一六、二六九 |
| 中繼信 | 二、四七〇、九一〇 | 一、〇〇五 |
| 合計 | 四、三六八、〇三二 | 三、九六六、〇一五 |

(備考) 一、在外局取扱のものを含む
二、外地取扱のものを含まず

(三) 月別通數

| 月別 | 發料 | | 信料 | | 中繼信 | 合計 |
|---------|---------|--------|---------|--------|---------|----------|
| | 有 | 無 | 有 | 無 | | |
| 昭和十四年四月 | 七二、二五 | 一〇、五八八 | 七三、九八七 | 一〇、九二七 | 一九三、八五〇 | 三、九一、五七 |
| 五月 | 八三、三九 | 一〇、九九六 | 七九、三〇四 | 一一、二七九 | 二〇八、九八八 | 三、九三、七〇六 |
| 六月 | 七九、二四〇 | 一〇、三二一 | 七七、一九二 | 一〇、三三三 | 一九九、一五二 | 三、九六、二六六 |
| 合計 | 一九四、八八〇 | 三〇、九〇五 | 二三〇、一八三 | 三二、五三九 | 六二九、九九〇 | 一、二一、五〇九 |

昭和十四年度

(四) 府縣別通數

(備考) 前と同じ

| 道府縣別 | 昭和十四年度 | |
|------|---------|--------|
| | 發料 | 信料 |
| 東京地方 | 七三、三三五 | 一三、二三五 |
| 茨城 | 七九、八五四 | 一三、四八八 |
| 栃木 | 九六、八七八 | 一九、六三二 |
| 群馬 | 八三、八三三 | 一四、八七七 |
| 山梨 | 八三、六七七 | 一四、六三五 |
| 静岡 | 八八、二三三 | 一七、〇八四 |
| 愛知 | 七四、一四三 | 一四、八三四 |
| 三重 | 七二、四〇〇 | 一三、九二七 |
| 計 | 九四四、八二〇 | 一六、二六九 |
| 東京地方 | 七三、三三五 | 一三、二三五 |
| 茨城 | 七九、八五四 | 一三、四八八 |
| 栃木 | 九六、八七八 | 一九、六三二 |
| 群馬 | 八三、八三三 | 一四、八七七 |
| 山梨 | 八三、六七七 | 一四、六三五 |
| 静岡 | 八八、二三三 | 一七、〇八四 |
| 愛知 | 七四、一四三 | 一四、八三四 |
| 三重 | 七二、四〇〇 | 一三、九二七 |
| 計 | 九四四、八二〇 | 一六、二六九 |

昭和十四年度

| 國 別 | 通 信 數 | | 語 信 數 | |
|-------------|---------|---------|---------|-----------|
| | 發 信 | 著 信 | 發 信 | 著 信 |
| 伊 太 利 亞 | 六、〇三三 | 八、三三三 | 一四、三五四 | 四七、四七一 |
| 白 耳 牙 利 | 七、七三三 | 七、五七八 | 一五、三五一 | 一三九、六七九 |
| 和 蘭 | 九、八二七 | 九、〇六九 | 一八、八八六 | 一六〇、三三三 |
| 瑞 士 | 六、一三二 | 五、四二一 | 一一、五五三 | 一七三、三〇四 |
| 瑞 典 | 四、四三八 | 三、四二九 | 七、八六七 | 五五、四四五 |
| 諾 威 | 六、六七三 | 五、八〇八 | 一三、四八一 | 一三三、二九三 |
| 歐 羅 巴「ロシヤ」 | 五、五三三 | 八、五四五 | 一四、〇八七 | 四四七、七七七 |
| 其 他 歐 羅 巴 | 一一、五五四 | 一二、六八八 | 二四、四二二 | 二七〇、四九九 |
| 計 | 一九〇、八三三 | 一九九、六二四 | 三九〇、四四五 | 六、八四六、〇五八 |
| 埃 及 | 一五、八三三 | 一三、一三八 | 二八、九七〇 | 二五二、〇三八 |
| 南 亞 非 利 加 | 三三、二八七 | 三二、四六四 | 四四、七五一 | 四〇八、四七五 |
| 其 他 亞 非 利 加 | 二〇、三五五 | 一六、九五九 | 三三、三三四 | 二七五、三三五 |
| 計 | 五九、四七四 | 五一、五六一 | 一一一、〇五五 | 九三二、八二〇 |
| 北 米 合 衆 國 | 一四五、九六三 | 一六五、二四四 | 三二一、二〇七 | 四、九四三、三六〇 |
| 加 拿 大 | 八、五三三 | 九、一八五 | 一七、七七八 | 一四八、二九八 |
| メ キ シ コ | 三、九〇四 | 三、八七六 | 七、七八〇 | 八六、九七一 |
| 西 印 度 諸 島 | 五、二八〇 | 五、二〇八 | 一〇、四八八 | 五八、八九三 |
| 其 他 中 米 | 五、六〇二 | 六、四〇九 | 一一、〇一〇 | 六三、〇八七 |
| 計 | 一六九、二八一 | 一八九、九三三 | 三五九、二〇三 | 三、七三五、六八四 |

| 國 別 | 通 信 數 | | 語 信 數 | |
|-----------------|---------|---------|-----------|------------|
| | 發 信 | 著 信 | 發 信 | 著 信 |
| 亞 爾 然 丁 | 一一、三〇二 | 一二、二五八 | 二二、五五九 | 一八〇、五三三 |
| 伯 利 西 爾 | 九、七八七 | 九、五九八 | 一九、三九五 | 一八三、七三七 |
| 智 利 | 五、六六八 | 三、六三〇 | 一一、二九八 | 一〇七、七九九 |
| 其 他 南 米 | 一三、九六四 | 一五、六七七 | 二七、六四一 | 一一、三四四 |
| 計 | 四〇、七三〇 | 四一、一六三 | 八二、八八三 | 七三四、五七三 |
| 太 平 洋 洲 | 三八、九三五 | 三九、四三三 | 七八、三五七 | 六五五、六八六 |
| 澳 洲 聯 邦 | 四、一七八 | 四、五三三 | 八、七四一 | 五七、六四一 |
| ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド | 三、七三三 | 五、四三三 | 九、一六四 | 四五、八五〇 |
| 布 魯 哇 | 一、九七一 | 二、一〇四 | 四、〇七五 | 二九、八三三 |
| 其 他 太 平 洋 洲 | 四八、八〇六 | 五、五三二 | 一〇〇、三三七 | 七九、〇一〇 |
| 計 | 八〇一、九〇〇 | 八〇七、〇九八 | 一、六六九、〇〇八 | 一五、六五三、五九八 |
| 總 計 | 八〇一、九〇〇 | 八〇七、〇九八 | 一、六六九、〇〇八 | 一五、六五三、五九八 |

(備考)

- 一、關門局のアブストラクトに依り、公衆報のみとす
- 二、外地取扱のものを含む
- 三、中華民國の中には滿洲經由本邦北支間通信を含ます

六、電信收入狀況(調定額)

イ、總括

| 科目別 | 昭和十四年度 | | 昭和十三年度 | | 對前年度增減(△) | 同上割合 |
|---------|------------|------------|--------|-----------|-----------|------|
| | 業務勘定 | 切手收入 | 內國電報料 | 外國電報料 | | |
| 切手收入 | 二四,六〇,六六七 | 二〇,五三,一〇〇 | △ | 四,〇三,五六七 | 一・九六 | |
| 內國電報料 | 二二,九七,二八〇 | 一九,八六,二六三 | △ | 四,〇五,〇一八 | 二・〇四 | |
| 外國電報料 | 六七三,三八七 | 六六六,八三八 | △ | 一三,四五二 | 〇・一九 | |
| 電信收入 | 三三,八三,九三三 | 二七,一三三,三四 | △ | 五,六九〇,六九八 | 二・一〇 | |
| 內國電報料 | 二一,七四九,七九五 | 一九,六六三,九二一 | △ | 二,〇八五,八七四 | 二・二六 | |
| 外國電報料 | 二〇,八五五,七七五 | 一七,二八七,六七五 | △ | 三,五六八,一〇〇 | 二・〇六 | |
| 請願電信納付金 | 六〇 | 二五〇 | △ | 一九〇 | 七・六〇 | |
| 電信雜收 | 二〇八,二九三 | 一七一,三七八 | △ | 三六,九一四 | 二・一五 | |
| 計 | 五七,四四,五八九 | 四七,六六,三四 | △ | 九,七七八,二六五 | 二・〇四 | |

口、月別收入

昭和十四年度

| 月別 | 切手收入 | 電信 | | 電信雜收 | 計 | 合計 |
|---------|------------|------------|------------|--------|------------|------------|
| | | 內國電報料 | 外國電報料 | | | |
| 昭和十四年四月 | 一,九四六,六六五 | 一,〇七三,二八一 | 一,三八二,四七九 | 三,二六七 | 二,四八七,四五三 | 四,四三四,一七 |
| 五月 | 一,九〇三,七八一 | 九三三,四〇一 | 一,三九〇,三〇三 | 六,八六六 | 二,三一九,五七五 | 四,三三三,三五六 |
| 六月 | 一,七三二,〇五五 | 八八三,〇八三 | 一,四一九,九三八 | 四,五九八 | 二,三〇七,六二四 | 四,〇〇九,六七九 |
| 七月 | 一,八〇三,二二五 | 八九四,九九五 | 一,三六〇,一五六 | 三〇,二三三 | 二,二八五,三六九 | 四,〇八七,五八四 |
| 八月 | 二,〇四三,〇五八 | 九五〇,七三一 | 一,五六七,一四一 | 一五,三七七 | 二,五三三,二四四 | 四,五七五,三〇三 |
| 九月 | 二,〇六九,三四二 | 九八八,六八一 | 二,三四二,四九三 | 二〇,三四五 | 三,二五一,五三四 | 五,三三〇,七七五 |
| 十月 | 二,〇四四,一〇五 | 一,〇二〇,三八七 | 二,〇四〇,一四三 | 三八,六六一 | 三,〇九八,七九六 | 五,一四二,九〇一 |
| 計 | 一,九四六,六六五 | 九六四,三〇一 | 一,八三五,四六四 | 五,四三六 | 二,八〇五,二〇六 | 四,九〇二,六三八 |
| 昭和十五年一月 | 二,三四八,八一九 | 一,〇二五,五三〇 | 二,二八五,一四九 | 六,三三一 | 三,三七〇,〇〇五 | 五,六六五,八三四 |
| 二月 | 二,一〇一,七一一 | 一,〇四二,八三一 | 一,七三六,三六六 | 二九,八六九 | 二,七九九,〇八一 | 四,九〇〇,七九三 |
| 三月 | 二,〇八五,七五一 | 九三三,八四三 | 一,七三三,七九九 | 七,七五四 | 二,六五四,四〇一 | 四,七四〇,一五三 |
| 計 | 二,四五六,八四四 | 一,〇六〇,七四一 | 一,八八二,三四四 | 二一,五六五 | 二,九五四,六三五 | 五,四一〇,四七九 |
| 計 | 二四,六〇〇,六六七 | 一一,七四九,七九五 | 二〇,八五五,七七五 | 六〇 | 三三,八二二,九三三 | 五七,四二四,五八九 |

七、官應用及私設電信、無線電信施設狀況

(一) 官應用電信

△ 施設目的別

昭和十四年度末現在

| 施設目的別 | 施設者數 | 回線數 | 線路互長 | 線條延長 | 電信機數 | 其他機械數 | 基因法令 |
|--------|------|-------|--------|--------|-------|-------|-----------------|
| 警察及刑務事 | 三 | 九〇 | 九六四 | 一,八九四 | 二一〇 | — | 官應用電信電話規程第一條第二號 |
| 訴訟業務 | 一三 | 四八三 | 六五,二四二 | 六六,八〇四 | 二,三七四 | — | 同第三號 |
| 事業專用 | 一〇 | 三四 | 五三 | 八一 | 五三 | — | 同第四號 |
| 電報送受用 | — | — | — | — | — | — | 同第三號第二項 |
| 近接地連絡用 | — | — | — | — | — | — | 同第三號第三項 |
| 正午時通報用 | — | — | — | — | — | — | 同第三號第三項 |
| 火災通報用 | — | — | — | — | — | — | 同右 |
| 其他通報用 | — | — | — | — | — | — | 同右 |
| 計 | 四二 | 一,五八一 | 六七,四〇四 | 七〇,〇四三 | 二,五四六 | 一,六六六 | — |

(備考) 本表中其の他の機械とは電鈴轉換器又は火災報知用其の他通報用の發報機若は受報機とす
B 遞信局別

| 遞信局別 | 施設者數 | 回線數 | 線路互長 | 線條延長 | 電信機數 | 其他機械數 |
|------|------|-----|-------|--------|--------|-------|
| 東京市 | 一九 | 一九 | 一九一 | 一五、五三 | 一六、四八 | 五〇〇 |
| 東京都 | 一 | 一 | 四〇 | 三、八三〇 | 三、八九七 | 三三三 |
| 名古屋市 | 二 | 二 | 六七 | 六、五三九 | 六、五五三 | 三〇一 |
| 大阪府 | 九 | 九 | 一、〇四六 | 六、九七七 | 七、四四三 | 三三四 |
| 廣島府 | 三 | 三 | 六四 | 一〇、三三四 | 一〇、七三五 | 三七七 |
| 熊本市 | 二 | 二 | 五三 | 五、四三五 | 五、四七四 | 二五三 |
| 仙臺 | 三 | 三 | 八五 | 一二、九六〇 | 一三、五三五 | 四三九 |
| 札幌 | 二 | 二 | 三五 | 五、九二六 | 五、九四七 | 二三〇 |
| 計 | 四二 | 四二 | 一、五八二 | 六七、四〇四 | 七〇、〇四三 | 二、五四六 |

(備考) 前と同じ
(二) 私設電信

A 施設目的別

| 施設目的別 | 施設者數 | 回線數 | 線路互長 | 線條延長 | 電信機數 | 其他機械數 | 基因法令 |
|---------|------|-----|------|------|------|-------|-----------|
| 公共團體事務用 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 電信法第二條第二號 |
| 事業專用 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 電信法第二條第二號 |
| 計 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 同第三號 |

昭和十四年度末現在

(備考) 前と同じ

B 遞信局別

| 遞信局別 | 施設者數 | 回線數 | 線路互長 | 線條延長 | 電信機數 | 其他機械數 |
|------|------|-----|-------|--------|--------|-------|
| 東京市 | 一九 | 一九 | 一九一 | 一五、五三 | 一六、四八 | 五〇〇 |
| 東京都 | 一 | 一 | 四〇 | 三、八三〇 | 三、八九七 | 三三三 |
| 名古屋市 | 二 | 二 | 六七 | 六、五三九 | 六、五五三 | 三〇一 |
| 大阪府 | 九 | 九 | 一、〇四六 | 六、九七七 | 七、四四三 | 三三四 |
| 廣島府 | 三 | 三 | 六四 | 一〇、三三四 | 一〇、七三五 | 三七七 |
| 熊本市 | 二 | 二 | 五三 | 五、四三五 | 五、四七四 | 二五三 |
| 仙臺 | 三 | 三 | 八五 | 一二、九六〇 | 一三、五三五 | 四三九 |
| 札幌 | 二 | 二 | 三五 | 五、九二六 | 五、九四七 | 二三〇 |
| 計 | 四二 | 四二 | 一、五八二 | 六七、四〇四 | 七〇、〇四三 | 二、五四六 |

| 施設目的別 | 施設者數 | 回線數 | 線路互長 | 線條延長 | 電信機數 | 其他機械數 | 基因法令 |
|--------|------|-----|-------|-------|-------|-------|----------------|
| 電報送受用 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 同第四號 |
| 近接地連絡用 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 同第五號 |
| 正午時通報用 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 私設電信規則第二十八條第二項 |
| 火災報知用 | 一〇 | 一〇 | 一、七八九 | 二、〇九六 | 二、三〇六 | 同第三項 | |
| 防空警報用 | 六 | 六 | 五五五 | 一、二四五 | 一、〇〇四 | 同右 | |
| 其他通報用 | 二 | 二 | 五〇 | 三、六〇九 | 七四六 | 同右 | |
| 計 | 八 | 八 | 一、六四三 | 七、〇七九 | 三、一八四 | 同右 | |